

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」  
等に関する意見募集結果について

令和6年12月20日

内閣府公益認定等委員会・大臣官房公益法人行政担当室

（※第3章30、第5章64及び様式集16の御意見掲載が漏れており、その追加等を行い公表日同日に差し替え）

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）等については、令和6年11月1日から12月1日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計199件の御意見を頂きました。

頂いた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。また、個人情報等が含まれている御意見につきましては適宜匿名処理をしております。

※なお、「御意見に対する内閣府の考え方」内において以下用語については略称で記載しております。

- ・ 改正法…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）及びそれによる改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ・ 改正政令…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百二十三号）
- ・ 改正内閣府令…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第八十七号）
- ・ 新ガイドライン…「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成二十年四月内閣府公益認定等委員会策定。平成三十一年三月改定）の改訂案
- ・ 新会計基準等…現在検討中の「公益法人会計基準（令和6年12月内閣府公益認定等委員会決定予定）」及び「公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月内閣府公益認定等委員会決定予定）」の案

【ガイドライン（素案）全体】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
全体 1	<p>公益社団法人及び公益財団法人の中には節税や自分達の利益の為だけに活動している者達が居ると思います。</p> <p>税金を使っている以上、公益（一般国民や国益）の為に活動していない組織は認定を取り消すべきです。</p>	<p>適正な運営が確保されていない公益法人に対しては、公益法人制度への信頼を確保するために、行政庁は、法令等に基づき、実効性の高い監督措置を講じてまいります。</p>
全体 2	<p>2. 都道府県との連携</p> <p>今回のガイドライン作成の経緯からは都道府県との連携が十分では無いような印象を受けます。内閣府主導で作成され、都道府県の考えや、過去の公益認定の事例がどこまで反映されたのか見えてきません。</p> <p>公益認定受ける先が、内閣府、いずれの都道府県であっても結論が異なることはあってはなりません。公益認定では個々の公益認定委員会の判断を尊重することは必要ですが、判断の前提は共有する必要があります。都道府県の連会について P13 に記載がありますが、問題がある際の国からの一方的な措置のみではなく、国と都道府県で常日頃から連携する様な記載があればいいかと思えます。</p>	<p>「認定等に関する行政の判断のブレやばらつき抑制」は、今回のガイドライン見直しの大きな目的の一つであり、新ガイドラインにおいて改正法の考え方等を分かりやすく記載しました。また、事例集の作成など、改正法の運用について行政庁間で情報共有を図ることとしています。</p> <p>改正法に関する都道府</p>

		<p>県の事務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務であり、都道府県に対して義務付けをするような記載は適切ではないことから、新ガイドライン第1章第4節においては、内閣府の取組を中心に記載していますが、国が都道府県の運用を把握等する上で、都道府県による情報提供等は不可欠であり、国と都道府県が日頃から情報交換等を行いつつ、共通の考え方の下で運用を行っていく旨は原案においても示されていると考えています。</p> <p>なお、ガイドラインの見直しに当たっては、都道府県の意見を聴取しつつ</p>
--	--	--

		検討を進めてきたところ です。
全体3	「正味財産増減計算書」が「活動計算書」に変わるとのことですが、 「収支予算書（正味財産増減予算書）」については、 その名称、項目等はどうなるのでしょうか？	収支予算書について、 名称変更はございません （改正内閣府令第45条第 2号。「収支予算書（正味 財産増減予算書）」という 名称も内閣府として設定 はしておりません。）。項 目等については改正内閣 府令第48条に記載されて おり、新ガイドライン第 5章第2節第1（1）②に 記載のとおり、損益計算 書と同様に公益目的事業 に係る経理（公益目的事 業会計）、収益事業等に係 る経理（収益事業等会計） 及び法人の運営に係る経 理（法人会計）の各経理単 位の内訳の表示を行うと ともに、各事業ごとの内 訳は、公益目的事業につ

		<p>いては、公益認定を受けている事業単位（「公1」「公2」…）、収益事業等については、法人で設定している事業単位（「収1」「収2」…、「他1」「他2」…）に区分された数値を記載する必要があります。</p>
全体4	<p>短期間の間に、しっかりとした手続きでこれだけのものを作成頂き深く感謝します。公益法人関係者にはしっかりと読んでいただけるよう中間団体等を通じてお願いしているところです。</p> <p>他方で、今回の内容は公益法人関係者だけではなく、行政庁職員、公益認定等委員会委員、都道府県の合議制機関委員が当然承知しておくべき内容と思います。</p> <p>上記関係者全員に「ガイドラインを読んだ」という文書を就任後速やかに提出していただけるよう、しかるべき箇所にその旨を記載願いたい。必要により書式を追加願いたい。</p>	<p>ガイドラインは、行政庁職員や合議制機関の委員に活用されるよう作成しており、委員の就任や職員の着任に当たり、最初に読むべき文書として取り扱っていきたいと考えています。</p>
全体5	<p>文字校正です。第が抜けていたり、ダブっていたり。一般が余計だったりしています。Word形式の方が見やすいのでご連絡いただければ送ります。 iii （3） 特別の利益（認定法第5条第3号、第4号） iv （認定法第14条及び認定規則第15条から第23条まで、第46条及び附則第2項から第6項まで） P.91 法人法第99条第1項及び第197条 法人法第65条第2項及び第177条 法人法第66条・第67条等</p>	<p>いただいた御指摘は全て反映させていただきました（御指摘の部分はこの御意見で全て確認できました）。</p>

	<p>法人法第 105 条等 P. 107 納税証明書（認定規則第 5 7 条第 1 項第 1 号） P. 113  （行政書士法第 6 条、第 19 条第 1 項） P. 119 （認定規則第 1 3 条第 1 項）  P. 133 （法人法第 301 条第 2 項第 6 号、第 302 条第 2 項第 6 号） P. 136 認定規則  第 15 条から第 23 条まで P. 157 （認定規則第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項及び第  29 条第 3 項） P. 173 一般法人法第 27 条 P. 177 （認定法第 5 5 条第二十 20  号に規定する者） P. 178 一般法人法第 123 条第 2 項及び第 199 条 P. 181 （認  定法第 24 条第 1 項第 1 号（ P. 183 （一般法人法第 131 条に規定する基金） P. 189  （法人法第 14 条第 1 項・第 156 条第 1 項） P. 200 （認定法第 21 条第 6 項） P208  法人の説明責任の強化を図る 改行をとる こととされたが、</p>	
<p>全体 6</p>	<p>来年の 1 月 1 日に間に合わせる必要はないが、本ガイドラインの別冊として、法施行に  関する取扱い、猶予等の情報を提供できないか。  例えば、定款に記載している認定法 5 条 1 7 号の団体といった表記の改正法に伴う条ず  れの取扱いなども法人にとって必要な情報である。</p>	<p>本ガイドラインの別冊  という位置付けになるか  否かは断定できません  が、新制度開始前後での  定期提出書類の取扱いや  各規定の経過措置等につ  いては新制度開始までに  適宜周知広報を行ってま  いります。  なお、定款における改  正法に伴う条ずれへの対  応に関しては、御意見も  踏まえ、新ガイドライン  第 4 章第 9 に考え方を明</p>

		記しました。
全体 7	<p>(8 頁 9 行目) 適切に業務運営が行うことを前提に → 適切に業務運営を行うことを前提に</p> <p>(22 頁脚注 16 の 6 行目) 前掲注○となっているが○に数字を入れる</p> <p>(25 頁脚注) 脚注 21 が無い</p> <p>(84 頁 3 行目) 若し くは → 若しくは</p> <p>(88 頁 5 行目) 「第 5 章第 5●(4)ウ (iii) →第 5 章第 2 節第 1 (2) (4)ウ (iii)」 「第 5 章第 5●(4)ウ (ii) →第 5 章第 2 節第 1 (2) ●(4)ウ (ii)」 「、や→、」</p>	いずれも確認の上修正しております。
全体 8	(その他) モデル定款の改訂をお考えの場合、改訂案をお示し頂ける時期をご教示願いたい。	可及的速やかに改訂したいと考えます。
全体 9	<p>1. 平成 18 年に公益法人制度改革が行われて以来、新設の公益法人数が激減している最大の理由は、公益認定手続きにおいて「準則主義」(P2) と言いながらそれを遵守せず、しかも行政手続法の原則を無視して、いまだに事実上「裁量行政」を行っていることが最大の理由である。いまだに、明確な基準も根拠もない行政指導をし、不要な資料の提出を求めている。</p> <p>現在の公益認定手続きは、公益事業を志す多くの国民を苦しめ、公益法人制度の健全な発展を阻害している。認定件数が少なく、取下げ件数の多いのはそのためである。この現実を直視しなければ、制度の改善は不可能であり、ガイドラインの内容も定まらないものと思われる。</p>	御意見にあるような厳しい御指摘を踏まえ、第 1 章の事務処理の原則 (第 3 節) や行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 及び行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) との関係 (第 5 節) において、基本的考え方を明ら

	<p>2. 上述のとおり、公益認定手続きにおいて行政手続法を遵守できず、多くの国民を苦しめているが、その第一の原因は、公益委員が民間人であり、行政手続法そのものを全く理解していないことである。いまだに昔の「裁量行政」の気分で、思い付きで色んな指摘や資料要求をしているのである。</p> <p>例えば、内閣府から「事務室が地下にあることが問題ではないか」と指摘されたことがあり、これに対しては、厚労省の基準を示して、換気が十分であれば、全く問題がない旨を説明したが、このようなことが「公益認定」にどのような関係があるのか全く疑問である。そもそも、このようなことを質問すること自体が、公益委員の資質に疑問を生じさせるのである。</p> <p>3. 行政手続法を遵守できない第二の原因は、上記のとおり、公益委員が「裁量行政」の意識で、思い付きで色んなことを質問するため、その下にいる事務官が、さらに気を回して、「念には念を入れて」手持ち資料として、その何倍もの資料を要求してくることである。</p> <p>直近の例では、これも内閣府から「寄付することが出来るか確認するため預金通帳の写しを出せ」とか「選考委員の履歴書を出せ」とか「事務所のレイアウト図を出せ」と言われた例がある。</p> <p>このような行政指導をする根拠はない。</p> <p>例えば、国交省や厚労省の許認可申請でも、事務所のレイアウト図を提出を求められることがあるが、その場合は、必ず、申請要領に記載されているのである。</p> <p>審査基準になんの根拠も理由も示さず、事務所のレイアウト図を要求できるはずがない。</p> <p>これは、法的な根拠のない違法な行政指導である。</p> <p>しかし、現実には「行政指導」と言っても、従わなければ認可しないとの事実が前提と</p>	<p>かにしているほか、第2章以下において、基準の明確化等を行っています。</p> <p>一方、当初に提出された申請書及び添付書類だけでは、認定基準に適合すると判断できない場合に、最小限の追加的な説明を求めることは、改正法や行政手続法の趣旨に反するものではないと考えています。申請時の提出書類については、行政庁が必要と認める書類（改正内閣府令第7条第3項第7号）について、可能な限りガイドラインにおいて明確化するとともに、ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、当該書類を必要とする理由を示すこととして</p>
--	--	---

	<p>なっているため申請者としては従わざるを得ないことが多い。</p> <p>これが、国民を苦しめているのである。</p> <p>調査担当する事務官がこのような資料を要求するというということ自体が、行政手続法や「準則主義」の内容を理解していないことの証左と思われる。</p> <p>4. そもそも、平成6年に行政手続法が制定された趣旨は、それまでの許認可行政は「裁量行政」であって、審査の基準が不明確かつ不透明であってであったため、国民に対して事前「審査基準」を公開することにより許認可申請を透明化することに改めることになったのである。</p> <p>そのため、国交省も厚労省も都庁も、行政手続法の施行前は、事前に許認可の基準を明確に定め、提出書類も詳細に開示し、よほどの事情ない限り、その他の資料要求はしないうようになったのである。</p> <p>しかるに、公益認定手続きにおいては、いまだに「裁量行政」が行われているのは驚くべきことである。</p> <p>5. 今回のガイドライン案では、一応提出書類が規定され、従前のガイドラインに比べると一定の進歩は認められる。しかし、その内容は不十分であり、他の省庁のように提出書類を網羅しているとはとても言い難い。</p> <p>このままでは、新ガイドライン後も、審査担当の事務官が、種々の資料を要求してくるおそれは強いと思われる。</p> <p>なぜなら、チェックポイント自体が、全体的に「・・・かどうか確認しろ」という定め方をしており、審査を担当する事務官としては、種々確認資料を求めざるを得ないようになっているからである。</p> <p>また、「事実に基づく判断、効率的・効果的な業務遂行」(P12)には、わざわざ「必要な情報を適切に収集した上で」と書かれているからである。</p>	<p>おり、行政手続の合理化に向け、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>なお、ガイドラインについては、関係者(公益法人、都道府県、国民・企業等)の要望等を踏まえ、少なくとも年に1回は見直しを行うこととしており、実際の運用状況を踏まえ、必要に応じ、継続的に手続の合理化を進めていくこととしています。</p>
--	--	--

	<p>6. ではどうすればいいのかということであるが、新ガイドライン案については、次のとおりとするべきである。</p> <p>(1) チェックリスト全体 (P69 以下) を変更することは困難と思われるので、各チェックポイントの最初にくどくとも、「以下の確認は、申請書の記載及び判断基準に記載された書面のみによって行い、追加の資料を請求するときは、必ず、その書面を必要とする理由を明記すること」ということをその都度明記するべきである。</p> <p>(2) さらに、公益認定手続きは「準則主義」であること、(及び準則主義とはいかなるものであるかということ) を「事務処理の原則」(P11) に明記するべきである。そして、そもそも「準則主義」とはどのようなものかということの詳細に説明する必要がある。</p> <p>(3) また、同じく「事務処理の原則」(P11) の中に、公益認定手続きは行政手続きであり、行政手続法の適用があること、及び行政手続法では、国民に対して事前に許認可の「審査基準」を明示する必要がある、「審査基準にない資料の提出は求めてはならないこと」も明記するべきである。</p> <p>さらに、「チェックポイントの判断基準」にない「参考資料の提出は任意である」旨も明記し、「明記していない場合には提出しないことによる不利益は受けない」旨も明記するべきであると考えます。</p>	
<p>全体 10</p>	<p>(該当箇所) 全体 (コメント) 小規模法人に関する配慮が、「p. 92 (12) 会計監査人の設置」、「p. 98 (14) 理事、監事の外部からの選任」、「p. 180 マル3 区分経理を行わないことができる公益法人の要件」など、制度面でなされていると考えるが、実際の運用に当たっても中小規模法人</p>	<p>公益行政に当たっては、杓子定規の取扱いをすることなく、法令の規定及び制度の趣旨を踏まえ、実情に即した判断をしてまいります。</p>

	への配慮をお願いしたい。	
全体 11	<p>(該当箇所) p. 30 下から 9 行目 (コメント) 表記の誤りかと思われます。 現:「公益法人の種類及び内容」として 正:「公益目的事業の種類及び内容」として</p> <p>(該当箇所) p. 180 上から 9 行目 表記の誤りかと思われます。 現: 特別区分経理 正: 特例区分経理</p> <p>(該当箇所) p. 196 一つ目の○の 8 行目 (コメント) 表記の誤りかと思われます。 現:「・・・は、キまたはコの書類として改めて提出する・・・。」 正:「・・・は、キまたはクの書類として改めて提出する・・・。」</p>	いずれも御指摘のとおりですので修正いたします。
全体 12	○ ガイドラインの「素案」であるとは言え、誤字・脱字と思われる箇所や無用なスペース(空白)、表記(書きぶり)が統一されていない箇所が散見される。法律改正(会計基準の全面改正を含む)から施行までのタイムスケジュールに無理があったのではないか。	誤字・脱字や無用なスペース等につきましては修正しております。
全体 13	○ 制度上、会計制度と密接な関係があるにも関わらず、認定法上の会計に関する用語が会計の用法を考慮していないと思われるため、混乱を招き理解を阻んでいる。ガイド	公益認定法令における用語としては、従前から、

	<p>ラインや実務においては、会計用語に準拠してはどうか。(本来は、法律の改正に際し、会計の用法と平仄が合せるべきであった。)</p> <p>全般的に「収入」「費用」「運用収益」【損益ベース】と「収益」「費用」「運用収入」【収支ベース】の使い分けが意識されておらず、混用されてる。</p> <p>○ ガイドラインにおいて、損益計算書と活動計算書の用語が使われ、分かりにくい。</p> <p>2008年の制度改正時に、旧制度からの「正味財産増減計算書」という名称を引き継いだ経緯があるものと思うが、現在検討中の会計基準においては認定法に基づく「損益計算書」を使用してはどうか。</p> <p>それが難しい場合は、ガイドライン及び実務では、法令の引用等やむを得ない場合を除き「活動計算書」に統一して使用していただきたい。</p> <p>「損益計算書」「活動計算書」の用語が混在して非常に読みにくく、新たに公益認定申請を行おうとする法人関係者としては、容易に理解しがたいのではないか。</p> <p>○ 同様に、法令上「収益」とされていても会計上「利益」とすべきものについては、ガイドライン及び実務上は「利益(額)」との表記に統一すべきである。</p> <p>また、法令上「収支予算書」となっているので致し方ないが、予算書は損益ベースで作成されている「損益計算書の見積もり」である。ガイドライン等行政実務では、単に予算書か「活動予算書」という用語を用いてはどうか。収支予算書という用語は収支ベースであるとの誤解を与える。</p>	<p>いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p> <p>御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益(利益)」と括弧書きを付すなどさせていただいております。</p> <p>御指摘を踏まえ、損益計算書と活動計算書の関係について脚注を追加いたしました。</p>
全体 14	<p>○ ガイドラインが膨大な量となったため、利用者が必ずしも全てを通読するとは限らず、必要と思われる部分を中心に参照することが多いものと考えられる。</p> <p>文章の主語が省略され過ぎている箇所があり、行政庁(職員)に対する内容なのか、法人に対する内容なのか、理解しやすいよう見直していただきたい。</p>	<p>ガイドラインについては、御意見にあるような利用者も多いことを想定して、関連する制度を明</p>

		示するなど、分かりやすくなるよう取り組んでいるところです。
全体 15	○ 公益法人の柔軟・迅速な公益的活動の展開を可能とする財務規律の柔軟化や行政手続の簡素化・合理化を進めることが掲げられているが、ガイドラインの素案を読むかぎり、公益法人が作成すべき書類は旧制度以上に複雑であり、却って負担が増加していると言わざるを得ない。実務担当者の負担軽減になっていないのではないか。	今回の制度見直しにおいては、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みとするとともに、公益法人が国民からの信頼・協力を得られるよう、公益法人のガバナンスや説明責任の充実に努めることとしています。全体として、公益法人の負担軽減となるよう努めておりますが、一部の公益法人にとって、(少なくとも短期的に) 負担増となる可能性は否定できません。制度改革の趣旨について御理解をお願いするとともに、引き続き、DX を推進するなどにより、法人の負担軽減に取

		り組んでまいります。
--	--	------------

【第1章～第3章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第1章1	<p>11頁の第2事務処理の原則（1）迅速・丁寧な対応  （13頁の内閣府と都道府県との連携にも関係する）  標準処理期間については内閣府だけではなく、すべての都道府県について、公益法人informationで一覧として公表する旨を記載してほしい。なお、標準処理期間を設けていない行政庁においては兵庫県のようにその理由を合わせて記載の上、一覧に入れてほしい。現状では、「標準処理期間を設けていない」ことすら明示していない行政庁が多い。</p>	<p>都道府県知事が行う事務は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務であることが前提となります。御意見については内閣府として各種情報提供を検討していますので参考とさせていただきます。</p>
第1章2	<p>3頁4つの目の○ 「暖かく」という文言が入っていたが、第5回研究会において、パターンリスティックに過ぎて「自主性の尊重」と反する形になりかねない点から削除されている。これまでの方針の一つが落ちていることから今後誤解が生じやすい箇所である。そこで、このパブリックコメントにおいて、削除したのは「自主性を尊重するためであり、杓子定規に運用するという意味ではない」という点を確認させていただきたい（発言構成員に確認済み）。</p>	<p>御意見については、第5回ガイドライン研究会において、「暖かく」という言葉がパターンリスティックではないかとの指摘を踏まえたものであり、杓子定規な運用に陥ることなく、引き続き、「創意工夫や自主性を尊重」し、「柔軟性をもって判断」していくことが重要であると考え</p>

		ています。
第1章3	<p>13頁「都道府県知事の事務処理が法令に違反しているか、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」に「是正の要求」とあるが、当該事務処理の状況の把握を内閣府が行うことには大きな困難が予想される。また、内閣府の職員等の「事務処理が法令に違反しているか、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」についても、これだけの膨大な内容であり、十分に想定される。そこで、法人側から、事務処理についての疑義に関する通報の窓口を設置する旨の記載をこの部分に追加願いたい。また、都道府県への是正の要求があった場合や内閣府職員に対する問題があった場合には当該内容を公表する旨を追加記載願いたい。</p>	<p>各行政庁の制度所管部局の連絡先はHP等において公表しているほか、内閣府では、公益法人制度に係る相談専用の電話窓口を設けて幅広い相談を受け付けています。また、行政庁の違法・不当な処分や不作為に、簡易迅速かつ公正な手続の下で不服申立てをする仕組みとして、行政不服審査法に基づく審査請求の仕組みがあり、裁決等に関して透明性を確保する仕組みも整っています。</p> <p>こうした既存の取組・制度に加えて、公正性・透明性の高い公益行政を実現する観点から、どのような措置を講ずる必要があるかは、今後の運用を踏まえ</p>

		て判断する必要があると考えており、現段階においては、原案を維持します。
第1章4	17-19頁 第3 審査請求 審査請求並びに裁判についてはその結果を「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に記載願いたい。	公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告の内容については、御意見も踏まえ、検討してまいります。
第1章5	14 頁脚注 「各地方自治体の行政手続条例の規定」については、公益法人インフォメーションを通じてリンクを貼っていただきたい。	各行政庁の「各地方自治体の行政手続条例の規定」等については、現時点でも公益法人インフォメーションのトップページにある各行政庁リンクから確認することができます。また、公益法人インフォメーション自体についても、より見やすいものになるよう引き続き検討を進めてまいります。
第1章6	(1)第1章第4節 P13 ガイドライン等(会計基準等も含む)の解釈が都道府県の担当者によって異なること があり、法人側が振り回されることがあるため、国と都道府県とのコミュニケーション	今回の見直しにおいては、御指摘のような意見も踏まえ、中期均衡期間を改

	<p>は十分行って頂きたい。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>現認定法第5条第6号「収支相償」、同条第11号「役員の1/3規定」の考え方。</p> <p>「収支相償」の解消期間を「中長期的」=2年間 が、新法では「中期的」収支均衡=5年間 と変化。</p> <p>基準の考え方を明確にするとともに、都道府県と共有・連携して頂きたい。</p>	<p>正内閣府令で定めるなど、中期的収支均衡の判定に係る規律は法令で明確にしています。また新ガイドラインにおいても考え方を明記しました。</p> <p>また、具体的な運用についても、都道府県の運用を把握するとともに、内閣府における運用と併せて幅広く情報提供を行うことで、行政庁間で情報共有を図ることとしています(新ガイドライン第1章第4節)。</p>
<p>第1章7</p>	<p>(2)第1章第3節 P11~P12</p> <p>現状もそうであるが、相変わらず難しい用語が使われているようである。</p> <p>従来同様(以上に)Q&amp;Aの充実をお願いしたい。加えて制度の照会や細々とした疑問・質問等は法人にとって身近な都道府県段階で対応(アドバイス)が行えるよう、国からも指示願いたい。(いちいち国にお聞きするのは敷居が高いので・・・)</p> <p>当法人のように事務方のマンパワーや経験が不足している「小規模法人」は、用語一つとってもなかなか理解できないことが多々ある。「収支相償」、「正味財産」、「遊休財産」等々。新法では「中期的均衡」、「活動計算書」、「使途不特定財産」、「公益充実資金」</p>	<p>今回の制度改正を受けたFAQの整理拡充及び都道府県への制度改正についての周知広報や研修につきましても、新制度施行を見据えて適宜行ってまいります。</p> <p>また、制度の解説資料</p>

	<p>等々。役員に説明するだけでも時間と手間を要する。今後、順次、説明会等も開催されるところであるが、丁寧な対応をお願いしたい。</p>	<p>(動画等も含む。)の提供や説明会の実施等、法人向けにも引き続き周知広報に積極的に取り組んでまいります。</p>
第1章8	<p>23頁24頁</p> <p>全体として大変よくなっているものと高い評価しますが、</p> <p>「公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されています。</p> <p>これらを踏まえると、</p> <p>6. 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることを確認することが求められる(上記1から6の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)」となっています。</p> <p>そして、脚注18において、</p> <p>「民法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、</p>	<p>御指摘の⑥につきましては、これまでの制度運用を踏まえた記載であり、新ガイドラインに記載のとおり、公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政庁の監督の下社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的サポートを受けていること、また、今般の制度改革において財務規律の柔軟化や行政手続の柔軟化が進められる中で事業の公益性の判断は一層重要となっていること、今回のパブリックコメントにおいて⑥の</p>

	<p>営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされていた。」</p> <p>と法令上の根拠ではなく、現在使用されていない旧民法下の旧指導監督基準を引用して根拠としています。</p> <p>旧民法時代は、営利法人に対する規制によって公益法人でなければ実施出来ない事業がたくさんありましたが、規制緩和が進み、例えば今では大学でも株式会社で実施できます。これはまさに旧指導監督基準が指摘している「社会経済情勢の変化」であり、また営利企業も社会貢献を行っていますから、「営利企業等が実施している事業と類似する事業」とは、すべての事業を意味します。それについて、法改正を伴わずに「ふさわしい特徴」という曖昧な基準を提示して、公益目的事業該当性の要件とすることは、大混乱に陥らせることになると思います。世の中の事業には必要な情報公開やしっかりとしたガバナンスや政府の関与からくる「安心感」が必要な領域があります。ガイドラインにあるように、「採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域」であり、それは事業としての特徴ではありません。</p> <p>営利競合という考え方は、認定法制定以前に営利企業が行っている収益事業を公益法人が公益事業の中に含めて行っており、税制の優遇を受けながら営利法人と同じ事業をすることは不公平であるというので営利企業の利益を護るため営利競合が問題となりました。</p> <p>民間は、国家（行政）が独占的に行う国防と警察以外全ての事業（以下「市場化事業」という。）を行うことができ、民間営利企業は、市場化事業を全て行うことができことから、公益法人が行う公益目的事業と全て営利競合します。また公益法人が公益目的事</p>	<p>記載は適切であるとの御意見もあることなどを踏まえ、⑥の記載は原案の通りといたします。</p> <p>一方、御意見にあるような考えがあることも踏まえ、脚注において、「この点については、公益法人は、財務規律等の遵守が求められるほか、出資を受けられず利益分配もできないなどの制約があるのだから営利企業等とイコールフットィングを求めるべきではなく、『公益目的事業としての特徴』という曖昧な基準を設けるべきではないという意見もあったが、これまでの制度運用を踏まえ、本文記載の考えに基づき、「公益目的事業としての特徴」を求めることとしている。制度の</p>
--	---	---

	<p>業として行っているのと同じ内容の事業を、営利企業が社会貢献として参入して営業することもあります。このように公益法人が行う公益目的事業と収益事業との分岐点をどうするかについて公益法人制度改革のとき検討されました。そして、公益認定法に、営利競争する事業の中から公益性の高いものを同法第 2 条第一項四で公益目的事業の内容を限定して列挙し、実体要件を規定しました。そしてこの実体要件に該当する事業を行うことを目的として公益認定を申請し第 5 条に定める基準に適合すると認められるときは、行政庁は公益認定をしなければならないと定めました。</p> <p>(1) 公益認定法に定める公益に関する事業を不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するため行うこと</p> <p>(2) 公益目的事業比率が50%以上あること、収支相償や遊休財産の保有制限があること</p> <p>(3) 事業計画・収支予算、事業報告・決算報告・財産目録を毎年行政庁に提出し、内閣府の公益法人インフォメーションより公表されること</p> <p>(4) 同一親族・同一団体関係者が理事・監事に占める割合を制限し、役員報酬規定を定め、役員報酬を支払ったとき報酬額が公表されること</p> <p>(5) 行政庁から検査を受けること、利益配当を行うことができず、解散するときは公益団体に寄附すること。</p> <p>公益認定法に上記の通り公益目的事業を行う上で制約することを定めていることに対し、営利企業は、出資者に配当金を出すため利益をあげることが目的として事業を行うことができ、公益法人のような制約は受けません。この違いは、上記のとおり公益法人は、税制の優遇を受けることから制約があるからです。</p> <p>従って、営利企業が行っていることを公益法人が公益目的事業として行うときは、上記制約を受けて行うことを承知のうえ申請し、チェックポイントによるチェックを受け</p>	<p>運用に当たっては、透明性を確保するとともに、本ガイドラインに基づく具体的な運用状況を踏まえ、更なる見直しの必要性について検討を行う。」旨を記載いたします。</p> <p>なお、第 2 章第 1 節の①～⑥に掲げる事項は、いずれも、個別の事業が「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」に該当するか否かを判断するに当たって確認する要素です。新ガイドライン脚注に記載の判決にあるように、総合的な判断を行う際の要素として様々な事情を考慮することに問題はなく、特徴を求めるこ</p>
--	---	---

	<p>ることから、これらの要件を満たせば公益法人としての特徴が認められると考えます。</p> <p>公益法人制度改革は、それまで主務官庁が許可権限を持ち大幅な裁量権を有しており弊害が多かったので、公益を官が独占せず民にも開放して自由な参入を促すことが必要であるということから、できる限り準則主義に則った公益認定をすることを目的として公益認定法が制定されました。</p> <p>このような公益認定法制定の趣旨から、公益認定法に規定されていない「社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることが公益目的事業該当性」の要件とすると、「ふさわしい」とか、「特徴がある」とかを判断する裁量権が委員会に与えられることは、法律に定めがないことを委員に裁量権を与えることになり違法の可能性が高いと考えます。私はこれまで公益認定申請及び代理人として公益認定申請した経験から、委員から公益認定法に定められている要件以外のことの質問が多くあり、そのため公益認定手続が大変遅くなっていることを経験しました。内閣府以外の都道府県の委員も同様で、委員は、公益認定をして公益法人としての活動を認めることに公益法人が税制上の優遇を受けるといった特典を与えるので、万一委員が認定答申した法人が不祥事を起こすことや早期に解散するようなことがないように法人の運営方法や将来の資金繰りまで何度も聞かれました。今回ガイドラインに公益法人としてふさわしいか否かを委員会が判断するということになると、これまで以上に委員が法人の運営方法や資金調達まで確認して判断することになり、公益認定法制定の趣旨から相当でないと考えます。</p> <p>これまで民間から選出された委員会は、営利競争の考え方を維持し、公益法人としてふさわしいかどうかということを基準として審査してきたことから審査が長引き、取下げ指導が行われてきたと思われます。</p> <p>「ふさわしい特徴」というだけで何も基準を示すことなく、公益認定等委員会や行政</p>	<p>とについて法的根拠がないとの指摘は当たりません。</p> <p>なお、今回のガイドライン改訂に当たっては、都道府県を含む各方面から幅広い御意見をお聞きするとの方針の下、公益法人に関する知見を有する法学者、実務家等の学識経験者等、多様なステークホルダーの参画を得て「公益認定等ガイドライン研究会」を開催し御議論をいただいております。</p> <p>議論の詳細は、ホームページで公表している同研究会議事録を御参照ください。</p>
--	--	--

	<p>庁に丸投げした状態では、法人と公益認定等委員会や行政庁の間の押し問答が繰り返されることになると思われます。</p> <p>当法人は、社会的なサポートを受けるにふさわしいことを公益認定の要件とすることは公益認定法に定めがないことを要件にすることであるので反対します。</p>	
第1章9	<p>○ できる限り準則主義に則った認定等を実現することを目的に、</p> <p>→ 公益法人の認定について準則主義が採用されているわけではないものと理解している。</p> <p>準則主義により設立することができるのは、一般法人であって、「認定等」に関しても準則主義であるかの様な印象を与える書きぶりは適当とは言えない。認定等については、「予見可能性を高める」という表現がより適切ではないか。</p>	<p>御指摘の記載は、平成20年に策定された現行ガイドラインの「はじめに」に記載された表現であり、ガイドライン作成の経緯として記載しています。当該表現がなされていることは事実ですので、原案のとおりといたします。</p>
第1章10	<p>第2 事務処理の原則</p> <p>○ 主語が不明確な文章が散見される。「行政庁は」「(行政)職員は」など適宜記載し、読み取りやすい文章としていただきたい。</p> <p>(例) 申請については、原則として、標準処理期間内に処理するよう努める</p> <p>→ 申請について、行政庁は原則として、</p> <p>(例) 監督に当たっては、事実即して毅然とした対応を行う必要があるが、十分な根拠のない中での決めつけや高圧的な態度をとることがないよう留意する。</p> <p>→ 行政職員は、十分な根拠のない中での</p>	<p>御指摘の文章は、「事務処理の原則」の中で、迅速・丁寧な対応を求める記載であり、誤解が生じることはないと考えます。また、「行政職員」や「行政庁」とした場合には、合議制機関やその委員が含まれるか否かなどの疑問を生じさせることにもなりかね</p>

		ないことから、原案を維持いたします。
第2章1	<p>1. 新規事業区分「出資」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益事業としておこなう出資では「公益に寄与する」面が強いために、一般的な投資としての出資よりリスクが高いと考えられます。公益事業として「出資」する際には、安易に出資先救済のための費用投入等がなされる可能性がある等、法人自体の経営へ大きな影響を与えることもあると考えられます。公益認定の際にはリスク管理体制のチェックも必要思います。</li> <li>・一方で投資が成功し公益事業としてではなく、資産運用による果実を得る手段に変化する可能性もあります。公益事業としての投資の役割が終わり、次の段階への移行についての手当が必要と考えます。</li> </ul>	<p>ポツの1つ目について、御指摘の懸念点が必ずしも定かではありませんが、公益目的事業として実施される出資においては、出資の判断が、各種のリスクを含む様々な事情を勘案して公正に行われることが重要であると考えており、(iv) 選考の公正性、(vi) 専門家の関与等を明記しています。</p> <p>ポツの2つ目については、御意見のとおりと考えており、(ii) 条件イにおいて、「公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である」ことを明記して</p>

		います。
第2章2	<p>68頁 19事業区分非該当事業の公益目的事業のチェックポイント</p> <p>旧ガイドライン・チェックポイントに記載の下記の部分がすべて削除されている趣旨は何か。とりわけ、＜「機会が、一般に開かれているか」：共益的に行われるものを除く趣旨である。＞は公益目的事業性の範囲を考えるうえで最も重要な部分であり、この箇所を間違えて運用してきたことで、予見可能性をはじめとする現在の混乱があるのではないか。この部分からは、利他的な資金提供については、限定性に伴う公益目的事業性の妥当性ではなく、特別に利益供与の観点のみが重要となるものではないのか。</p> <p>従来の方針を変更するものではないと繰り返し説明しながら、これだけ重要なメッセージを記載しないのは論理的にも一貫せず、また、ガイドライン等を無視した運用を肯定することにもつながりかねない大問題と考える。これが許されるのならば、今回の膨大なガイドラインもまた無視された運用が平然と行われることになるだろう。</p> <p>それゆえ、「機会が、一般に開かれているか」については、共益的に行われるものを除く趣旨である。という一文を必ず入れてほしい。</p> <p>入れないのであれば、削除した理由と、「公益目的事業性の範囲を狭めた」という事実としての一文をガイドラインに入れるべきである。</p> <p>(旧チェックポイントの記載)</p> <p>「機会が、一般に開かれているか」：共益的に行われるものを除く趣旨である。</p> <p>受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定され</p>	<p>「19事業区分非該当事業」を含め、公益目的事業該当性に係る考え方は、第2章第1節（総論）に記載しています。受益の機会に係る考え方については、第2章第3（3）に詳細に記載しています。</p> <p>「共益的」という言葉の意義は、必ずしも明確でないと考えており、例えば、「共済事業」は「共益的」とする考え方もあり得るところ、その実態を見た上で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すると認めた事例もあります。今回の案は、これまでの運用を踏まえて、より明確に記載したものであり、公益目的事業該当性についての判断を変更するものでは</p>

	<p>ている場合は原則として共益と考えられる。</p> <p>ただし、機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る。(例：特定の資格等を有する者の大半で構成される法人における講習による人材の育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、受講者が社員に限定されていても、公益目的事業とし得る。)</p> <p>45 頁 2 行目</p> <p>「これまでの考え方を改めるものではない。」と断言するのであれば、現行のチェックポイントの 50 頁の、</p> <p>「(3) 各用語の解説</p> <p>ア 「機会が、一般に開かれているか」：共益的に行われるものを除く趣旨である。」</p> <p>を新ガイドラインのどこかに明確に記載すべきである。今回の案は、この点が極端に狭まって記載されている。</p> <p>「機会が、一般に開かれているか」を極端に狭く解釈していることで、無用の混乱や認定までの無用の時間がかかっている。この点を明確にしないと、今回の改正の趣旨は徹底されないと考える。</p>	<p>ありませんが、これまでの運用と異なるものではないことを示す観点から、共益的に行われるものについては、受益の機会が開かれているとは言い難い旨を追記します。</p>
<p>第 2 章 3</p>	<p>1. 63 頁 奨学金のチェックポイント</p> <p>(ii) (ローマ数字の 2 の箇所) 応募の機会が、一般に開かれているか は不必要であり、削除すべきであり、それに関連する記述も併せて削除すべきである。</p>	<p>新ガイドライン第 2 章 第 1 節(総論)37 頁記載の「受益の機会についての確認事項」を奨学金につい</p>

	<p>(理由) 現行のチェックポイント(50頁)には「機会が、一般に開かれているか」：共益的に行われるものを除く趣旨である。と記載されている。奨学金は直接の受益者と奨学金提供者は別(利他的)であり、共益的な奨学金は、例えば、一年一組の生徒が資金を拠出し、一年一組の生徒に限定して奨学金を出すような場合のみが共益的なものである。このような奨学金は例がない。チェックすべきは共益性(限定)ではなく、60頁の最初○部分に記載されている「特別の利益」である。また、特別の利益でチェックすれば、共益的な奨学金もチェックできる。</p> <p>しかも、63頁のチェックポイントの理由を説明する最初の○部分は「特別の利益」だけを主張しており、限定性がダメという理由も記載できていないし、できるはずもない。</p> <p>限定性のチェックポイントがあると、例えば63頁の一番下の○の特定校のみ案内を送ることが問題視されているが、奨学金支給公益法人は小規模法人も多く、奨学金対象人数が若干名であることから特定校に絞ることは十分ありうるものであり、そのような事業を公益目的事業から除外することはそれこそ公益に反する。</p> <p>限定するからこそその民間奨学金であり、この部分を残せば、現場が混乱するだけでなく、訴訟にでもなれば裁判でも負けるであろうし、世界の笑いものになりかねない。</p>	<p>て具体化したものであり、機会が限定される場合を否定するものではありません。逆に、「徒に応募要件を広げるよう求めることは、民間公益を却って委縮させる効果をもたらしかねない」とまで記載し、具体例①として特定校への教育助成や同校在生及び卒業生を対象とした奨学金支給が公益目的事業とされたことについて明示しています。</p> <p>いずれにしましても、公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」である必要があるところ、これまでの奨学金事業にかかる運用を変更するものではありません。</p>
第2章4	2. 62頁・63頁・64頁・81頁	最低限の財源確保を超

	<p>(V) 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているかは、改正法の趣旨やガイドラインの前半の趣旨と異なるので以下のように変更すべきである</p> <p>(V) 奨学金の財源は極めて重要であり、理事会がこの点にしっかりと意識を持つことについての確認が取れているか併せて unnecessary 書類の提出の記載箇所を削除すべきである。</p> <p>(理由)「一般論として修学期間中の一方的な経済援助であることから、事業目的の公益性は認定され易い。」と記載されながら、改正法の趣旨やガイドラインの1章の記述と大いに矛盾するチェックポイントである。これまでに公益法人で、奨学金支給の約束を反古にしたような事例があるのだろうか？ 議事録を読む限り、学業途中で奨学金がもらえなくなれば困るからというような、委員会委員の過剰なパターンリズムに基づく仮想の心配事から出てきた規制ではないと言い切れるのだろうか？</p> <p>支給を約束した内容相応に確保されない場合には、理事会が責任をもって対応すべき問題であり、例えば理事会の寄付者や理事に対する信頼など文書にできない要素を切り捨てて、そのことに行政庁が裏付け文書をとって、十分でなければ不認定とするような案件なのだろうか？</p> <p>仮に、財源についての書類上の説明が不十分で公益認定がなされずに一般法人として奨学金を支給した場合と、改正法に基づくしっかりとしたガバナンスが取れた理事会の下で税制上の優遇を得て情報公開しながらかつ行政庁の監督下におかれて奨学金を支給するのでは、どちらが社会のためになるのだろうか？</p> <p>今回の奨学金を巡る議論は異様であり、これを許せば、今後見直していく際にも、理</p>	<p>えた事業継続可能性まで求めるものではありません。《事業の財源との関係》に記載のとおり「支給約束した内容相応」とは、例えば、2年間支給を約束すれば、その年間額×人数×2の金額が確保されているかとの趣旨です。したがって、限定した表現「支給約束した」が必要と考えます。また、合理的に説明できていれば、足りるものです。近年多数を占める公益認定申請事例を踏まえたチェックポイントです。</p>
--	--	--

	<p>事会が判断すべき事項を中途半端な外形的な書類の提出だけで委員会が判断する事例が増えていくことが強く懸念される。</p> <p>これは典型的なパターンリズム規制であり、わざわざ公益法人の責務まで改正法に入れて公益法人の自覚を促しているのであり、そのことを踏まえるならば百歩譲って上記のように変更すべきだ。</p>	
<p>第2章5</p>	<p>23 頁脚注 19</p> <p>「逆に、公益法人が行わなくとも実施される事業について、公益法人が実施する意義は乏しいと言える。」とあるが、これを「逆に」を削除し、「社会的に望ましい形で」の挿入し、「公益法人が行わなくとも社会的に望ましい形で実施される事業について、公益法人が実施する意義は乏しいと言える。」と変更すべきである。</p> <p>【理由】近年、規制緩和が行われ、営利企業の参入が大幅に緩和されたが、様々な事業は何らかの規制が必要なものがあり、そういった事業については元来、公益法人にしか事業が認められなかったものがたくさんある。「公益法人が行わなくとも実施される事業」が存在していたとしても、より高い情報公開や時には政府の監督が必要な事業がある。例えば、寄付金は一方的な財産の移転であるが、詐欺や脅迫による移転との区別もつきにくい。営利企業が実施している事業だからといって、公益法人が実施する意義が乏しいと断定する根拠を示すことなく一方的に断定していることはおかしい。FATF 問題もあり、公益法人として社会監視や政府の監督の下で行われた方が社会的に望ましい事業はたくさん存在している。近年の企業の規制緩和の流れは、公益法人の活動領域を狭くするためのものではなく、この脚注の趣旨を生かすならば、「公益法人が行わなくとも社会的に望ましい形で実施される事業について、公益法人が実施する意義は乏しい</p>	<p>御指摘を踏まえ、「公益法人が行わなくとも社会的に望ましい形で実施される事業について」と修文します。</p>

	<p>と言える。」と変更すべきである。</p>	
<p>第2章6</p>	<p>24頁 冒頭 以下を削除せよ。 まる6 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること</p> <p>【理由】 一見妥当な規制であるかのように感じられることが大きな陥穽となっている。公益法人は、非営利法人としての分配の規制だけではなく、役員等の報酬に関する規制、特別の利益供与に関する規制、非常に高い情報公開に関する規制、役員構成に関する規制、公益目的事業比率の規制、中期的収支均衡の規制、使途不特定財産額の保有、さらに行政庁による監督や取消しの処分等の営利企業等と異なる特徴が多数かつ十二分に存在している。</p> <p>その上、法は、認定法2条4号で公益目的事業そのもの（an sich）として要件のみを法定している。</p> <p>それに対して、この規制は、法的根拠がない中で、営利企業の事業との比較を示せという相対的特質を求めるものである。しかもその判断を「ふさわしい」という主観的な基準を導入し、それを公益認定等委員会等で判断させることで、第1章で繰り返し指摘している「予見可能性」を著しく損なうものである。さらに、法律の中にしっかり書き込むとした今回の法改正全体の意義を大きく損なうことにもなる。</p> <p>営利企業の規制緩和が進み、営利企業等が実施している事業はほぼすべての事業に係する。</p>	<p>前掲第1章8の回答と同じであり、当該回答を御参照ください。</p>

	<p>「社会的にふさわしい特徴があるか否か」は、情報公開や社会監視に基づいたり、「心の投票」としての寄付金等で社会に実際に判断させるべきである。また、この制度は、社会の支持が得られなければ、継続できない仕組みをビルト・インしている制度であり、公益認定等委員会等で「社会的にふさわしい特徴か否か」を判断させるべきではない。</p> <p>さらに、新しい公益信託の「公益事務」については公益認定等委員会等が判断するので、公益性に関するガイドラインはそのまま準用されるものと思料するが、その際にも、この項目があることで、公益法人が受託者となる道が大幅に狭めさせられると予想される。今度の改正の目玉でも出資についても同様である。</p> <p>ガイドライン研究会の中でも、法律にないこの規制がなぜ必要なのかについて、合理的な説明がない中で、今回の改正法の「哲学・思想」と反するこの規制は削除すべきである。</p> <p>どうしても必要ならば、法改正しなければならない。</p>	
<p>第2章7</p>	<p>(該当箇所) p.24 最上行： 第1 公益目的事業とは</p> <p>「マル6 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることを確認することが求められる(上記マル1からマル6の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)。」</p> <p>(コメント)</p> <p>上記マル6を「公益目的事業該当性」の要確認事項とするのは法令面等から見て無理が</p>	<p>前掲第1章8の回答と同じであり、当該回答を御参照ください。</p> <p>また、「確認することが求められる。」については、御意見も踏まえ、「事業内容等に応じて必要な確認</p>

	<p>あると思われること、また、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していく上で、過度に自主規制的、抑制的になる恐れがあると思われることから、上記マル6について再度検討をお願いしたい。</p> <p>上記マル6が残る場合、「確認することが求められる。」を、「必要に応じて説明を求める。」とすることをご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>前文に「あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。・・・中略・・・。これらを踏まえると、」と、マル6に関する趣旨説明があるが、</p> <p>(1) 法律の文言は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」となっている（なお、認定法別表各号の事業への該当性はここでの問題と関連しないと解されるので捨象する。）。マル6の要件をこの文言の解釈上導くことができるか疑問である。営利企業においても不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは可能である。</p> <p>(2) 営利・非営利の区分と公益・非公益の区分は次元が異なるとされてきたところである。</p> <p>(3) ガイドライン素案 p. 23 の下から7行目「あわせて」から同1行目「これを踏まえると、」はマル6の根拠となっていると解される（以下「本件根拠」という。）が、本件根拠が認定法の立法の趣旨と整合するのか疑問である。注18で、旧民法下の取扱いが記載されているが、その後の認定法の制定時に営利企業の事業との競合に関する法令・ガイドラインは定められなかったと認識している。</p> <p>(4) 本件根拠は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」とどのように結びつくの</p>	<p>をすることが求められる」と修正します。</p>
--	---	----------------------------

	<p>か不明である。</p> <p>(5) 本件根拠それ自体の当不当において、仮に営利企業の事業との類似性が社会的サポートを受ける上で所謂社会通念上疑問視される場合がありそれが存在しないことが市民社会からの一定の「期待」である（本件根拠自体「期待」という表現を用いるところである。）としても、それが市民社会全体からの期待であるかの論証、さらにその上で法律レベルで規制して応えるべき期待とまでいえることの根拠は示されていないと思われる。</p> <p>(6) (5) の市民社会からの一定の期待は、もし仮に市民社会全体からの期待であるとしても、まずは定期提出書類による等の情報の開示により市民が監視することで応えるべきものではないかと思われる。そしてもしそれでも不都合があれば、認定基準という重い規律で対処するのではなく、まずは情報開示を強化する等のより緩い規律で対処すべきものであると思料される。</p> <p>またさらにさかのぼっては他の基準（マル3、マル4、マル5）及び財務基準（営利企業の事業との関係で設けられているものではないと解される。）によっても応えることができる期待ではないとの論証もなされていないと思われる。</p> <p>(7) マル6の要件で掲げる「類似する事業」「社会的なサポートを受けるにふさわしい（中略）特徴」という概念は内包・外延ともにあいまいである。適用にあたり恣意的に運用される可能性が少なからずあると思われる（その判断のために本件根拠そのものが用いられる可能性がある。）</p>	
<p>第2章8</p>	<p>全体として評価すべき点多々あるが、重要な問題点をのみ下記に記載する。 （営利競争に関わる論点と「国民に対する約束」という表現についての論点）</p> <p>1、 第2章 第1節総論第1 公益目的事業とは 23頁</p>	<p>前掲第1章8の回答と同じであり、当該回答を御参照ください。</p>

	<p>あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域 18 を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けするなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている 19。</p> <p>これらを踏まえると、(6) 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること</p> <p>➡削除</p> <p>理由：</p> <p>(1) 「公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域 18 を担っていくことが期待されて立法された制度である。」とあるが、立法趣旨については、多様な解釈が可能であり一義的に定まっていなのであって、一部文書のみ表現を根拠に、「期待」を法的効果を持つ文書の中で推量するのは妥当ではない。</p> <p>(2) 公益法人は、投資を得ることができないなどの法的規制の他、多様な形で行政庁及び有識者委員会の規制及び「監督」を受けている。「営利企業等が実施している事業と類似する事業」を行う場合でも、これらの規制を受けているという側面について言及がないのは、一方的な理由付けである。</p> <p>(3) 「社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴」という表現</p>	
--	--	--

は曖昧であって、このような表現から法にない規制が導かれるのは法の趣旨に反する。もし新たな規制、つまり国民の結社の自由や私有財産権に基づく活動に対する制限を導入するのであれば、法改正を行う必要がある。

そもそも、公益法人制度改革後には、公益目的事業における対価性のある事業について従来通りその存在を否定せず、公益目的事業の要件に合致するか否かという一元的基準によって公益目的事業としての適格性を確認することになった。これまで認定法や認定規則はおろか「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」においても、営利競合や対価性のある事業についての規制文言はない。行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に定める審査基準」に入っていない文書である「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」（内閣府）（以下FAQとする。）において触れられているに過ぎない。このことは、公益目的事業における対価性事業の営利企業の事業との競合の排除については公益認定の基準としての法的根拠がないことを示している。この点は、かつての「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等での営利競合についての言及の多さ・重さに比して大きな差異となっている。

この重要な新たな規制内容を、法改正ではなくガイドラインの改訂によって含めることは法治主義に反する。

(4) 実際、例えば、美術館事業や高齢者介護事業においては、営利企業も非営利法人もともに類似する事業を行っている場合は多い。単に営利企業が行う事業と類似するからといって公益目的事業として認められないわけではないのは当然であることは、このガイドラインでも踏まえている。もちろん、「社会的サポート」によって、公益法人が営利企業による事業を駆逐するということが一般に観察され実証されているわけではない（この点は実吉意見書にも記載されているように、イコールフットィング論は実証されていない）。現代社会においては、非営利法人の活動において対価を得る事業形

	<p>態が広範に広がっており、営利企業の行う事業と非営利法人の行う事業との間で中間的な事業形態が多様な形で展開している。事業遂行上の異なる社会的条件のもとで競争関係にある場合にも、どちらを選択するかは、利用者・受益者の選択によることになる。営利を目的とせず公益を目的とする非営利事業体が営利企業よりも利用者に選択されるのであれば、それを行政が阻害する必要はない。課税ベースの減少を危惧するかもしれないが、そもそも法人所得は私的消費されるのではなく公益目的事業に中長期的に充当されるものであって社会的損失を招くとはいえない。</p>	
<p>第2章9</p>	<p>3、36頁 第2章第1節第3 (2) 事業の概要についての確認事項等</p> <p>○ 営利企業等が行う事業と類似する事業については、なぜ公益法人が当該事業を実施する必要があるか、当該事業を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事業を実施しようとしているか等を確認する。その結果、公益目的事業としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益法人が実施する意義が認められない場合には、公益目的事業として認められない。</p> <p>なお、公益法人が実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な類型の法人等が切磋琢磨しながら活動している実態に留意し、法人が事業を実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、法人全体の目的・事業内容との関連性（いたずらに小さな単位で事業を切り出すのではなく、公益目的事業全体として判断する。）を踏まえて判断する。</p> <p>➡削除</p> <p>理由：「公益目的事業としての特徴」とは何か。法規制以上に求める「特徴」を求めるのは違法ではないか。</p>	<p>「公益目的事業としての特徴」を求めることについての御意見であり、回答内容としては、前掲第1章8の回答と同じであることから、当該回答を御参照ください。</p>

<p>第2章 10</p>	<p>26 頁</p> <p>3つの目の○に「本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、申請法人に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。」については申請時のものと考えられるが、標準処理期間を過ぎてから、幾度となく新規の書類を求める事例もたくさんあった。少なくとも、申請書類受領後○日以内に、公益認定等委員会等の決定に基づき、書類を求めるとしてほしい。また、特定の行政官や委員によるものではなく、公益認定等委員会等での多数決の上で、行政庁としての正式の理由を示した文書で書類を要求してほしい。</p> <p>これまで一人の委員が要求することで、書類が増えていった事例が多かった。既存の申請書だけで大量の量である。委員がこれだけの書類を読んでいるのかについても毎回アンケートを取って公表すべきである。既存資料をしっかりと読むことで、単なる思い付きの不必要な書類に対する要求は減るものとする。</p>	<p>御指摘のような御意見があったことを踏まえ、新ガイドラインにおいては、例えば、</p> <p>①新たに判断基準を明記した上で、「本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、申請法人に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。」</p> <p>②標準処理期間の処理に努める旨明示するとともに、標準処理期間を明記すること等としております(第1章第3節第2)。</p>
<p>第2章 11</p>	<p>27 頁</p> <p>下から二つ目の○</p> <p>「幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号。以下「法人税令」という。)第5条に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるものを除く。以下「付随的事业」という。)については、事業計画等への記載を前提に、記載不要とする。付随的に行う事業の規模が大きくなると想定される場合は、当該事業の趣旨・規模等を申請書に明記する(詳細は事業計画へ</p>	<p>御指摘の箇所において法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるものを除く趣旨は、脚注に記載したとおりであり、個別の</p>

	<p>の記載で可)。」</p> <p>語義を明らかにしてほしい。</p> <p>1. 「相応の対価」とは、無償ではなく対価収入がある場合という意味か？それとも収入の規模が「相応」と言っているのか？（つまり無償だけではなく低廉の者を除くという意味か？）</p> <p>2. 「法人税法施行令第5条に掲げる事業」か否かについては判断が困難なケースも多い。</p> <p>法人税法第二条第十三号  収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。</p> <p>とある中で、法人税法施行令だけをここで使用しているのは、「継続して」、「事業場を設けて」の部分は関係なく、継続していなくても、事業場を設けていなくても、「法人税法施行令第5条に掲げる事業」については「付随的事业」ではないとするのか？</p> <p>3. 法人税法施行令第5条に、「次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。」として「付随」という用語がある。</p> <p>幹たる事業が公益目的事業でかつ法人税法施行令第5条に掲げる事業の場合、「付随」行為は、「付随的事业」に該当するのかわからないのか、明らかにしてほしい。</p> <p>4. 「付随的に行う事業の規模が大きくなると想定される場合」は「付随的事业」という意味か？また「大きくなる」とは時間軸との関係で拡大するという意味か？また、絶対的な意味で「大きい」ということか？後者ならば、何をもちて大きいとするのか？</p>	<p>判断については、当該目的に即して行う必要があります。</p> <p>その上で、</p> <p>1. 「相応の対価を得ている場合」は、対価を得ずに実施する場合や、実際に要する費用を下回る対価を得る場合は含まれません。</p> <p>2. 法人税法第2条第13号の収益事業に該当しないことが明らかな事業について、記載を求めるものではありません。</p> <p>3. 御指摘の場合、当該付随行為が小規模に行われる限りにおいて、事業の透明性確保及び税務行政の適切な実施の観点から、申請書に記載する必要はないと考えられます。</p> <p>4. 幹となる事業の1割</p>
--	---	--

		<p>程度を超える事業は、「小さな事業に当たらない」旨を明らかにしています。なお、申請時点において規模が小さくとも、将来的に、付随的な事業が拡大することが見込まれる場合に、申請書に記載することは差し支えありません。</p>
<p>第2章 12</p>	<p>35頁</p> <p>「定款の目的の範囲から外れた目的や、定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る。定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、定款には具体的に記載することが望ましい。」</p> <p>この記述はかえって混乱する。</p> <p>現行のガイドラインでは、「定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありうる。」という記述があり、これは逆に、「定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業であっても、公益目的事業として認められることもありうる。」ことを意味していた。</p> <p>というのも、旧来の主務官庁制度のもとでの寄附行為や定款の目的や事業が、主務官庁すなわち省庁の「課」単位の役所が、「課」の範囲に限定できるように、行政指導が行われてきたという主務官庁制度の残滓があったという事実がある。したがって、日本の公益法人の定款上の目的や事業が、他国と比べても極端に具体的限定的すぎる傾向にあ</p>	<p>主務官庁の許可主義の下、公益性の判断基準が不明確であったとの批判を踏まえ、主務官庁の裁量権を排除し、可能な限り準則主義に則った認定を実現する現行の公益法人制度下において、新ガイドラインではより明確に法人自治を大前提として自律的なガバナンスの発揮を期待しているところです。</p> <p>定款に定める目的や事業は、法人の権利能力、行</p>

	<p>る。そしてこのことは、認定法の立法趣旨や今回の改正法の立法趣旨から見ると、公益法人の活動を非常に狭い範囲で押しとどめるようになってしまっている。現実には、行政庁から定款に記載がないからという理由で新規の公益目的事業や寄附受入れを断った事例も多く存在している。「望ましい」という用語を付けているのは、こうした問題点を認識しているからと考えるが、この記述だと法人や行政庁が混乱するだけである。また、定款の範囲が狭すぎて、新しい分野に進出していこうとする気概が薄れかねないし、これまでそのことで公益法人が新しい社会課題に対応することもなく、その活動が国民全体に知られていない要因の一つにもなっているとも考えられる。特に、一般財団法人においては定款の目的や事業の変更が可能なような原始定款でない限り、目的や事業の変更できないところ、定款による公益目的事業の規制は行うべきではない。同じく定款の範囲に左右されるはずの企業が定款に記載のない公益活動を CSR の一環として自由に行なっている点との比較からしても、公益法人の公益目的事業について定款を根拠としたこのような制約を付けることは望ましくない。</p> <p>そこで、以下のように修正案を示したい。</p> <p>【修正案】</p> <p>【35頁】</p> <p>○定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありうる。ただし、公益の活性化という改正法の趣旨から、定款の目的・事業の記載内容については可能な限り広く解釈することを可能とし、その解釈は民間のガバナンスに委ねられているのであって、公益法人による公益の増進・活性化を行政庁が妨げるものであってはならない。</p> <p>【36頁】 例1、例2は削除</p>	<p>為能力の範囲を定めるもの（民法（明治29年法律第89号）第34条）であり、法人自治の根幹をなすものと言えます。</p> <p>このため、法人の目的や事業に関する指導については、極めて慎重であるべきものとの認識の下、「定款の目的の範囲から外れた目的や、定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る」と注意喚起するとともに、公益目的事業の認定が適切になされるよう具体的記載が望ましいとしたものです。</p>
--	---	--

<p>第2章 13</p>	<p>36 頁下から 6 行目以降</p> <p>「その結果、公益目的事業としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益法人が実施する意義が認められない場合には、公益目的事業として認められない。」とあるが、</p> <p>「公益目的事業の特徴」とは何か？ 認定法 2 条 4 号の公益目的事業学術の定義「技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」からは読み取れない。</p> <p>情報公開が徹底しない営利企業が行っているものと同一の事業であれば、情報公開を徹底して行う認定法 2 条 4 号の公益目的事業の定義に当てはまるものでも、公益目的事業として認められないということか？ 法治国家の根幹を揺るがす表記であるので、削除願いたい。</p> <p>企業や一般法人が当初低金利で学生ローンを組ませるようなケースがあった場合に、同一金利の奨学金支給公益法人は、どのような特徴を示せばよいのか？</p> <p>パフォーミングアーツの企業が行っている演奏会がある中で、パフォーミングアーツ公益法人が演奏会とでどのような特徴を示せばよいのか？</p> <p>一人暮らしの高齢者に食事を提供している企業がある中で、一人暮らしの高齢者に食事を提供する事業を行っている公益法人はどのような特徴を示せばよいのか？</p>	<p>「公益目的事業としての特徴」を求めることについての御意見であり、回答内容としては、前掲第 1 章 8 の回答と同じであることから、当該回答を御参照ください。</p>
---------------	--	---

	その際の法律の根拠を示してほしい。	
第2章 14	<p>39頁、40頁</p> <p>「相応の対価を得て飲食を提供する事業」  「相当の範囲で行う飲食の提供」の語義を明確にしてほしい。</p>	<p>「相応の対価を得て飲食を提供」は、対価を得ずに飲食を提供する場合や、飲食の提供に実際に要する費用を下回る対価を得る場合は含まれません。</p> <p>「相当の範囲で行う飲食の提供」は、社会通念に照らして合理性のない接待（贅沢な飲食の提供）等を除く趣旨です。</p>
第2章 15	<p>40頁・41頁</p> <p>「寄附」事業（導管寄附）について</p> <p>「海外に住む日本人が日本国内へ寄附をしたい、日本にいる外国人が自国へ寄附をしたい。」「海外の災害時や戦争時に寄附をしたい」といった国境を超える公益寄附については世界的に大きな規模になっている上に、FATF 問題があり、「安全な寄附」をどのようにして行いうるかについては、民間ベースで自主ルールが確立し始めている。その際に、注意が呼びかけられているのは、素性のわからない者あるいは素性を偽った者が応募可能な公募型の助成に対する危険性である。相互にできるだけ「公益法人」のような、情報公開がしっかりと、政府の関与がある安全な団体への導管寄附を通じて寄附を行</p>	<p>御意見を踏まえ、「国境を超える寄附の場合には、助成先を予め提示して寄附を募る方が、支援の透明性が高まり、公益法人におけるテロ資金供与対策の面からも望ましいこともあり得る」旨を追記いたします。</p>

	<p>うことが推奨され、国際的なネットワークも形成されている。</p> <p>言い換えれば、「助成先を予め提示して寄付を募る事業」の方が国境を超える寄附の場合には、FATF 問題がある以上、助成先がわからない寄附よりはるかに安全であると認識されているという実態がある。また、国際的には、東アジアは地政学的に危険な地域であるという認識がされており、日本の FATF 問題への取り組みに対する批判も強い。</p> <p>こうした実態についても十分に把握した上で、導管寄附についての欠点だけでなく利点にも着目してほしい。この観点から 4 1 頁に「オ」として以下の項目を付け加えることを提案する。</p> <p>【追加提案 4 1 頁】</p> <p>オ. 国境を超える導管寄附については、一定の利点も認められることから、情報公開を徹底しながら、実施することが望ましい。その際、行政庁とも相談しながら実施することが望ましいが、行政庁は国境を超える導管寄附の重要性を十分に認識することが必要である。</p>	
第 2 章 16	<p>49 頁 70 頁 「講座、セミナー、育成」のチェックポイント</p> <p>「講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。」に対して、新様式（旧様式でも同様）</p> <p>（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）の記載欄があり、この記載でこの部分は必要かつ十分である。</p> <p>これに対して、70 頁では「謝金規程」を求めるようになっているが、これについては公益法人の柔軟性を阻害する象徴的な要求として断固反対する。</p> <p>そもそも、公益法人は、政府や企業とは異なる方法で柔軟に公益活動を行えることから、</p>	<p>「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」における「行政庁の審査等に合理的と考えられる書類、証憑類」は、公益目的事業に該当するか否かについての累次の判断事例を整理して、判断基準の明確化を図ったものです。</p>

	<p>政府は税制上の優遇を与え、それを促進している。</p> <p>この謝金規程は旧主務官庁時代からも要求されておらず、ほとんどの公益法人はその必要性を感じずに作っていなかった。例えば、東京都の立入検査では、この項目が一番守られていないとして公表されていたが、そもそもルールではない上に、旧主務官庁時代からさえ言われておらず、法人の理事会側が必要性を感じていないのに、理事会の権限を侵す形で、行政庁が規程を作らせている。そうすると、規程を作ったこと自体も法人内で共有されず、立入検査のときには、規程通りの報酬が払われていないと合規性が指摘される。つまり、「講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。」という点と全く関係ないところに、監督の中心が移ってしまう。</p> <p>新規法人の場合には、もっと大変である。講師のマーケットの相場が分からないうちに規程を作らされるからである。</p> <p>とりわけ、地方においては、講師の供給が十分ではなく、セミナーを依頼しても移動時間などを考えると、謝金をいくらにすべきかという点は、講師の忙しさや負担によって大きく変わってくる。また、講師との人間関係ができていれば規程を下回る安い謝金を支払う機会も出てくるだろう。そういうこともつぶしかねない。</p> <p>このように、謝金はその時々諸要素からマーケットとして決定してくるものである。「謝金規程が〇〇だから〇〇をお願いします」といえるのは、行政ならば、可能かもしれないが、とりわけ地方の名もない法人には、そんな規程で謝金をしぼることが最適の講師を選ぼうとするときに通用するはずもない。</p>	<p>本判断基準により法人における公益目的事業に該当するかの判断について予見可能性が高まり、機動的・柔軟な公益目的事業の展開に資すると考えていますが、御指摘の謝金規程等はあくまで累次の代表的な例を記載しているものであり、運用上、ほかに合理的な資料による説明を排除する趣旨ではありません。</p> <p>なお、規程に関しては、「技術的能力」に係る考え方として、「根幹となる業務に関する明確なルールの存在は、理事会等のガバナンスを確保し、適正な法人運営を実現する第一歩であると考えられます。重要性の乏しい業務や個別の統制（理事会の関与な</p>
--	--	--

	<p>(かつて京大教授が、謝金規程が〇円だと言われたことに激怒して、新聞に所見を載せたこともあった)</p> <p>したがって、「講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。」に対して、新様式の中で説明すれば、十分であり、このような規程（法定以外の規程についての規程を作るかは理事会の専権事項であるはず）を大幅に侵害しながら、ガバナンスが重要だとすること自体が大きな矛盾である。</p> <p>謝金規程を求めることは、公益認定の運用の欠点を象徴するものであり、委員会での議論がどのようになされていたのかも明らかにされることなく、「現行求めているから」として追加することには強く反対する。</p> <p>委員会の議論は公益法人の柔軟性をいかに削がないかという観点から民間人が委員になっているものと承知しており、委員会では是非このコメントを議論し、議事録を公開することを望む。</p> <p>こんなことをやり続けていたら、公益法人は行政以上に画一的でニーズに合わないことしかできなくなってしまうだろう。</p>	<p>ど)が確保されている場合などに一律に規程等の整備を行う必要はないが、事業内容や規模など法人の実情に応じて、規程を整備することは重要である」旨を明らかにしています。</p>
--	--	--

<p>第2章 17</p>	<p>1 素案22頁では、「公益認定を受けた法人は、「公益を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている」とされています。</p> <p>この箇所の脚注18では、「民法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされた」との記載があります。</p> <p>このように、営利企業と競合する事業、つまり営利企業でもなしうる事業については公益性はなく、公益法人としては認めがたいというのが、旧法依頼の法の本質でした。</p> <p>この点、37頁では、「公益目的事業としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益法人が実施する意義が認められない場合には、公益目的事業として認められない」としており、妥当と考えます。</p> <p>2 ところで、公益法人Aは、給食用食材の供給を目的とした公益法人ですが、米などの基本物資だけではなく、一般物資についても学校給食用食材の入札に応募し、落札をしてくれています。このような公益法人たる給食会は他県にもあります。</p> <p>公益法人は税務上優遇されており、強い競争力を持っており、その結果、低価格で入札をし、シェアを確保し、民間の食材業者の撤退が相次いでいます。</p> <p>公益法人Aは、災害時における物資供給の協定を県と結んでいることをもって公益性</p>	<p>御指摘の3については、第2章第1節において、公益目的事業該当性の要件の一つとして、「営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的サポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること」と明記しています。</p> <p>実際の運用は、各法人が「公益目的事業としての特徴」を説明し、その内容を踏まえ、合議制機関において、説明内容の合理性等について判断されることを想定しています。</p> <p>御懸念の事例に関しては、第2章第1節第3(2)を踏まえ、なぜ公益法人が当該事業を実施する必要があるか、当該事業を通じ</p>
---------------	--	--

	<p>があるものと主張しています。</p> <p>しかし、物資供給の協定は、民間の事業者においても締結しているものであり、また、給食用食材の供給との関係ではあくまで付随的なものでしかなく、到底公的なサポートを受けてまで実施する意義があるとは思われません。</p> <p>3 ガイドラインにおいて、素案のように、公益目的についての基準があいまいなままでは、現在公益法人Aがしているように、民間事業者と競合する事業と合わせ、多少公益性のある事業を行い、よって公益目的の要件を満たすという強弁を許すことになりかねません。</p> <p>については、ガイドラインにおいては、公益目的性が認められるためには、民間事業者と競合する事業自体において公的なサポートを受けてまで実施する意義があることが必要であること、その事業自体と並列して行われる別の事業において公益性があるからといってただちに競合事業自体の公益性が認められるわけではないことを明記していただきたいと存じます。</p> <p>4 また、全国の公益法人たる給食会の多くが食材の物販事業を展開していることから、「事業区分ごとの公益目的事業のポイント」に物販事業について、上記の視点からの記載を行うことを求めます。</p>	<p>てどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事業を実施しようとしているか等を確認し、個別事例ごとに判断されていくものと考えており、原案のとおりとします。</p>
<p>第2章 18</p>	<p>少し前にガイドライン研究会第3回のPDFを見ながら、真剣に問題と捉えて考えて頂いている事に感謝すると共に不安を抱いておりました。どうか地域民間企業に取っても、地域自治体にとっても未来が感じられるガイドラインの作成明記をして頂きたいと思っております。</p>	<p>今回のガイドライン案は、御指摘のような考えがあることを考慮した上で記載したものです。</p>

	<p>実情を踏まえて、意見させて下さい。【公益目的事業該当性】について</p> <p>当社は、都道府県 A と都道府県 B に合計 5 営業所をもつ食品卸企業です。</p> <p>公益法人 A と公益法人 B との一般競争入札を強いられております。公益財団法人になってから定款に関しても、【幼稚園及び保育所等の社会福祉施設についても、適正円滑な給食用物資の供給を行うことを目的とする。】と変更しており公益法人名も学校給食会となっているのに社会福祉施設への物資提供はオカシイのではと思っております。</p> <p>公益法人 A 及び B は、民間企業が手が出せない基本物資（パン・米・牛乳）の安定供給をして、多くの利益を稼ぎ、民間企業が行っている、一般物資（乾物・チルド・冷凍食品）に民間企業が経費を賄えない低い価格で競争入札に参加して来ています。独占禁止法にも抵触する囲い込みも行い我々民間企業に販売するなという指示を出しております。一部では、給食会が抱えている食品メーカーで販売価格が高止まりし、利益を受け他の市では競争入札で民間企業の価格の下を潜り下落が続き配送経費を賄えない程に毎月毎月公益財団が競争入札で落札できなかった商品の価格を下げる事を行っています。その事により、A 市では過去 10 社以上入札に参加していた企業は撤退・廃業・倒産をし公益法人 A が毎月 60% 以上の競争入札の落札比率を維持しています。それでも、まだ競争入札を行い給食会が県下統一で出している価格を下回り入札に参加してきます。これは民間企業にとって危機的な状態でありガイドラインで民間企業への営利圧迫はしない事としっかりと明記して欲しいと思います。</p> <p>イコールフットィング論ではないとの話も出ておりますが、非営利法人が営利法人を駆逐している事が学校給食の全国で起きております。</p> <p>簡単に例えて言えば、公益法人 C が、集めた協会費で株式会社 A や株式会社 B の商品を揃えて、独自に格安で販売している状態です。</p> <p>公益法人 D が、トラックの独占販売で利益を受け</p>	<p>ガイドライン改訂に当たっては、都道府県を含む各方面から幅広い御議論をいただいております。御指摘の部分については、同研究会においても重要な論点となっております。</p>
--	---	--

	<p>各県でトラックを揃えて民間企業のトラック配送業者より安く配送を請け負い配達している状態です。</p> <p>1事業（基本物資）の事業で利益を上げて、もう1事業で経費度外視で民間企業と競争をする。出資も受けらず、地域社会に再投資・利益利潤の扱いも厳しい、儲けすぎる余地はないとの話もありますが、そもそも民間と競争をして、必要以上に価格を下げて民間企業の売上利益を圧迫し続けている公益法人がある事を知って下さい。低廉で安定的な食材提供という事業で民間企業が経費を賄えず廃業して行くそういう事業は認めない、競合する民間業者の調査、事実確認を実施するガイドラインの明記をお願いします。</p> <p>（20P～21P）営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して高い税制上の優遇処置を受けるなど社会的なサポートを受けて公益法人が実施する意義が認められないの部分は再明記して頂きたい。大変重要なのは、営利企業等による類似事業の実施状況です。実施状況で民間企業が対応可能であれば、認めない様に明記をお願いします。</p> <p>【法人の目的及び事業との目的との関連性との帰すのではないか】との事で営利競合は規制する理由がないとの案が出ていますが、一部の公益法人で、必要以上に営利企業との競合をしている法人がある以上規制を行って頂きたい。我々民間企業が適正な、経費・利益・社員の待遇改善・納税が出来る民間企業が増えて、民間企業が公益財団を寄付で支える仕組みが出来た方が、 国や地方自治体が潤うのではないのでしょうか。</p> <p>もし、更に具体的な事実が必要であれば、資料を提出し、我々民間企業が窮地に陥り、</p>	
--	---	--

	<p>国が求めている賃上げや、働き方改革、法で決められている自由競争が出来ない事を説明させて頂ければと思います。これは、入札の落札比率や営利企業との競合の大小はありますが日本全国 47 都道府県で実際に起こっている事です。</p> <p>民間企業は日々市場競争にさらされ、大儲けできるわけではなく企業努力と仕入先の協力で成り立っています。高い税制上の優遇処置・県からの助成金・補助金が投入されて、民間企業と競争をする公益財団法人の見直しを県・地方自治体の行政が着実に実施できるガイドラインをお願い申し上げます。</p>	
<p>第 2 章 19</p>	<p>私は学校給食食材を学校調理場や給食センターに見積りや入札競争の後にご注文を頂いた食品を納品する事業を行っております。平成 20 年に公益法人法が改正され同 25 年 11 月 30 日に登録を締め切れ、今日に至っています。前回の改正締め切時点で、公益法人 A の当時の理事長様に「公益法人 B が大変に安い価格で落札していくのですが、私共民間食材卸業者との競合は公益法人として許されるのでしょうか？」とお聞きしたことがありましたがお答え頂けないまま今日を迎えています。</p> <p>現状はと見ますにますます安売りはひどくなり、A 市においては 60～50%の共同購入物資を（公財）公益法人 B が毎月落札しております。今回改定のためのパブリックコメントを受け付けていることを聞き、（素案）お一部を読ませて頂き以下のように考えましたのでコメントさせていただきます。</p> <p>第 1 節総論の「第 1 公益目的とは」と第 2 節（2）「事業の概要についての確認事項」等を読ませて頂きました。</p> <p>P23 のはじめの○「別表各号は……立法当時有効な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり……」、活動領域については同じ 23 ページの(5)「機動的な対応が構造的に難しい政府部門や採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である…」そして脚注 18 では「民</p>	<p>前掲第 2 章 18 と同じですが、今回のガイドライン案は、御指摘のような考えがあること考慮した上で記載したものです。</p> <p>ガイドライン改訂に当たっては、都道府県を含む各方面から幅広い御意見をお聞きするとの方針の下、公益法人に関する知見を有する法学者、実務家等の学識経験者等、多様なステークホルダーの参画を得て「公益認定等ガイドライン研究会」を開催し御議論をいただいております、御指</p>

	<p>法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況になっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされていた。」から以下のように思います。</p> <p>転換ということについては時代の変化で、民間で給食物資の納品は可能な時代に変化しております（当時と比べ、一般倉庫の鼠族・昆虫対策、冷凍庫の設置と温度管理・日付管理、配送冷凍冷蔵車による衛生納品・管理体制は民間も格段に向上しております）。</p> <p>ですので私共の業界で申しますと一般市場に業務用として出ているメーカー品で競争することは公益性には当たらず、むしろ競合を招いていて、公益性の認定精神に触れます。対策としては脚注 18 の旧公益法人制度の精神に照らして認定取り消し又は改組が出来る様にして戴きたいと思えます。（しかし、食品の内でも、あえて言うなら地産地消のオリジナル食品のみとして頂きたい。これは国の農業農村基本法改定で食糧安保の強化、国産国消を学校給食の分野で推し進めるために必要で、しかし開発品の当り・はずれが多く危険性があり公財の領域だと思えます）。</p> <p>また認定を取るときの説明順序でそうなっているのだと思えますが、毎年の公益財団法人の県学給の「事業報告書」に表示されている活動項目の順序は毎日実行されている食材納品を「学給食材の普及と充実」と称しておられますがこれを特定日しか行われない公益性があると見られる(1)衛生検査(2)パン・精米工場への監視・管理(3)調理研究会等の後に記入していることもあえて公益性があるのだと言おうとしているのだともとらえられると思えます。</p> <p>又ページ 36 の事業の類似性についても「その結果、公益目的事業としての…認められない。」という表現も、本当に公益法人 B が公財認定資格がないと思われるので公益認</p>	<p>摘の部分については、同研究会においても重要な論点となっています。</p> <p>議論の詳細は、ホームページで公表している研究会議事録を御参照ください。</p>
--	--	--

	<p>定を取り消されることの根拠になるのではないのでしょうか！？</p> <p>以上から、再度、民間との競合・過度な競争が今許されている公益法人が行っている現状が排除できる改正として戴きたく存じます。</p>	
第2章20	<p>(30頁11行目)「新しい申請書への切替えは、今後の認定変更の機会を捉えて行うことができる」とある。様式集33頁の※の別紙2も同様に扱うことでよいか？</p>	<p>30頁に記載したとおり、定期提出書類においても変更認定されるまでは旧様式(変更届出による旧様式変更の場合を含む。)、変更認定を経た場合は新様式の扱いとなります。</p>
第2章21	<p>(32頁) この書式と様式集8頁の書式は異なるが、本来同じものではないのか。</p>	<p>御指摘のとおりであり、修正します。</p>
第2章22	<p>(40頁5行目)「付随的に、小さな規模で行われる」の具体的な金額的規模感を示して欲しい。</p>	<p>第3(2)事業の概要についての確認事項等に記載しています。なお、幹となる事業の規模等に応じて変わることから、規模を金額で示すことは適切ではないと考えます。</p>
第2章23	<p>(40頁11行目)「社会通念上相当の範囲」の具体的な金額的規模感を示して欲しい。</p>	<p>事業内容や事業規模に応じて「社会通念上相当の範囲」は変わり得るものであることから、規模を金額</p>

		<p>で示すことは適切ではないと考えます。</p>
<p>第2章 24</p>	<p>(該当箇所) p. 25 三つ目の○： 第2 申請書記載事項  「○事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について記載を求めていたものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする。」  (コメント)  様式集 p. 8 の [3] 事業の公益性に関する説明に「区分ごとのチェックポイント」欄があり、これは正に「申請書」の重要な中身であると思うが、「チェックポイント」の説明は申請書記載事項として扱わないという理解でよろしいか。「チェックポイント」を申請書記載事項として扱わないならば、チェックポイントの記載の変更は、変更認定申請の対象にならないと理解してよいか確認したい。  (理由)  様式集 p. 7 の&lt;申請書記載事項&gt;との扱いの違いを記述する意味が不明であることと、ガイドラインを読む者、活用する者に混乱が生じる恐れがあるため。</p>	<p>御指摘の「チェックポイントに該当する旨の説明」欄については、「申請書記載事項」である〔1〕事業の内容に記載された内容を補足する情報であり、行政庁が、公益目的事業該当性を判断するに当たって参照されますが、その記載の変更については、変更認定申請の対象とはなりません。その旨、新ガイドラインに明記しました。  なお、「申請書記載事項の内容を補足する」の範囲を超えるような変更を行った場合には、申請書記載事項に従って実施されない事業として、事後チェック(監督上の措置)の対象となります。</p>

<p>第2章 25</p>	<p>(該当箇所) p.27 マル2事業の概要の上から1つ目の○： 第2 申請書記載事項  「○公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。・中略・幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例：検査検定、資格付与など)・・・」  (コメント)  「幹となる事業」は区分ごとのチェックポイント、すなわち「(1) 検査検定～(19) 主催公演」ごとに、公益目的事業として括り、説明できるものでなければならないのか。  「幹」中心の「公益目的事業」の中に、それを構成する複数の事業があり、さらに付随的事业が想定されるのか確認したい。</p>	<p>御意見の趣旨が明らかではありませんが、例えば、検査検定事業と資格付与事業を、どちらが主ということではなく、同一の趣旨・目的の下に密接に関連して実施する場合に、両者をまとめて「公1」事業とし、それらに付随する事業が実施されるということは想定されます。</p>
<p>第2章 26</p>	<p>(該当箇所) p.27 マル2事業の概要の上から4つ目及び5つ目の○： 第2 申請書記載事項  ・「○幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業・・・中略・・・記載不要とする。」  ・「○法人税法施行令第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る)・・・中略・・・申請書への記載を要するものとする。」  (コメント)  4つ目の○の「付随的に、小さな規模で行う事業」と、5つ目の○の「相応の対価」のメルクマールは何か(100万円ほどの収益か、全収益の1割程度を指すのか)確認したい。  (理由)  「付随的に小さな規模で行う事業」と「相応の対価が見込まれる事業」とでは、申請書</p>	<p>第3(2)において、幹となる事業の内容や事業構造にもよりますが、概ね、幹となる事業の1割程度(単発の事業にあつては3割程度)を越える事業は、「小さな規模」には当たらない旨を明記しています。  「相応の対価を得ている場合」は、対価を得ずに実施する場合や、実際に要す</p>

	への記載、不記載の実務上の扱いが異なるため。	る費用を下回る対価を得る場合は含まれません。
第2章 27	<p>(該当箇所) p. 28 上から一つ目の○： 第2 申請書記載事項 「○幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。」 (コメント) 「類似する事業」が例えば、指定管理事業の場合、多くの先例が示している「特徴」とは何か。特徴の規模は問われたいとの理解でよいか確認したい。(なお、このコメントは上記「p. 24 最上行(第1 公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである。)</p>	<p>「特徴の規模」の趣旨が明らかではありませんが、「公益目的事業の特徴」については、事業内容等に応じ、第3(2)の二つ目の○を踏まえて判断されるものであり、一律の基準により機械的に判断されるものではありません。</p>
第2章 28	<p>(該当箇所) p. 30 (3) 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取り扱いについて： 第2 申請書記載事項 「なお、既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。切替を行わない公益法人が「公益法人の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式に記載するほか、軽微な変更として行政庁に届出を行う場合には、旧様式で変更を行う。・・・」 (コメント) ・軽微な変更として届け出を出す場合の旧様式とは現「変更認定申請・変更届出の手引き pp. 43-48」のことか確認したい(既認定された申請書を前提に、従前の様式により、変更する部分を記載して提出すればよいのか。)。また、その場合の添付書類の要否と、</p>	<p>旧様式は、令和6年4月17日版「変更認定の申請・変更届出の手引き」46頁1. 事業の一覧、47頁(1)公益目的事業について、48頁(2)収益事業について、(3)その他の事業(相互扶助等事業)についてです。届出書(かがみ文書)(43頁)は、改正内閣府令の新様式となります(記号に収益事業等の内容変更などが加</p>

	<p>「要」の場合の添付書類 (pp. 118-119 にも関連) の提示を検討いただきたい (特に法人が公益目的事業該当性に変化がない場合と判断の場合)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、様式集にある提出書類に記載例を載せることを検討いただきたい。</li> <li>・さらに、本件を含め、既存公益法人の新制度への移行手続きがガイドラインの関連個所に分散しており、また、現行の特定費用準備資金や資産取得資金 (公益目的事業部分) の公益充実資金への移行などガイドライン素案に掲載されていない移行事項があり、それらを含め、ガイドラインの最後に (あるいは別途ガイドライン添付資料として等)、『既存の公益法人の新制度への移行手続き (内容、時期、様式)』として、まとめて記載 (再掲でも構わない) することを検討いただきたい。</li> </ul> <p>(理由)</p> <p>軽微な変更として行政庁に届出を行う場合一般の扱いが、実務上、不明なため。また、本件を含め、既存の公益法人の新制度への移行手続きが、項目ごとに分散記載されており、実務上分かりづらい。</p>	<p>わったもの)。</p> <p>統一的・形式的な記載が便宜であるものについては、記載例の表示 (変更内容欄の記載例 上記手引き 44 頁《参考》) を踏襲したく思います。</p> <p>新様式での提出の場面など随時お知らせしてまいります。</p>
<p>第 2 章 29</p>	<p>(該当箇所) p. 39 上から 4 行目: 第 3 審査に当たっての確認事項及び判断基準</p> <p>「なお、理事会等の構成に係る説明 (第 1 節第 2 マル 5 ア参照) により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合、選考委員会の設置は不要である。」</p> <p>(コメント)</p> <p>「理事会等の構成に係る説明 (第 1 節第 2 マル 5 ア参照) により、」の部分を削除することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>選考にあたり、選考委員会あるいは理事会等の組織体の関与が必要と誤解される可能性がある。例えば、公演の場合、ある期間、高い専門能力を有する (音楽) 監督等に出演者決定等を委ねる場合があるのが実態である。したがって、原文の「理事会等の構成に</p>	<p>御指摘の御懸念を踏まえ、記載内容を修正します。</p>

	係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分は削除出来ないでしょうか。	
第2章 30	<p>(該当箇所) p. 41 上から二つ目の○: 第4 変更認定事項と変更届出事項  「○具体的には、「第2 申請書記載事項」・・・(中略)・・・に変更がある場合は、原則として変更認定申請が必要となる。」  (コメント)  「チェックポイントは申請書記載事項として扱わない」となっているので(p. 25の上から3つ目の○)チェックポイントの変更は基本的には変更認定申請の対象にならないと理解して良いか確認したい。  ※ p. 25 三つ目の○ (第2 申請書記載事項)に関するコメント内容と同様</p>	<p>御指摘の「チェックポイントに該当する旨の説明」欄については、「申請書記載事項」を補足する情報であり、行政庁が、公益目的事業該当性を判断するに当たって参照されますが、その記載の変更については、変更認定申請の対象とはなりません。その旨、ガイドラインに明記しました。</p> <p>なお、「申請書記載事項の内容を補足する」の範囲を超えるような変更を行った場合には、申請書記載事項に従って実施されない事業として、事後チェック(監督上の措置)の対象となります。</p>
第2章 31	(該当箇所) p. 42 (3) 緊急事態事態における対応: 第4 変更認定事項と変更届出事項	第4(3)に記載した範囲において、届出として取

	<p>「○自然災害その他の緊急事態にあつて、・・・中略・・・行う事業については、申請書に記載されていない事業であるとしても、引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとして、届出とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について事業報告に記載する。」</p> <p>(コメント)</p> <p>「緊急事態」において、定款記載の公益目的事業とは異なっても、短期間、対価収入がない事業を行う場合、公益目的事業として、届出し、事業報告に記載すればよいか確認したい。</p>	<p>り扱うことは可能です。</p> <p>なお、定款の規定に照らして、当該事業を実施することができるか否かについては、当該法人において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>第2章 32</p>	<p>(該当箇所) p. 43 (1) 事業の趣旨・目的について、一番目の○： 第5 監督に当たって特に考慮すべき事項</p> <p>「○ 法人の事業(付随的事业を含む)は、法人が設定(国民に約束)した趣旨・目的に沿って、合目的に実施されている必要がある。法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。」</p> <p>(コメント)</p> <p>マル1 素案イメージ意見募集の結果表では、「第4回ガイドライン研究会で回答済」とされているものの、議事録を読んでも該当箇所がよくわからない。この記載を盛り込む趣旨、狙いについての説明を検討いただきたい。</p> <p>マル2 「法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む。)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合がある。」に変更することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>マル1 「理事等の言動その他一切の事情」と規定されると、何が一切の事情とみられる</p>	<p>御指摘の記載は、定款やHPに、事業の趣旨・目的として公益目的が掲げられている場合であっても、例えば、代表理事その他の法人の主要なメンバーが、著作や公の場の発言において、私益のために事業を行う旨を公言し、実際の事業内容も当該発言内容に即して実施されていると考える方が合理的であるような場合などを想定し、公益目的が掲げられている場合であっても、具体的な事</p>



	<p>ているか。」  (コメント)  どの程度先行予約を考慮すべきか、施設貸与の社会常識的な先行でよいか確認したい。  (理由)  実際問題として、結果、使われない状況も生じている可能性があり、実務上難しい処もあるため。</p>	<p>としての利用を妨げない範囲での予約は容認されると考えています。</p>
<p>第2章 34</p>	<p>(該当箇所) p. 58: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13) 出資、一つ目の○の2行目  「〇・・・略・・・公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。・・・略・・・」  (コメント)  「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」とは、どのような出資であるか確認したい。  p. 27 「マル2 事業の概要 ○ 公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。マル1アに記載された趣旨・目的を実現するため、・・・略・・・公益目的事業の外延が明確にわかるよう記載する。」とある処、公益事業該当性マル6にも関わる事故、出資に関する「公益目的事業の外延」を、更に例示することを検討いただきたい(なお、このコメントは上記「p. 24 最上行(第1 公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである)。  また、出資に対する公益事業該当性のチェックポイントには、認定基準としての審査事項として、以下を触れなくて良いのかご検討いただきたい。例えば、企業等の他の出資者に対する特別利益提供の可能性、出資時だけでなく適正な管理のための専門家(p. 60 黒ポチ6)によるモニタリング体制の整備など。</p>	<p>「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」については、(ii) 条件等に例示をしておりますので御参考ください。  「出資に関する「公益目的事業の外延」については、各法人が本チェックポイントの観点に沿って必要な記載をすることで、示されるものと考えております。  なお、特別の利益供与については、出資先への他の出資者に限らず、認定法第</p>

		5条第4号に照らして適切に判断されるものであり、御指摘のような殊更の記載は不要と考えております。
第2章 35	<p>(該当箇所) p.59 上から6行目：第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13) 出資</p> <p>「(黒ポチ1) 不特定多数の者の利益</p> <p>当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。」</p> <p>(コメント)</p> <p>「主たる目的としての位置づけ」とは、公益目的事業相当の寄与する旨を定款等に記載するだけでよいのか。「適当な方法で明らかに」とは、数値的に示す必要があるのか確認したい。</p>	<p>他の事業のチェックポイントと同様、「主たる目的として位置付け」とは、公益法人が出資事業を不特定多数の者の利益の増進に寄与するために行うこととしていることを指し、「適当な方法で明らかに」するとは、その位置付けの事実を定款に記載するほか、公益法人のホームページで公表する方法等が該当します。</p>
第2章 36	<p>(該当箇所) p.59 上から10行目：第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13) 出資</p> <p>「(黒ポチ2) 条件</p> <p>ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。」</p>	<p>特別の利益供与は出資事業のみで問題にされるものではなく、「(他の出資者との条件バランスから) 特別な利益提供か否かの</p>

	<p>(コメント)</p> <p>「条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか」とは、妥当な期間など、目的との整合性の説明が求められる。他の出資者との条件バランスから特別な利益提供か否かの判断は、公益目的事業該当性ではなく、認定基準該当性として問われるのか確認したい。</p>	<p>判断」は、認定基準として、認定法第5条第4号において問われると考えられます。</p>
<p>第2章 37</p>	<p>(該当箇所) p. 59 : 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、 (13) 出資 「 (黒ポチ 2) 条件 イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか。 中略 そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。」</p> <p>(コメント)</p> <p>「適切に対応できる仕組み」とは何を意味するのか。エグジットの撤退リスクに対する方針に関する理事会の経営決定の確認が必要ではないかご検討いただきたい。 さらに、JANPIA (休眠預金) の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能が必要ではないか検討いただきたい。</p>	<p>「適切に対応できる仕組み」とは御指摘の「エグジットの撤退リスクに対する方針」の策定も考えられますが、策定した方針等について理事会の経営決定を必要とするかについては法人毎に判断されるものと考えており、法人が策定した当該仕組みの内容及びその取扱いを踏まえ、公益目的事業該当性の判断がされるものと考えられます。</p> <p>御指摘の「JANPIA (休眠預金) の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能」が意味するところが必</p>

		<p>ずしも定かではありませんが、当該仕組みの設定に当たっては、他の類似制度を参考にさせていただくことも有用であると考えます。</p>
<p>第2章 38</p>	<p>(該当箇所) pp. 74-75 : 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント (13) 出資に関するチェックポイントが見あたらない。</p>	<p>「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」における「行政庁の審査等に合理的と考えられる書類、証憑類」は、公益目的事業に該当するか否かについての累次の判断事例を整理して、判断基準の明確化を図ったものです。</p> <p>本判断基準により法人における公益目的事業に該当するかの判断について予見可能性が高まり、機動的・柔軟な公益目的事業の展開に資すると考えていますが、出資に関して</p>

		は、累次の事例が少なく、今後の事例の蓄積を踏まえ記載していくことを予定しています。
第2章 39	<p>2、第2章 公益目的事業該当性の判断 第1節 総論 第2 申請書記載事項(2) 記入要領(2) 事業の概要 27頁</p> <p>○ 法人税令第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る。)を公益目的事業として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事業を公益目的事業として行う必要性・意義等について記載する</p> <p>○ 幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。</p> <p>➡削除</p> <p>理由:「幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合」でなくても、事業の「公益目的事業としての特徴」は記載が必要である。当然、「公益目的事業として行う必要性・意義等」「公益目的事業としての特徴」が書かれる。それ以外に何を記載すればよいか、明確ではない。法に定めるところ以上に記載を求めるのは、妥当ではない。</p>	<p>御意見の趣旨が明らかではありませんが、「公益目的事業としての特徴」が記載されるのであれば、問題ありません。</p> <p>なお、申請法人の事業が、認定法第2条第4号に該当するか否かを判断するために必要な情報の記載を求めるものであり、法に定めるところ以上に記載を求めるものではありません。</p>
第2章 40	<p>4、第2章 第1節第2 申請書記載事項(1) 基本的考え方</p> <p>「このような申請書記載事項は、「国民に対する約束」ということができ、」「国民に対する約束」として公益目的事業のコンセプト」など、「国民に対する約束」という3か所の表現</p> <p>➡削除</p> <p>理由: 「「国民に対する約束」として公益目的事業のコンセプト」というのは、どう</p>	<p>御意見の趣旨が明らかではありませんが、申請書記載事項は、法人が自らの意思で記載し、当該記載により公益認定を受けたものであり、その変更には、</p>

	<p>いう法的根拠に基づくのか明らかではない。「国民に対する約束」という主観的な表現は、用いるべきではない。例えば、単に、国民に対するものではなく、行政庁に対しても、この文書を明示することによって、民間団体としてのガバナンスへの過剰な介入を防ぐための文書でもある。憲法上保障された結社の自由や私有財産権に基づく民間団体は、行政に対しても緊張感を持って自立して活動しているという自由民主主義社会の前提的把握が抜け落ちているのではないか。行政は国民とイコールではない。</p> <p>ちなみに、上記営利競争論に関する論点は、国家の「国民に対する約束」としての公益認定法の内容を逸脱しているのではないか、という点での検討が必要ではないか。</p> <p>なお、申請書記載事項を「約束」として契約のような拘束的な意味を強める表現は、その趣旨を生かしたうえでの迅速な社会貢献活動を拘束し縛ることになる危惧は、審議過程でも議論されていた。この点を踏まえ、過度に民間団体に対する拘束性を強めるような表現は妥当ではないと言えるだろう。</p>	<p>原則として変更認定を必要とする制度の趣旨を踏まえると、公益法人は、申請書の記載に従って公益目的事業を実施することが当然に求められると考えます。</p> <p>また、行政は、国民の負託を受けて、国民の代表者たる国会が制定した法律を運用するものであり、ある意味、国民に代わって法律の運用を行うものとも考えられます。また、公益法人が、社会的サポートを受けて活動する法人であり、行政に対してだけでなく、国民に対しても、如何なる公益目的事業を実施するとして公益認定を受けているかを明らかにすることは、大きな意義があると考えています。新たな</p>
--	---	---

		制度においては、申請書の記載内容を公表することとしており、それを「国民に対する約束」と表現することに問題があるとは考えていません。
第2章 41	○ 条文番号のみを引用している箇所がまだ多い様に感じる。内容が瞬時に理解できないため、括弧書きでの説明箇所を増やしていただきたい。 → (例) 認定法第5条第1号に規定する事由について、	御指摘を踏まえ、それぞれの箇所での括弧書きでの説明を入れる必要性を改めて精査しております。
第2章 42	○ 注記に「日本ライフ協会」と記載されているが、ガイドラインに個別の名称を記載するのは不適切ではないか。	改正法第28条第2項に基づき、勧告した内容は公表することとされていることに加え、当該法人は、すでに解散していることから、原案のとおりといたします。
第2章 43	○ 「外延を画し」「外延」との書きぶりについて、簡易な言い換えができないか。	検討しましたが、簡易な言い換えが難しいことから、原案のとおりといたします。
第2章 44	○ ただし、収益や共益を目的とする事業など、収益事業等をまとめることはできない。 → 「収益事業等と公益目的事業をまとめることはできない。」の意か。より分かり	御指摘を踏まえ、修正します。

	やすい書きぶりを検討していただきたい。	
第2章 45	○ 一者とは限らない。→ より分かりやすい書きぶりを検討していただきたい。	御指摘を踏まえ、修正します。
第2章 46	○ (3) 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取扱いについて → 具体的にどうすべきなのか把握しにくい。箇条書きにするなど、より分かりやすい書きぶりを検討していただきたい。	御指摘を踏まえ、修正します。
第2章 47	○ 累次及び今後の判断事例の蓄積を踏まえ、 → 類似の誤りか？ → 又は「過去」と言い換えできないか。	これまでの公益認定等委員会の判断事例を含めての趣旨であり、原案のとおりといたします。
第2章 48	○ 不特定多数の者の利益の増進が主目的とし → 不特定多数の者の利益の増進が当該事業の主たる目的として	御指摘を踏まえ、修正します。
第2章 49	○ (2) 「寄附」事業（導管寄附） 米国の寄付基金の様に大学を支援するための受け皿として、「寄附事業」が積極的に活用されるべきではないか。  現在、学校法人（大学）においては、交付金・補助金の削減や少子化等に伴う授業料収入の減少により、財源確保のため資産運用に注力していると承知している。  日本（大学及び大学ファンドを含む）が参考事例としている米国の寄付基金（エンダウメント）においては、大学のOB等の関係者から寄付を受け入れた寄付基金が運用を行い（大学本体から切り離される。）、運用益を含めた資産の一部を一定のペイアウト・ルールに従って、改めて大学に寄付を行うという。	御指摘の趣旨が明らかではありませんが、大学等を含め公益的な活動を行う団体が、民間の寄附に支えられて事業を実施することは重要であると考えており、相談等があった場合には、必要な対応を行ってまいります。

	<p>毎期の資産運用の結果が直接大学の財務には反映されないため、よりリスクを取る積極的な運用を行うことが可能となったと考えられる。</p> <p>一つの大学のみならず、複数の大学への寄付を対象とするいわゆる「コモンファンド」の設立も容易となる。これにより資産運用にリソースを振り分けることができない大学等においても共同して効率的な運用が可能となるのではないかと。文部科学省とも連携し、今後の課題として積極的な活用を検討していただきたい。</p>	
第2章 50	<p>○ また、事業の実績等については、変更申請時の状況を記載したものとして、申請書記載事項と考えない</p> <p>→ その結果、どのような効果をもたらすのか。より分かりやすい書きぶりを検討していただきたい。</p>	「事業の実績」日程や数値などは、参考情報の記載とみて、当該文言部分は、変更認定を要する事項とはみないという趣旨です。
第2章 51	○ 「主目的」と「主たる目的」との語句が出てくる。意味に違いがなければ、後者で統一していただきたい。	統一して修正します。
第2章 52	<p>第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント</p> <p>→ほとんどのチェックポイントに「(2)判断基準後掲の『公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準』参照」との項目がある。最初にこの文章を掲げ、そのほかは削除すれば良いのではないかと。</p>	チェックポイントについては、事業区分ごとに検討されているという実態を踏まえ、利便性の観点から個別に示したものであり、原案のとおりといたします。
第3章 1	第3章 (14) 理事、監事の外部からの選任について、2点ご質問です。	1. 外部理事・外部監事

	<p>1. 本会は定款で「代議員をもって、法人法上の社員とする。」と規定しています。代議員は150名で、正会員（薬剤師）10万人から適正に選出されています。この場合、「外部理事・外部監事」になれないのは、代議員150人ですか？会員10万人でしょうか？</p> <p>2. 本会では以前、会計の専門家（税理士・公認会計士等）を「外部監事」として1名置いておりました。しかし、監査法人の外部監査を受けているため、現在は外部監事は設置していません。監事は正会員から適正に選出された2名です。</p> <p>今回、設置が義務付けられる「外部理事・外部監事」には、何らかの条件が課せられますか？（例：外部監事は「会計の専門家」など。外部理事は「薬剤師は不可」など）</p>	<p>になれない「社員」とは、法人法第11条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員を指します。したがって、御質問の場合、定款上で社員と定められている代議員150人が外部理事・外部監事になれない者の対象となります。</p> <p>なお、「会員」については、法律上、外部理事・監事となれない者には該当せず、外部理事・監事として選任することが排除されるわけではありませんが、外部理事・監事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯（理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた）や、制度趣旨（理事会や監</p>
--	---	---

		<p>事がその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。</p> <p>2. 外部理事については改正法第5条第15号及び改正内閣府令第4条、外部監事については改正法第5条第16号及び改正内閣府令第5条を満たす必要があります。御質問の趣旨が明らかではありませんが、外部理事・外部監事に関する法令の趣旨に反しない範囲で、内部規程等において一定の条件を課すことは妨げられません。</p>
<p>第3章2</p>	<p>第1 公益認定基準</p> <p>(14) 理事、監事の外部からの選任 (89頁)</p> <p>公益社団法人の会員に選挙権を与え、会員の中から社員を選出するための選挙を行い、当該選挙により選出された者を任期付きの社員とする旨の定めを設ける、いわゆる代議員制を採用する際は、社員以外の会員(選挙権を有する会員に限る。以下「会員」</p>	<p>外部理事・外部監事になれない「社員」とは、法人法第11条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員を指します。御質問の社</p>

	<p>という。)は外部理事又は外部監事になることができるのか明らかにされたい。</p> <p>代議員制を採用する際は、会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること(ガイドライン案127頁)が条件とされているように、会員の権利義務が極力社員に劣らないようにする法令上の配慮がされている。そうであるならば、会員も社員と同等に法人の内部者と扱われるべきものであり、外部理事又は外部監事になることができないと考えられる。</p>	<p>員以外の会員については、外部理事・外部監事の対象となります。</p> <p>なお、「会員」については、法令上、外部理事・監事となれない者には該当せず、外部理事・監事として選任することが排除されるわけではありませんが、外部理事・監事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯(理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた)や、制度趣旨(理事会や監事とその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。</p>
第3章3	90 ページ、「(9) 理事・監事と特別利害関係があるものの割合(認定法第5条第10	(9) < 3分の1の考え方

	<p>号)」の「＜3分の1の考え方＞」の説明が、「規制の対象は、親族関係等にある理事又は監事の「合計数」である。例えば、」と書いてあるのに、親族ではなく【他の同一の団体】の説明になっている。</p> <p>これは次の「(10) 他の同一の団体の理事・使用人等（認定法第5条第11号）」に「＜3分の1の考え方＞」として説明すべきで、親族に関する「＜3分の1の考え方＞」も改めて別の具体例で説明すべきではないか。</p>	<p>＞については、御指摘を踏まえ、一部修正した上で(10)に記載するとともに注解74は削除します。</p>
<p>第3章4</p>	<p>91 ページ「(10)他の同一の団体の理事・使用人等」で、「他の同一の団体」の説明で「(公益法人を除く。)」または「(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)」を追加していただきたい。</p> <p>役員の兼務状況を確認する際に、「公益社団法人の役員」も記載している役員がおり、聞くと他の団体では公益法人も関係なく書かせているというが、意味がないことである。</p> <p>問IV-2-(2)（役員の3分の1規定）にも「他の同一の団体（公益法人を除く。）の関係者が～」とあり、現行のFAQをガイドラインに統合するという趣旨にも合うと考える。</p> <p><a href="https://www.koeki-info.go.jp/pdf_faq/04-02-02.PDF">https://www.koeki-info.go.jp/pdf_faq/04-02-02.PDF</a></p> <p>また、注釈74で「3分の1の考え方、確認の方法については(9)参照」とあるが、「3分の1の考え方」の事例は順番的に「(10)」に書くべき話で不親切なものとなっているので、「読めばわかるだろう」ではなく、初めて読む人でも違和感なく読めるよう、配</p>	<p>前段については、御指摘を踏まえ、FAQとの整合を図り、表題を「他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事・使用人等の割合」に、本文中の同一の団体を「同一の団体（公益法人を除く。）」に修正します。</p> <p>また(9)＜3分の1の考え方＞については、御指摘を踏まえ、一部修正した上で(10)に記載するとともに注解74は削除します。</p>

	慮を願いたい。	
第3章5	<p>98 頁の注 82</p> <p>ここは「改正法第 5 条第 15 号に基づく外部理事の設置」についての説明ですが、外部監事に関する規定（改正法附則第 5 条第 3 項）も書かれており、かつ、「当該公益法人の全ての理事及び監事の任期が」との記載があります。外部理事及び外部監事についての説明に直すか、外部監事に関連する記述を落とすかのどちらかをすべきと考えます。</p>	御指摘を踏まえ、外部理事の記載と外部監事の記載がそれぞれ分かるよう修正しました。
第3章6	<p>【意見案】</p> <p>以下の点についてご検討いただきたい。</p> <p>1 ガイドライン P81 第 3 章公益認定基準等 第 1 公益認定基準(認定法第 5 条)(2)(1) ア財政基盤の明確化について</p> <p>「公益財団法人については、純資産額が 2 期連続で 300 万円を下回った場合に解散することとされている(法人法第 202 条第 2 項)ことに留意する」とあるが、純資産額が 300 万円を下回る公益法人に対しどのような指導を実施すべきか具体的に規定いただきたい。(当県所管法人のうち純資産額が 300 万円を下回る公益法人が複数存在するため)</p>	貸借対照表の純資産額が 2 期連続して 300 万円を下回った場合には法人法第 202 条第 2 項の規定により解散することとなります。解散の場合には、事業継続ができず、公益目的事業に使用されることを期待して寄附等を行った者の信頼を裏切ることになります。このため、貸借対照表の純資産が 300 万円を下回っていることが判明した場合は、直ちに当該法人に対して法人法の趣旨を説明し、純資産を回復するよう求めること

		<p>が想定されます。</p> <p>(御参考) 内閣府の場合  定期報告書類等で当該状況が判明次第、公益認定等委員会委員に御報告するとともに、法人に対して法人法の規定を説明し、純資産回復の見込みについて聴取するとともに、監督上の措置の必要性について検討を行うこととしています。</p>
<p>第3章7</p>	<p>2 ガイドライン P98~99(14) 理事、監事の外部からの選任(認定法第5条第15号及び第16号)について  公益社団法人 A 法人は全国に地区・ブロック協議会が設置されており県内にも関連法人が存在する。(当県所管 A 法人に関連する公益社団法人数約 10 法人)  なお、ブロック協議会内の各法人はそれぞれ独立しており、子法人や支店などの関係性はない。</p> <p>外部理事・監事の選任について下記のような動きを確認しているため、内輪のみの法人運営が行われることのないよう関連法人間での外部監事の選任を規制することが必要と考える。</p>	<p>御質問のようなケースも、改正法及び改正内閣府令の要件を満たす場合、法令上、外部理事・監事となれない者には該当せず、外部理事・監事として選任することが排除されるわけではありませんが、外部理事・監事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同ブロック協議会内の関連する別法人に所属する方へ外部監事を依頼する。</li> <li>・ 当該法人 0B のうち、10 年以上当該法人の理事であったことがない方に対し、外部監事を依頼する。</li> </ul>	<p>(理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた) や、制度趣旨(理事会や監事とその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。</p>
第3章8	<p>98 頁 脚注 82 の 2 行目</p> <p>「当該公益法人の全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から当該規定が適用」とあるが、法律上、理事の任期満了日と、監事の任期満了日はそれぞれ個別に判定して、適用日を判定している(改正法附則第2項、同第3項)。</p> <p>したがって、「理事については当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日から、監事については当該公益法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日から、当該規定が適用」と記載するべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、外部理事の記載と外部監事の記載がそれぞれ分かるよう修正しました。</p>
第3章9	<p>106 頁 10 行目 定款の適法性</p> <p>ここでなくても差し支えませんが、ガイドラインのどこかに「公益目的取得財産残額の規定の削除が必要である」旨を(注釈等で)記載できないでしょうか。</p>	<p>定款変更については、各法人においてその実情を踏まえて判断すべき事項であると考えますが、当該</p>

	<p>内閣府「公益認定のための定款について」37頁では、社団の場合の第37条として公益目的取得財産残額の算定を毎年行う旨が記載されています。(財団も同様) よって、定款から公益目的取得財産残額の規定の削除が必要であると思料されます。</p>	<p>規定については、各法人において特段の支障があると判断される場合を除き、他の定款変更の必要がある機会に合わせて削除すれば足りるものと考えます。</p> <p>なお、当該規定は、モデル定款から削除する予定です。</p>
<p>第3章 10</p>	<p>81頁 ア 財政基盤の明確化</p> <p>「寄附金収入については、寄附金の大口抛出上位者5者の見込み」はあくまで、申請法人と行政庁との関係において提出される書類であり、実際の申請書にも記載されていた。</p> <p>一方、突如として、奨学金に係わる事業等が突然出てきて、「寄附等が確実に実施されることを示す文書(寄附を約束する文書等)の提出を求める」となっているが、これは民間である寄附予定者と民間である一般法人である申請法人との間の誓約書である。</p> <p>高齢者への詐欺事件が多発する中で、このような寄附の誓約書を内閣府が推奨することは、公益認定申請を使った詐欺まがいの行為に使用される危険性が極めて高いと強く懸念する。</p>	<p>御指摘の奨学金については、現チェックポイントの(13)助成(応募型)の殆どが奨学金であったことから、法人及び行政庁の利便性を高める観点から新たに事業として追加したものです。</p> <p>奨学金について「寄附確約書」を求める理由は、「多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を</p>

	<p>例えば、一般法人が、認定法を承知していない人から期限付きの寄附誓約書を取得し、公益認定申請した上で他の認定基準から堂々と不認定処分をもらい、一般法人のまま寄附誓約書に基づき寄附を集め、少しだけ公益事業を行い後は高額な給与や役員報酬に好き勝手に使うようなことということも十分に予想される。</p> <p>公益認定のために、第三者である寄附予定者を巻き込むべきではない。</p> <p>財政的基盤は、申請時においては、申請法人理事会に誓約させるだけで十分であり、このような意味不明のパターナリスティックな規制は社会を大混乱に陥れる可能性がある。公益法人制度の根幹に係わる過剰規制であるから、81頁の以下の部分は削除すべきである。</p> <p>「行政庁は、奨学金に係る事業など事業の確実な実施が必要な事業にあつては、最低限の財源が見込まれるかを確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書（寄附を約束する文書等）の提出を求めるものとする。</p> <p>また、行政庁は、必要に応じ、認定に当たり、事業内容に応じた財政基盤を速やかに確保しななければならない旨を法人に示すとともに、その確保（寄附の受領等）が認定後速やかに（例えば3か月以内）に行われなない場合には、認定法第29条第2項に該当するものとして、直ちに認定法に基づく勧告等の措置を講じるものとする（詳細は第6章監督第1節第1（2）監督の基本的な考え方参照。）。</p> <p>なお、寄附の意思及び能力ともに無いことが明白であるなど寄附等の確実な履行が見込まれないにも関わらず、寄附を約束する文書を提出して公益認定を受けることは、不正の手段により公益認定を受けること（認定法第29条第1項第2号）に該当し得るも</p>	<p>前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる。」との考えによります。</p> <p>第2章第2節第2(15)①、②&lt;事業の財源との関係&gt;を御参照ください。</p>
--	--	--

	<p>のであり、直ちに認定取消しとなり得るとともに罰則等の適用があり得ることに留意する。」</p>	
第3章 11	<p>85頁</p> <p>「○ このほか、申請書又は添付書類の内容に関して疑義（当該疑義が解消されなければ公益認定を行うことができないものに限る。）がある場合において、申請法人に説明を求めても、相当の期間内に適切な回答を得ることができない場合」</p> <p>上記を入れるのであれば、</p> <p>「行政庁は、申請書又は添付書類の内容に関して疑義がある場合には、法人の申請後相当の期間内に法人に説明を求めなければならない。」を記入すべきである。法律の運営がまずかったことは法人側だけではなく行政庁側にも問題があったことを認めたいので、その「思想」は徹底すべきである。</p>	<p>御指摘の点については、公益法人及び行政庁に対する事務処理の原則として、迅速・丁寧な対応が必要であるとした上で、標準処理期間等について明記しており、御懸念には対応済と考えています（第1章第3節第2参照）。</p>
第3章 12	<p>89頁 「投機的な取引を行う事業」について</p> <p>仮想通貨については、該当するか否かについてはあらかじめ明示願いたい。</p>	<p>新ガイドラインに記載のとおり、「投機的な取引を行う事業」に該当するかは、個別の取引自体の客観的なリスクだけでなく、当該法人における専門的知見の有無、取引の運用方針、取引の規模・内容等具体的な事情に照らして判断されるものであり、特定</p>

		の取引について、前述した事情を一切考慮することなく、ア priori に該当すると判断し明示することは適当ではないと考えます。
第3章 13	<p>外部監事の導入について意見も述べます。当協会は魚粉製造会社を中心に正会員55法人、賛助会員7社から成る公益社団法人です。</p> <p>常勤理事2名を含む理事数9名、監事2名、職員0名からなります。主に会費と受託調査費の合計800万円が主な収入で魚粉関連の諸事業（魚粉の品質向上、需給安定、製造工程の技術改善、流通の円滑化、消費の拡大、生産量調査、相場調査等）を行っています。</p> <p>今回の改正で外部監事の導入が求められていますが外部監事の導入について、困惑しております。当協会は水産加工残渣や魚の魚腸骨などの都市残渣を集荷し、畜産や水産の配合飼料原料としての魚粉を製造することにより再資源化し有効活用しています。品目特性上、外部監事の人選は難しく、また、小規模法人のため、外部監事への報酬の支払い能力の点で厳しいものがあります。外部監事について小規模法人は対象外を希望します。</p>	外部監事については、監事による理事の職務執行の監査などを通じたけん制及び監督又は監査機能などの職務の重要性から、小規模法人の適用除外はありません。
第3章 14	<p>ガイドライン（素案）p99に、外部理事、外部監事の要件の記載があるが、「設立者」について、設立時理事、設立時監事も含むのではないかと考えている方もいるため、現行のFAQ問1-3-6（財団法人の設立者）の考え方も追加してはどうか。</p>	一般財団法人の「設立者」とは法人法第153条の規定に基づき定款に記載のある設立者のことをいいます。その旨ガイドライ

		ンにも追記しました。
第3章 15	<p>外部理事・監事の選任について： 多数の会員がいるため、会員から選出された「代議員」をもって、法人法上の「社員」としている団体が多数存在する。法人法上の「社員」に該当しない「会員」は、外部理事・監事の資格を満たしているという理解でよいか、明確にしていきたい。</p>	<p>外部理事・外部監事になれない「社員」とは、法人法第11条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員を指します。御質問の社員以外の会員については、外部理事・外部監事の対象となります。</p> <p>なお、「会員」については、法令上、外部理事・監事となれない者には該当せず、外部理事・監事として選任することが排除されるわけではありませんが、外部理事・監事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯（理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた）や、制度趣旨（理事会や監</p>

		事がその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。
第3章16	<p>1. 会計監査人設置法人について</p> <p>現行の会計監査人の設置義務がある公益法人は、(1)収益が1千億円以上、(2)費用及び損失の額が1千億円以上、(3)負債の額が50億円以上のいずれかに該当した場合ですが、今回の改正で(1)と(2)の要件が100億円に引き下げられたとのことです。</p> <p>1千億円から100億円への引き下げは、規模として大幅な引き下げであり、それによる影響は大きく、当会においても年度によっては設置義務が生じることとなります(令和5年度決算収益額99.3億円)。</p> <p>当会においては、会計監査人の設置義務はありませんでしたが、元々会計監査人を自主的に設置しており、会計監査人については引き続き設置を続ければ良いかと思いましたが、それ以外の会計監査人設置法人に課される「固定資産の減損会計」「資産除去債務に係る会計処理」「税効果会計」「キャッシュ・フロー計算書の作成」「退職給付引当金、収益の認識に係る簡便法適用不可」について、当会のように適用要件の当落線上にある法人は、年度によって会計方針を変更しなくてはならないこととなります。会計監査人設置法人に該当するかしないかで、会計方針を年度によって変更するのは望ましくなく、会計監査人設置義務と会計方針は切り離れた基準で判断していただきたく思います。</p>	御指摘の内容は、新公益法人会計基準等に関するものと思いますが、当該基準において、会計監査人設置法人以外の法人で一部の会計処理を省略可能等としているのは、その会計処理の能力等に鑑みた規定であり、一定の会計処理の能力があると考えられる会計監査人設置法人にあっては、御指摘の会計処理も適用をお願いいたします。なお、新会計基準等については、一定の経過措置期間も設けられております。
第3章17	第3章第1 公益認定基準 P98~P99	公益法人が適正に運営

	<p>法人運営の観点から外部の目を導入することは否定しないが、外部理事・監事を選任する上で、人選は元より人数の上で、それまで内部から選任していた理事・監事と「入れ替え」る必要がある。どの内部理事、内部監事を外すかは難しい作業である。理事を分野別に割り振っている場合のバランスやこれまで理事人数の適正規模などを検討・調整してきたこととの整合性などを見直す必要がある。</p> <p>特に監事については2名配置(理事会設置法人)なので、確実にうち1名は入れ替えとなる。監事同士の報酬額のバランスも課題(報酬規程 要改定)。</p> <p>このような現場の事情を国の有識者の会などで多少とも議論されたのか？</p> <p>法人内で合意形成(納得する)のための良策があればアドバイス願いたいほどである。</p> <p>なお、当法人の役員任期は令和7年6月の総会開催日まで。中2週間前までに開催する理事会において役員候補者選任議案、報酬規程の改正議案を上程することとなる。</p> <p>一方、国の説明会(ブロック開催)は2月開催?とのこと。</p> <p>時間は多くない。</p>	<p>されるためには、理事会による職務執行の監督、監事による理事の職務執行の監査等を通じたけん制機能が発揮されることが不可欠であり、理事会や監事がその機能を発揮する上で法人外部からの視点を取り入れることが重要であることから、外部理事・監事の選任を公益認定の基準としています。</p> <p>改正政令及び改正内閣府令の公布以降、遅滞なく、外部理事・監事の選任、定款等の準備を開始したにもかかわらず、外部理事・監事設置を行うことができなかった場合については、選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めることと</p>
--	--	---

		し、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととします。
第3章 18	<p>98ページ</p> <p>第3章 公益認定基準等</p> <p>(14) 理事、監事の外部からの選任（認定法第5条第15号及び第16号）について</p> <p>今回の法改正の趣旨を踏まえれば、法人外部からの視点を取り入れることが重要であることは十分理解でき、公益法人としてあるべき姿であると考えます。</p> <p>しかしながら、設立団体からの推薦（設立団体の構成員の当て職）により理事や監事が構成されている法人の場合、構成する設立団体間のバランスを考える必要があり、外部から新たに選任するとなると、設立団体の一つに退いていただくか、定款を改正して定員を増やすかのどちらかの方法が必要となります。また、理事・監事の報酬は内部理事の場合は低額に抑えていても、外部を検討するうえでは当然報酬の改定も想定されます。</p> <p>これらに対応をするためには、団体間の調整、報酬の適正性の調査（他法人の報酬の調査）、理事会での協議・承認、評議員会での議決、登記などの手続きが必要であり、報酬に関しては予算への反映も生じます。</p> <p>当法人を例にとると、理事・監事の任期満了は令和7年6月に到来するので、通常であればその前の5月に理事会を開催し、評議員会招集（役員選任案）について議決いただきます。次期役員の選任に関しては、遅くとも4月上旬には設立団体に対し推薦依頼をします。その選考方法等は2月の理事会で決定することになります。その理事会の</p>	<p>改正政令及び改正内閣府令の公布以降、遅滞なく、外部理事・監事の選任、定款等の準備を開始したにもかかわらず、外部理事・監事の設置を行うことができなかった場合についても、選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めるとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととします。その旨新ガイドラインにも明記しました。</p>

	<p>招集手続きは1月に、更に予算は12月には調整することになりますが、今回の法改正に対応するためには定例のスケジュールに加え設立団体との調整や定款改正等が必要となります。</p> <p>以上のことを踏まえ、令和7年6月に役員任期満了にあわせて外部から理事を選任することは日程的に困難と考えます。</p> <p>つきましては、突発的に収益及び費用・損失が3,000万円以上となった法人だけでなく、その他の法人に対しても猶予の期間を設定していただきたく存じます。</p> <p>その期間については、理事及び監事の任期が満了する日の翌日から少なくとも1年は必要と考えます。</p> <p>なお、98ページの最後の段にある「○ 一方で、突発的に収益及び費用・損失が3,000万円以上となった法人等」の「等」に前述したような事情が含まれるのであれば、下段の注釈82に具体的に示していただくなど、認定事務を行う都道府県も含め共通理解できるようガイドラインへの反映を強く要望いたします。</p>	
<p>第3章 19</p>	<p>都道府県からの意見募集は、別のURLからの提出でしたが、期限に間に合いませんでしたので、一般のパブリックコメントにより提出します。お手数おかけますがよろしくお願い致します。</p> <p>【P100】</p> <p>○ 外部理事・監事（外部役員）が任期の途中で退任し、外部役員が不在となった場合、任期の残期間は、不在のままよいでしょうか。それとも、すぐに外部役員を選任する必要がありますか。これをガイドラインに明記していただきますようお願い致します。</p> <p>○ 令和7年度に限って、外部役員を選任するに当たり、定款や規程の改正、人選に時間を要することによって、選任できない場合、緩和的な措置を文面で明記していただきますようお願い致します。</p>	<p>改正法違反の状態にならないよう、速やかに新しい外部理事・監事を選任することが望まれます。なお、外部理事が任期途中で退任し、定款に定められた理事数を下回る場合、辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員とし</p>

	<p>○ 議決権を持つ賛助会員は、外部監事に選任することができますでしょうか。社員の定義を明確に記入していただきますようお願いします。</p>	<p>ての権利義務を有します（法人法第 75 条第 1 項）。</p> <p>改正政令及び改正内閣府令の公布以降、遅滞なく、外部理事・監事の選任、定款等の準備を開始したにもかかわらず、外部理事・監事の設置を行うことができなかった場合についても、選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めるとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととします。その旨新ガイドラインにも明記しました。</p> <p>外部理事・外部監事になれない「社員」とは、法人法第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づく定款上の社</p>
--	---	--

		<p>員を指します。社員以外の賛助会員については、外部理事・外部監事の対象となります。なお、「賛助会員」については、法令上、外部理事・監事となれない者には該当せず、外部理事・監事として選任することが排除されるわけではありませんが、外部理事・監事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯(理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた)や、制度趣旨(理事会や監事とその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。その旨ガイドラインにも記</p>
--	--	---

		載しました。
第3章 20	(86 頁 9 行目) 公益社団法人の社員が事業法人である場合、その事業法人の役員や従業員は、特別な利益を与えてはならない対象者に含まれないとの理解でよいか。	<p>御指摘の「公益社団法人の社員が事業法人である場合」は、その法人の事業活動を支配する者(改正政令第1条第7号)として、改正内閣府令第1条第2項及び第3項に定める者である者が、特別な利益を与えてはならない対象となります。</p> <p>なお、改正法第5条第3号の対象となる法人の関係者ではなくとも、特定の第三者に合理的な理由なく利益を与える行為は、公益法人に対して損害を与える行為となる可能性があります。また、公益目的事業の一環として当該利益供与を行う場合には、当該公益目的事業の趣旨・目的に照らして、当該利益供</p>

		与が合目的なものであることが求められます。
第3章 21	(87 頁 19 行目) 特別な利益に当たるかどうかは、「申請時には提出書類等から判断する」とあるが、既に公益認定を受けている法人については、何によって判断するのか。	関連当事者との取引については、脚注に記載のとおり、財務諸表の注記等により透明性が確保されず(内外からの通報や定期提出書類の記載等から疑義がある場合には、必要に応じ法人から聴取を行う等により確認することが想定されます。)
第3章 22	(91 頁 16 行目) 「理事・監事と特別利害関係があるものの割合」、「他の同一の団体の理事・使用人等」に、「理事と監事間の特別利害関係の排除」という規律が加わった。法人における確認作業の円滑化のため、理事・監事に確認するための書式(雛形)を提示して頂きたい。	法人において適切に確認されれば手段は問わないため、雛形の提示予定はありません。なお、書式で確認する場合には、様式集掲載の「確認書(認定規則第7条第3項第3号から第5号(認定法第5条第10号等に適合し、第6条(第4号及び第5号を除く)に概要しないことを説

		明した書類))」を御活用いただくこと等が考えられます。
第3章 23	<p>(97 頁下から 3 行目) 「同種・類似法人の役員報酬の 2 倍超」の役員報酬が支給されるような場合は、不当に高額な報酬に該当すると考えられる」とあるが、(例示ではあるが) 2 倍という数字が合理的理由もなく示されたことに強い違和感を感じる。2 倍とした理由を明示すべきである。</p> <p>(97 頁下から 3 行目) また、「同種・類似法人」とは、採用市場の競合先を考慮すると、民間事業者を含めた概念と明示すべきである。また、役員報酬は地域性も大きく影響するものと思料する。</p> <p>(97 頁下から 3 行目) 仮に「同種・類似法人」とは、公益法人に限定した概念とお考えであるなら、その理由を明示すべきである。因みに、当法人の採用市場での競合先は民間事業者のみである。</p> <p>(97 頁下から 3 行目) 「同種・類似法人」が民間事業者を含める含めないにかかわらず、我々や監督当局の目線を合わせるため「同種・類似法人」のより詳しい定義(何ををもって同種・類似とするのか)、「同種・類似法人」の役員報酬の調査方法を明示すべきである。</p>	<p>「2 倍」としたのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入手可能なデータは限られる中、「同種・類似法人」といっても、事業内容、規模、地域、法人形態等に違いがあることが想定され、「多少の違い」を問題にすることは適切ではないこと、</li> <li>・ 不当に高額な報酬に該当する、とは、社会通念に照らして、比較対象と比べて明らかに高額という程度の差が必要であると考えたことによるものです。</li> </ul> <p>「同種・類似法人」については、当該法人の事業内</p>

		<p>容等に即して考えることを想定しており、株式会社その他の営利企業を一律に排除するものではありませんし、地域の状況等を勘案することも想定されます。一方、役員報酬に係る詳細なデータは公表されておらず、入手可能なデータにより判断する必要があることが想定されることから、記載については、原案のとおりとします。</p>
<p>第3章 24</p>	<p>(該当箇所) p.96 3段落目： 第1 公益認定基準 イ. 役員報酬額の開示・公表について</p> <p>「なお、あくまで法人の説明責任を求めるものであり、後述ウに記載の場合を除き、当該水準を超える報酬を否定する趣旨ではない。例えば、・・・略・・・国・国際機関や大企業の長等と高度な折衝を行う役員など、・・・略・・・」</p> <p>(コメント)</p> <p>云わんとする処は理解できるが、例えば、日々の高齢者・障害者と機微な対応・接遇すること等との違いの説明が難しいと思われ、例示としての適否をご検討いただきたい。</p>	<p>御指摘の記載は、法人を経営する役員を想定したものであり、現に2000万円を超える役員報酬を得ている者の事例を踏まえた記載であるところ、原案のとおりとします。</p> <p>なお、役員を兼務する職員が、その専門技能等に</p>

		じて適正な給与を得ることを否定するものではなく、当該専門技能や当該分野の給与事情等を説明いただくことになると考えています。
第3章 25	<p>(該当箇所) p. 98 最後の○： 第1 公益認定基準 (14) 理事、監事の外部からの選任</p> <p>「一方で、突発的に収益及び費用・損失が3000万円以上になった法人・・・」</p> <p>(コメント)</p> <p>収益・費用等が毎年度3000万円を前後する小規模法人にとって、法の定めから、どのようなスタンスで選任手続きをとればよいか確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>1～2年ごとに相応しい人を検討することは小規模法人にとって負担であるため。</p>	最終事業年度の計算書類において基準を超えている場合には原則として外部理事を設置する必要がありますが、特定の要因によって一時的に外部理事設置の適用となるが、恒常的には適用除外となる場合などについては、法人から合理的な説明がある場合は、監督は行わないこととします。
第3章 26	<p>(該当箇所) p. 99 上から一つ目の○および二つ目の○： 第1 公益認定基準 (14) 理事、監事の外部からの選任</p> <p>(以下、外部理事・外部監事共通)</p> <p>「マル3-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)</p> <p>-2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同</p>	一般財団法人の設立者とは、財産を拠出して一般財団法人を設立する者のことをいい、自然人だけでなく法人でもよいことと

	<p>条第4号)」  (コメント)  公益財団法人における外部理事・外部監事の要件として上記の通りであるが、以下の事例を踏まえ、「設立者」の定義を明確にしていきたい。  設立者を設立趣意書で確認する場合、  ・設立趣意書で、〇〇〇〇(個人名)××××(団体名と役職)と併記されている場合、「個人」と認識してよいか確認したい。  ・××××(団体名)が、法人格のない任意団体の場合は、法人ではなく、代表する個人と理解してよいか確認したい。  (理由)  外部理事の要件を規定する認定法施行規則第4条第2号および第4号について、公益財団法人における「設立者」が個人か法人(法人格のない任意団体の場合)かについての判断基準を確認するものである。</p>	<p>されています。  お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではありませんが、明らかに団体名が個人の所属を指している場合は、設立者は当該個人を指すと考えられます。  当該規定における法人とは法律上の権利義務の帰属主体となることを認められているものを指し、法人格のない任意団体は含まれません。団体名が法人格のない任意団体である場合、設立者を考慮する必要はありません。</p>
<p>第3章 27</p>	<p>○ (資産運用としての株式保有等について)  事業活動の財源を獲得する手段として、(中略)法人が自らの事業内容・財務状況、当該資産運用に係るリスクやリターン等を踏まえ、自主的に判断するものである。  ○ ア)「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、社会通念(個別の取引自体の客観的なリスク)や当該法人における専門的知見の有無、取引の運用方針、取引の規模・内容等具体的事情に照らして判断される。  → 公益法人の資産運用については(法人が)「自主的」に判断する旨が触れられてい</p>	<p>御提案の国立大学法人の場合とは異なり、公益法人の多くは、民間の出捐により設立された民間の法人です。このため、公益法人の資産については、改正法に反しない限りにおい</p>

	<p>るのみであり、「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかについても具体的な判断基準になるとは言い難い。</p> <p>一方、国立大学法人の余裕金運用や企業年金については、分散投資義務を課している。例えば「運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない。ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでない」（確定給付企業年金法施行令第46条）と規定されている。</p> <p>「投機的な取引を行う事業」に該当しないとは、ガイドラインにおいて企業年金等と同様、分散投資に努めるよう資産運用規程等に定めるものと整理してはどうか。分散投資の義務づけは、公益法人におけるリスク管理の適正化を促し、政府の資産運用立国の方針に沿うことにもなる。</p>	<p>て、公益法人のガバナンスや説明責任の下、運用されることが適切であると考えており、御指摘は必ずしも当たらないと考えます。</p>
第3章 28	<p>○ 「株式会社その他の営利事業を営む者」につき、この場合の「営利事業」とは、最終的に事業による収益 → 「利益」とすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正いたします。</p>
第3章 29	<p>○ 80 理事によるお手盛りを防止するという法人法の趣旨からは、一般法人においては、定款又は社員総会若しくは評議員会において、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されている。 → この書きぶりでは、公益法人が含まれるか否か判然としない。FAQ同様、「理事によるお手盛りを防止するという（一般社団・財団）法人法の趣旨からは、定款又は…」とすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、誤解を招くことがないよう修正します。なお、ガイドライン目次の凡例において、法人法は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の略称であることは明</p>

		記しています。
第3章 30	<p>1. 理事（市区町村所属職員）の任期満了日に特別会員を退会して、総会で理事に再任された場合は、外部理事として認めて頂きたい。また、業務執行理事以外の理事が正会員を退会した場合も外部理事として認めて頂きたい。（公益認定法第5条第15号）</p> <p>都道府県 A 内のシルバー人材センターは全て公益社団法人格を持ち、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、都道府県、市区町村からの支援を受けて運営している団体であり、基礎自治体と密接な関係にあります。また、適正な法人運営を図るため、市区町村の方を1名特別会員として理事に選任しております。</p> <p>この度の法改正により外部理事を選任する必要があり、その対応として、会員以外の者が理事及び監事に選任できるよう、次回の総会において定款変更を考えております。と同時に、任期を迎える理事の改選を行う予定です。その際に、市区町村所属の理事につきまして、特別会員から退会していただき、改めて理事に再任された場合は外部理事として認めて頂きたい。また、業務執行理事以外の理事が正会員を退会した場合も外部理事として認めて頂きたい。</p> <p>上記のケースで、理事の任期が次々回の総会までの場合、次回の総会で定款変更を行い、その後理事が特別会員を退会すれば、同様に外部理事として認めて頂きたい。また、業務執行理事以外の理事が正会員を退会した場合も外部理事として認めて頂きたい。</p> <p>2. シルバー人材センターでは、監事2名体制のうち1名を外部監事にする場合、外部監事候補に市区町村の職員を想定しておりますが、これを認めて頂きたい。（公益認定法第5条第11号）</p>	<p>貴法人の定款の定め等の事実関係が不明なことから、個別の当てはめについては、所管の行政庁に御確認いただきたいと思います。その上で、以下のとおり回答いたします。</p> <p>1について、社員に該当しない「会員」については、法律上、外部理事となれない者には該当せず、外部理事として選任することが排除されるわけではありませんが、外部理事の選任に当たっては、制度が設けられた経緯（理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人の機関が健全に機能しない例が見受けられた）や、制度趣旨（理事会がその機能を発揮する上で、法</p>

	<p>当該シルバー人材センターは、市区町村から補助金を受けている団体であり、自治体としてはその運営に理事を1名選任して関与を強めており、さらに監事を選任できれば適正な運営を図るには最適の体制になると考えていました。</p> <p>ところが、公益認定法第5条第11号に、「相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。」となっており、また、公益認定法施行令第5条第2項で、相互に密接な関係にある者に地方公共団体の職員が指定されていることから、市区町村職員を監事に選任した場合、総数の3分の1を超えてしまうことになります。</p> <p>団体の規模からすると市区町村の協力や指導等がなければ運営がスムーズに行えません。選任ができないと新たに外部監事候補を探さなくてはなりません。市区町村はシルバー人材センターに財政支出を行っていることから外部監事としてふさわしい立場にあるため、特例として外部監事として認めて頂きたい。</p> <p>3. 公益認定法第5条第11号の解釈について</p> <p>(1)公益認定法第5条第11号で、「他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）」とありますが、「公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。」について、「政令で定めるもの」とあるにも関わらず、施行令が見当たらないため、明確な定義を提示して頂きたい。</p> <p>(2)また、公益法人を除くとありますが、例えば同一の公益法人からの理事が、総数の3分の1を超えても構わないのか明確にして頂きたい。</p> <p>(3)都道府県A内の他地区のシルバー人材センターから相互に理事を受け入れた場合、その理事を外部理事として認めて頂きたい。</p>	<p>人外部からの視点を取り入れることが重要)を踏まえて検討することが望まれます。</p> <p>2について、お示しの規定は、外部監事に関する規定(改正法第5条第16号)とは異なります。当該規定(改正法第5条第11号)の考え方については、新ガイドラインでも記載しておりますので御参照ください。</p> <p>3について、お示しの「…準ずるものとして政令で定めるもの」は定められていません(そのため、お示しの規定では、公益法人のみが除かれます)。当該規定(改正法第5条第11号)の考え方については、新ガイドラインでも記載しておりますので御参</p>
--	---	---

		照くください。
--	--	---------

【第4章～第6章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第4章1	3. 公益事業の分割譲渡について 合併等の部分に分割譲渡について記載がありますが、公益事業の一部を分割し、他の公益法人への譲渡等の可否等ができるのか等、合併分割譲渡等で可能な範囲がよくわかりません。どこまで公益法人の事業再編が可能なのかわかる様な記載が望まれます。	御意見の趣旨が明らかではありませんが、公益法人が、その事業の一部を廃止する場合には、軽微な変更として変更認定申請は不要（変更届出が必要）となります。 なお、合併に係る手続については、法人及び行政の関係者が容易に理解できるよう、今後、合併の類型毎に分かりやすく示すこととしています。
第4章2	109頁、110頁  行政庁について109頁最初の○において、外形判断をする基準が望ましいとしながら、110頁の三つ目の○において、実質判断のルールを説明しており、法人及び行政庁双方に大混乱を与える。110頁の三つの○は削除すべきである。	外形的な判断基準を原則としつつも、法人の実態が定款と全く異なる場合には、例外的に実態を踏まえた対応を行うこと

	<p>行政庁の変更は定款変更や変更認定を伴うものであり、明確にしていくことが法人及び行政庁双方にとって有益である。また、新設法人であれば、定款で事業区域を定めながら、「申請時点」で当該地域での事業が存在しないことも十分にあり得る。また、オリンピックのように、数年のサイクルで公益目的事業を展開することもあり、この規定に伴う指導をどの「時期」に実施すべきかについても十分な検討が必要である。</p> <p>認定法は「公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの」と規定されており、申請時点での定款上の当該地域での事業の存在を求めているものではない。</p> <p>こうした相矛盾するルールによって、行政庁間の見解も当然異なってくることから、審査が遅れ、法人行政庁双方に多大な無駄が生じる。</p> <p>実質判断については、当初はなかったルールであり、現場では大変な混乱を生じさせている。</p> <p>この規定が必要だとするならば、その合理的理由を明らかにすべきであろう。</p> <p>百歩譲って、仮にその理由について、官民において合理的だと納得できるものであった場合にも、行政庁の変更を法人に求めるという規定になる以上、指導の時期、手続き、行政庁間の合意書を提示して行うべきである。</p>	<p>もあり得ることを記載するものであり、原案のとおりとしたいと考えます。</p> <p>なお、当該記載は、「申請時点」において、定款に定めるすべての地域において事業が存在することを求めるものではありません。</p>
第4章3	<p>126頁 (2) 法律上の名称を定款において通称名で規定する場合</p> <p>「○1 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社</p>	<p>定款の記載の有無に関わらず、法律上の機関の法定権限を奪い、又は制</p>

	<p>員総会、評議員会又は理事会等の法定権限を奪うことのないように留意する必要がある（法人法第 35 条第 4 項、第 178 条第 3 項等参照）109。</p> <p>脚注 109  「(中略) なお、定款に記載することなく、当該機関の運用において法定の機関の権限を制約するような運用をすることも、許されない。」</p> <p>現実問題として、定款にも定めることなく任意機関を随時に任意メンバーにより設け、理事会、評議員会、代表理事の権限を奪って一部の者が法人をコントロールし、「ガバナンス」と称して次々と監事や代表理事を追い出している事例も存在する。</p> <p>上記○1の表記であれば、定款に記載しなければ問題ないようにも解釈可能であり、脚注109の規制があつての本文であるから、脚注の該当箇所を本文に入れるべきである。次のようにしてはいかがか？</p> <p><b>【提案】</b></p> <p>「○1 法人の運営に際し、定款に記載することなく、法定の機関の権限に制約するような、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を設けて当該機関において運用をすることは、許されない。法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会又は理事会等の法定権限を奪うことのないように留意する必要がある（法人法第 35 条第 4 項、第 178 条第 3 項等参照）」</p> <p>脚注 109</p>	<p>約するような法律に根拠のない任意の機関を設けることは許されませんが、「第9 定款に関する留意事項」は、定款の定め方として特に留意すべき事項を整理したものであり、本項目も、当該任意の機関を定款に設けて運営する場合に留意すべき事項を中心に記載しているものであることから、原案のとおりとしたいと考えます。</p>
--	--	--

	<p>109 定款に記載することによって、例えば、一部の理事と事務局員等で構成する「常任理事会」や「常務会」を設け、当該機関において理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととすることは可能であるが、それに加えて、「当該機関の承認がない事項については理事会で決定することができない」旨の定めを設けることは、理事会の権限を制約することとなるため許されない。</p>	
<p>第4章4</p>	<p>7. なお、一点付言すれば、P113に、「代理申請を含め実態として法人の事務局機能、事業実施等について過度に外部に依存しているときは、公益法人としての技術的能力を備えていないと判断される場合もある」旨の記載があるが、これは正しくない。</p> <p>公益事業は、企画と実施が重要であり、単なる事務局機能や実施については、アウトソーシングすることが合理的であって、それをもって「技術的能力を備えていない」と判断するということは、小規模の公益法人の発展を阻害するものであると思われる。</p> <p>以上  なお、以上は、組織としての意見ではなく、個人としての感想である。</p>	<p>公益目的事業については法人として責任をもって実施していただく必要があり、法人として、事業の実施状況を把握せず、問題が起こっても適切に対応できないということでは、「技術的能力」があるとは言えない可能性もあります。</p> <p>御指摘の記載は、アウトソーシング一般を否定するものではなく、事業内容等に照らして行き過ぎた外部委託が問題となり得ることを示すに留まることから、原案のとおりといたします。</p>

<p>第4章5</p>	<p>(該当箇所) p.132 下から5行め： (7) 代表理事の選定方法</p> <p>「仮に、代表理事が1名のみの法人において、代表理事が任期の満了又は辞任により退任したとしても、当該代表理事は、後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、義務を負うこととなる。」</p> <p>(コメント)</p> <p>法人法79条の定めはあるものの、「代表理事の地位は、当該代表理事が理事の地位にあることを前提とする。したがって、理事及び代表理事が退任し、代表理事の員数が欠けた場合であっても、理事の員数を欠かないため理事の権利義務を有する者とならないときは、代表理事の権利義務を有する者とはならない。」※と考えられており、ガイドライン(素案)の記述振りに一筆加えることをご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>※「一般社団・財団法人の登記実務」【第2版】杉浦直紀・希代浩正著、発行者 公益財団法人 公益法人協会 参照</p>	<p>代表理事に欠員が生じた場合の措置については、様々なケースが想定されるため、ガイドラインでは法人法に規定されている原則のみを記載していることから、原案のとおりとしたいと考えます。</p>
<p>第4章6</p>	<p>○(6) 評議員の構成並びに選任及び解任の方法</p> <p>理事会設置一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>→ 理事会を設置する社団法人及び財団法人</p> <p>【一般財団法人に限定されるとの誤解を与えるおそれがあるため】</p>	<p>「(8) 理事会・評議員会の運営方法」にある記述であると考えられますが、当該記述は、法人法第96条(同法第197条において準用する場合を含む。)の規定のとおりとしているものであるため、原案のとおりとしたいと考えます。</p>

<p>第4章7</p>	<p>○ なお、理事（評議員）の議決権の数は1人1個であり、「可否同数のときは、議長（代表理事、評議員会議長）の決するところによる」とするような定款の定めを設けることにより、特定の理事（評議員）のみ2個の議決権を与えることとなるような定款の定めは無効である。</p> <p>→ FAQには加えて「なお、可否同数の場合について特に定款で定めていなくても、採決に当たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使することは、基本的に問題ないと考えられます。」とされている。</p> <p>変更がなければ、この内容について記載すべきではないか。変更のため削除するのであれば、その理由について教えていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、追記します。</p>
<p>第5章1</p>	<p>第1節 財務規律</p> <p>第1 公益目的事業の収入および費用</p> <p>（2）中期的収支均衡の判定方法 2特例算定方法（143頁7行目から9行目まで）</p> <p>「公益目的事業の財源確保のために公益目的事業に繰り入れた金額は、収益事業等の収益の100%を上限に、法人税法令上、損金算入が認められることになる」との記載は誤りである。</p> <p>認定法上の「収益事業等」と、法人税法上の「収益事業」とは異なる概念であるから、後者の収益は前者の収益と金額が異なり、必ずしも収益事業等の収益の100%を上限に損金算入が認められることはない。</p> <p>上記記載は「公益目的事業の財源確保のために公益目的事業に繰り入れた金額は、一定の範囲内で、法人税法令上、損金算入が認められることになる」と記載を直さなければならない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、制度趣旨が明確になるように、新ガイドラインを修正いたします。</p>

<p>第5章2</p>	<p>第1節 財務規律</p> <p>第3 使途不特定財産額の保有の制限</p> <p>(2) 使途不特定財産額の算定 ア公益目的保有財産 (163 頁脚注 146)</p> <p>改正前の公益認定等ガイドラインでは、公益目的保有財産を取り崩すことを許容する記載はなかったが、脚注 146 において「法人の財務状況等に照らし必要がある場合には、当該金融資産を取り崩すことが妨げられるものではない。」と取り崩しの許容が明記されている（公益認定等ガイドラインに取崩の許容が明示されたのは初めてである。）。</p> <p>移行認定申請時に、ある法人に対して「有価証券を1号財産に整理すると、将来取り崩しできない」との助言が担当官からあった。これにより将来財務状況がひっ迫した際に取崩の可能性があることから、当該有価証券をやむを得ず1号財産（又は2号財産）ではなく6号財産に整理した。なお、移行認定申請当時としては財政逼迫時に1号財産（又は2号財産）の取崩可能性に言及したFAQは存在しなかった。今回、新制度施行に当たりこのような財産は6号財産から1号財産（又は2号財産）への振替を可能としてほしい。</p>	<p>現行の6号財産と整理されている財産のうち、新たな控除対象財産の区分における公益目的保有財産又は法人活動保有財産（改正内閣府令第36条第3項第1号又は第2号）の要件に該当する財産については、そのように表示いただくことで1号財産又は2号財産と整理されます。</p>
<p>第5章3</p>	<p>第1節 財務規律</p> <p>第3 使途不特定財産額の保有の制限</p> <p>(2) 使途不特定財産額の算定 (166 頁 19 行目及び 167 頁 2 行目)</p> <p>対応負債額の計算の算式が誤っている。施行規則と合わない。</p> <p>・166 頁 19 行目以下の算式の分母が「(B+一般純資産額)」と記載されているが、正しくは「(B+総資産額-負債の額-指定純資産額)」である（認定法施行規則第36条第7項）。これにより、法人法第131条の基金の金額が含まれるかどうか異なること</p>	<p>御指摘の1ポツ及び3ポツ目については、総資産額-負債（基金含む（※））の額-指定純資産額=一般純資産額であると認識しています（※改正内閣府令第36条第2項</p>

	<p>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記算式の「(B+総資産額-負債の額-指定純資産額)」において、指定純資産額のうちには、「指定純資産額に係るその他有価証券評価差額金」が含まれるものであるかどうかを明示されたい。</li> <li>・同様に167頁2行目以下の算式の分母が「(A+一般純資産額)」と記載されているが、正しくは「(A+総資産額-負債の額-指定純資産額)」である(認定法施行規則第36条第8項)。</li> <li>・同様に上記算式の「(A+総資産額-負債の額-指定純資産額)」において、指定純資産額のうちには、「指定純資産額に係るその他有価証券評価差額金」が含まれるものであるかどうかを明示されたい。</li> </ul>	<p>第1号で負債に基金が含まれます。)</p> <p>2ポツ及び4ポツについては、指定純資産額に係るその他有価証券評価差額金の額は、指定純資産額に含まれます。</p>
<p>第5章4</p>	<p>154頁【参考】中期的収支均衡の判定フロー(特例算定)</p> <p>(4) 残存剰余額の算定</p> <p>(i) 残存剰余額</p> <p>次の通り記載されているが、算式が誤っていないか。</p> <p>誤 「過去の各事業年度の残存剰余額=前事業年度からの繰越額」</p> <p>正 「過去の各事業年度の残存剰余額=前事業年度からの繰越額-当該年度の特例算定残存欠損額」</p> <p>根拠条文：施行規則第20条第1項</p> <p>前条第2項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定した場合には、当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第2号又は第3号」と、「当該各号」とあるのは「それぞれこれらの号」と、同条第3号中「前各</p>	<p>改正内閣府令第20条第1項による読替え後の第17条は以下のようになります。御確認ください(特例算定の場合、暫定剰余額や年度欠損額は生じないため、新ガイドラインに記載の算定方法となります。)。また、通常の中期的収支均衡の算定と特例算定では、算定の対象とする数値(収入・費用の範囲)が異なることから、特</p>

	<p>号」とあるのは「前号」と読み替えるものとする。</p> <p>【読替後条文】</p> <p>第 17 条 公益法人は、過年度残存剰余額（当該事業年度において特例残存欠損額が生じた場合には、当該特例残存欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を第 2 号又は第 3 号に掲げる用途に充てた場合は、それぞれこれらの号に定める額を当該暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができる。</p> <p>一から三まで 略</p>	<p>例算定残存欠損額を過年度残存剰余額と通算することはできません。</p> <p>【読替え後の改正府令第 17 条】</p> <p>（残存剰余額の解消）</p> <p>第 17 条 公益法人は、当該事業年度に係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を【第二号又は第</p>
--	---	--

		<p>三号】に掲げる使途に充てた場合は、【それぞれこれらの号】に掲げる額を当該暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができる。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第5章5</p>	<p>第4 公益目的事業財産、公益目的取得財産額及び区分経理</p> <p>(1) 公益目的事業財産</p> <p>1 公益目的事業財産(区分経理を行う法人)</p> <p>キ 公益認定を受けた日以後に公益目的事業財産以外の財産で公益目的事業に計上した財産(174頁15行目以下)</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>公益認定等ガイドラインには「収益事業等会計又は法人会計の財産を公益目的事業会計に移動させた場合、当該財産は公益目的事業財産となる。」と記載されている。当該財産の移動の金額は、中期的収支均衡との関係上、収益事業等から生じた利益の繰入額とは無関係である旨を明らかにされたい。</p> <p><b>【当該質疑が生じる理由】</b></p> <p>公益目的事業会計に対して他の会計区分からの繰り入れが発生する事由は、「収益事業等から生じた利益」だけとは限らない。公益目的事業会計の資金不足を補うため、法人会計又は収益事業等会計において過去の事業年度からストックしていた資金を繰り</p>	<p>中期的収支均衡における収入額の範囲については改正内閣府令第16条第2項(又は第19条第1項)に規定のとおりであり、御理解のとおり、当該規定以外の財産の繰り入れについては、中期的収支均衡における収入額とは認識されません。</p> <p>なお、新ガイドライン第5章第1節第1(2)の①ア及び②アにおいて、中期的収支均衡において、収入額に含める対象は列挙しているところで</p>

	<p>入れることもある。</p> <p>このような場合、繰り入れの財源は収益事業等から当該事業年度に生じた利益ではないため、中期的収支均衡の算定における収入に該当しないと考えられるが、それで差し支えないと考えざるを得ない。</p> <p>会計上において他の会計区分から公益目的事業会計へ繰り入れられた額は、「収益事業等から生じた利益の繰入額」と「他の繰入額」の2つで構成される。「収益事業等から生じた利益の繰入額」については中期的収支均衡の計算に影響するが、「他の繰入額」に該当する額は中期的収支均衡の計算には影響しない。</p> <p>【上記の通り考慮した背景】</p> <p>中期的収支均衡を遵守する以上は、収益事業等の利益を繰り入れたとしても、公益目的事業は繰入額以上の財産を費消することとなる。したがって、公益目的事業会計の財産は必ず減少し、いずれ資金不足となる。公益目的事業会計を安定的に運営するためには、中期的収支均衡を満たす繰入額だけではいずれ資金不足になることから、それを超える財産の繰り入れが必要となる。</p> <p>当該目的の繰り入れに際して、その繰入額を中期的収支均衡の算定対象にすることは、再び公益目的事業会計の純資産額をマイナスにするまで将来の公益目的事業の支出を義務付けることとなるため、適切ではない。中期的収支均衡の算定上の「収益事業等から生じた利益の繰入額」とは、収益事業等の利益（管理費相当額を控除した額）の50%以上100%以下の範囲で法人が定めた額とし、当該額を超えて収益事業等会計から公益目的事業会計に繰り入れる額及び法人会計から公益目的事業会計に繰り入れる額については中期的収支均衡算定上の「収益事業等から生じた利益の繰入額」から除外して扱うべきものである。</p>	<p>す。</p>
--	---	-----------

<p>第5章6</p>	<p>160頁 特定費用準備資金 164頁 資産取得資金</p> <p>現行の制度下で積み立てられて計画期間が令和7年度以降に及ぶ公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金については、令和7年度以降はどのような扱いにするべきなのかが書かれていません。実務上極めて重要な問題ですので、ガイドラインで明記いただくようお願いします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金から公益充実資金への切替えについて新ガイドラインに追記いたしました。</p>
<p>第5章7</p>	<p>179頁</p> <p>このガイドラインへの意見ではないことになるかもしれませんが、「活動計算書」の呼び方についての意見です。</p> <p>179頁の本文の「(2)区分経理の方法」の最初のパラグラフでは「損益計算書」と呼んでいる一方で3つめのパラグラフでは公益法人会計基準を引用しているからですが「活動計算書」と呼んでいます。ここに端的に表れていますが、法令上は「損益計算書」とされるものが会計基準ではこれまでは「正味財産増減計算書」これからは「活動計算書」になります。同じものなのに2つの呼び方をされるのは、おそらく理屈はあるものとは思いますが、現場では当惑しています。2つの呼び方をすることは何らかの事情があってやむを得ないとしても、せめて両者が同じものだというのはわかりやすくどこかに明記していただくべきと考えます。</p> <p>それに関連しますが、定款で「正味財産増減計算書」の文言を用いている場合、今回の会計基準変更に合わせて定款変更を要するのかどうかについて、このガイドラインになるのかどうかはともかくどこかに明記していただくよう要望します。</p>	<p>御理解のとおり、公益法人は法令で損益計算書の作成が義務付けられているところ、公益法人の会計基準等では、公益法人の活動状況を明らかにするという目的に鑑み「活動計算書」という名称を付しております。御指摘を踏まえ、損益計算書についての脚注に両者の関係についての記載を追加いたしました。</p> <p>なお、定款変更については、各法人においてその実情を踏まえて判断す</p>

		べき事項であるため、一概にお答えすることは困難ですが、正味財産増減計算書と活動計算書は両者とも損益計算書を指すことは明らかであり、各法人において特段の支障があると判断される場合を除き、他の定款変更の必要がある機会に合わせて変更すれば足りるものと考えております。
第5章8	188 頁 「事業年度開始前に作成・備置きする書類」として今回の内閣府令改正により「公益目的事業の種類及び内容・・・を記載した書類」が追加されています。内閣府令改正のこの部分については特段の経過措置は定められていないので、事業年度が4月から始まる法人については、この規定に基づいて「公益目的事業の種類及び内容・・・を記載した書類」の作成・備置きが義務づけられるのは、令和8年度の開始前に作成・備え置くものからになると考えるのですが、そのような理解でよろしいのかどうか自信がありません。ここを含めてそれぞれの変更部分がいつから適用されるのかはガイドラインのそれぞれの関係部分に明記していただくようお願いいたします。	改正法の施行される令和7年4月1日以降に提出される事業計画からです。事業年度が4月から開始する法人であれば、令和8年3月31日までに作成・備置き・提出されるものからとの御理解のとおりです。
第5章9	200 頁 行政庁への提出等についてですが、認定法改正附則第8条第1項では、改正後の認定法	改正法附則第8条第1項については、今般の改

	<p>第 22 条第 1 項の規定は「施行日以後に公益認定を受ける公益法人の財産目録等の行政庁への提出について適用し、施行日前に公益認定を受けた公益法人の財産目録等の行政庁への提出については、なお従前の例による」とされています。現存する公益法人は「施行日前に公益認定を受けた公益法人」に該当しますが、それら法人は「従前の例による」つまり今回の制度改正の適用は受けないと読めてしまうのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。</p> <p>仮に、そうではなく、現存の公益法人も改正後の認定法の規定に基づいて提出しなければならないというのが正しい解釈だとすると、新法に基づく行政庁への提出はいつから適用されることになるのでしょうか。事業年度が 4 月から始まる法人については、令和 7 年度の開始前の時点ではまだ改正法令は施行されていないので、「事業年度開始前に作成・備置きする書類」の備え置きは令和 8 年度の開始前からになると考えているのですが、行政庁への提出も同様に考えて良いのでしょうか。</p> <p>これら適用時期に関する法令の規定があまりにわかりにくいので、ガイドラインの関係箇所でも明記していただきたくようお願いします。</p>	<p>正法第 21 条・第 22 条の改正（「(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、」が加えられた改正)に伴う経過措置であり、施行日前に公益認定された法人について、公益認定後遅滞なく財産目録等を提出する義務が生ずることを避けるための規定です。</p> <p>御指摘の現存の公益法人については、施行日以後の各事業年度終了後の定期提出の折りに、改正法の規定に基づいて提出・備置きしなければならないこととなります。</p> <p>事業年度が 4 月から開始する法人については、令和 7 年 3 月 31 日までに</p>
--	---	---

		<p>提出し、事務所に1年間備え置く事業計画等は、現行法どおり、令和8年3月31日までに提出し、事務所に備え置くものから新制度によるものです。</p> <p>分かりやすい資料等を作成し、広報を行ってまいります。</p>
<p>5章 10</p>	<p>ガイドラインの P144</p> <p>【特例費用額に算入できる公益充実資金の積立額の算定方法】</p> <p>I 前事業年度末時点で各公益充実活動等 a~n(公益充実資金の目的として設定された、個別の事業実施や資産取得等の活動)に積み立てられていると考えられる額(仮想按分額)を算定する。具体的には、公益充実活動等 x に係る仮想按分額を Rx とすると、以下の式で算定される。</p> $Rx = \frac{A' \times Bx}{C'}$ <p>A' (公益充実資金(資金全体)の前事業年度末の額) × Bx (公益充実活動等 x の前事業年度末の所要額) / C' (前事業年度末の積立限度額(資金全体))</p> <p>となっている</p> <p>様式集 P13</p> <p>3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時</p>	<p>改正内閣府令第19条第1項第2号ロ(2)の括弧書きにおいて、当該事業年度から設定された目的についてのRxは零となる旨が規定されております。この点、新ガイドラインでも明記するようにいたしました。</p>

	<p>用)  の積立基準額(算定値) 1,462,229 円を求めるためには、上記ガイドラインの算式の分母 C' (前事業年度末の積立限度額(資金全体))について、様式集では当年度より積立を開始していると思われる F (▲▲施設取得)の限度額 4,000,000 円も含めて計算していると想定したが、分母には当事業年度に積立を開始した公益充実資金の積立限度額も含めるという理解であっていますでしょうか?</p>	
<p>第 5 章 11</p>	<p>ガイドラインの 3 ページ、上から 5 つ目の○に、「FAQ に記載された規律は、脚注においてその旨を明らかにしている」とあります。</p> <p>155 ページから 156 ページにかけて「事業費」と「管理費」の定義の記載があり、そこには FAQ の問 5-3-2 の規律が脚注に追記されていますが、問 5-3-6 の規律の記載が一切ありません。</p> <p>問 5-3-6 の規律は、管理費の配賦の判断にあたり必要であると考えられますので、ガイドラインの脚注への追記をお願いします。</p>	<p>御理解のとおり、新ガイドラインの当該記載は FAQ V-3-2 で従来解説していた内容を盛り込んだものです。御指摘を踏まえ、FAQ V-3-6 の内容について新ガイドラインで追記いたします。</p> <p>なお、財務規律の見直し等で制度自体が大きく変わり、過去との連続性がないものについては、過去の FAQ を参照することは、かえって誤解を招きかねないことから、FAQ の該当箇所を記載することはしていません。</p>

<p>第5章 12</p>	<p>153頁 中期的収支均衡の判定フロー</p> <p>(4) - 1 及び (4) - 2 の赤枠の右下であるが、「※ 過去に 50%超繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可」とあるが、このコメントは間違っている。</p> <p>同じく (6) の黒枠の最下段に、「特定残存欠損額 (50%超繰り入れの方法で計算した欠損額) は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される」とあるが、このコメントも間違っている。</p> <p>特例残存欠損額を、翌事業年度以後に 4 年間繰越している趣旨は、翌事業年度以後に年度剰余額が生じた場合にも、その剰余額から過去の欠損額を控除するためである。繰り越した欠損額を将来に控除できないのであれば、そもそも欠損額を繰越する制度を設ける意義がない。</p> <p>法令上も、施行規則第 19 条第 1 項において、「第 16 条第 1 項に算定すべき額に代えて、・・・特例残存欠損額を算定することができる」とあるので、特例残存欠損額は残存欠損額に代位するものであり、翌事業年度以後に生じた暫定年度剰余額を控除して解消する効果がある (施行規則第 16 条第 3 項)。</p>	<p>通常の中期的収支均衡の算定と特例算定では、算定の対象とする数値 (収入・費用の範囲) が異なることから、特例算定残存欠損額を過年度残存剰余額と通算することはできません。</p> <p>特例算定について定めている、改正内閣府令第 19 条や第 20 条を御確認ください。</p> <p>【(御参考) 改正内閣府令第 20 条第 1 項による読替え後の第 17 条】</p> <p>(残存剰余額の解消)</p> <p>第 17 条 公益法人は、当該事業年度に係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額 (当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余</p>
---------------	---	--

		<p>額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。)で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を【第二号又は第三号】に掲げる用途に充てた場合は、【それぞれこれらの号】に掲げる額を当該暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができる。</p> <p>(以下略)</p>
第5章 13	<p>161 頁 【財務3基準での特定費用準備資金の効果について】</p> <p>表の右欄のタイトルが「公益目的事業比率・用途不特定財産額の保有の制限の上限額算定」となっているが、誤解を与える記載方法ではないか。</p>	<p>御指摘の表については、特定費用準備資金のフローの財務規律での効果を整理したものであるため、御指摘を踏まえ、使</p>

	<p>「用途不特定財産額の算定」では、特定費用準備資金は影響する。しかしながら、「保有の上限額の算定」には、特定費用準備資金は影響しない。従来は特定費用準備資金の積立、取崩しの項目があったので、混同するおそれがありまぎらわしい。</p> <p>よって、右欄のタイトルが「公益目的事業比率・用途不特定財産額の保有の制限の上限額算定」ではなく、「公益目的事業比率・用途不特定財産額の算定」と記載した方が、より正確な理解につながると思われる。各都道府県の行政庁の担当官も、用語を浅く読むと間違った解釈をするので、直していただきたい。</p>	<p>用途不特定財産額の保有の制限の上限額算定は、影響がないことが明らかになるように、新ガイドラインを修正いたします。</p>
第5章14	<p>176頁27行目</p> <p>「財産目録又は貸借対照の注記に」と記載されているが、「財産目録又は」の文字を削除していただきたい。</p> <p>【理由】 公益目的事業会計への内部貸付は、財産目録に記載されない。財産目録に記載されているものは、法人が有する対外的な債権債務や実在する財産であり、会計区分間の貸借勘定はそもそも財産目録に記載する項目ではない。</p>	<p>御指摘の記載については、改正内閣府令の規定を踏まえたものですが、その後、新会計基準等の検討が進み、貸借対照表の注記に当該記載をすることが確定したため、御指摘のとおり新ガイドラインを修正いたします。</p>
第5章15	<p>188頁 注釈169</p> <p>「令和6年会計基準においては「活動計算書（本表）」とある。ここだけを読むと、備置書類としては、「活動計算書（本表）」だけでよく、「会計区分及び事業区分別内訳」は備え置き不要であるように読める。</p>	<p>事業計画における備置書類は①～④です。</p> <p>御指摘の活動計算書（本表）部分については、活動計算書の注記「会計区分及び事業区分別内</p>

	<p>しかしながら、「活動計算書（本表）」では、経常収益と経常費用は事業別に表示されていても、その他収益とその他費用は事業別に区分記載されていない。</p> <p>そうすると、認定法施行規則第48条第3項に違反している。収支予算書は、その他収益とその他費用についても区分記載が必要である。</p> <p>以上から、「令和6年会計基準においては「活動計算書（本表）」とあるのは、「令和6年会計基準においては「活動計算書（本表）」並びに「活動計算書の会計区分及び事業区分別内訳」と修正されたい。</p>	<p>訳」と修正いたします。</p>
第5章16	<p>P137以降 中期的収支均衡の算定方法</p> <p>中期的収支均衡の算定方法として、通常の算定方法と特例算定方法が明示されているが、この算定方法の選択は、年度ごとに変更して良いのか？</p>	<p>構いません。</p>
第5章17	<p>P138 通常の算定方法の費用額について</p> <p>費用額には、「公益充実資金の取崩し又は剰余金の解消策により取得した公益目的保有財産に係る減価償却費を除く」とあるが、「公益充実資金の取崩し又は剰余金の解消策により取得した公益目的保有財産」を個別に管理しないと当該金額を算定できないと思われるが、当該資産はどのように管理する想定しているのか？（困難ケースも想定されるのでは？）</p> <p>また、通常の算定方法と特例算定方法を年度別に変更できる場合、特例算定方法で算定した年度の公益目的保有財産の取得額も除かないと当該資産の減価償却費は2重計算されてしまうのではないか？</p>	<p>前者の御指摘について、公益充実資金の取崩し等で取得した公益目的保有財産については、新会計基準等における「貸借対照表の注記(3) 用途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高」で管理いただくこととなります。このことについては、脚注で補足するようにいたしました。</p>

		<p>後者の御指摘については、算定方法の別に関わらず、御指摘のように費用が2重に計上されないように措置しております。</p>
第5章 18	<p>P143 特例算定方式について</p> <p>「収益事業等から生じた収益」という表現が使用されている。</p> <p>一方で、「特例収入額」の計算の箇所では、「当該事業年度に収益事業等から生じた収益（利益）（管理費のうち収益事業等に按分されるものを除く）の50%（収益事業等を行う公益法人に限る）」としており、表現を分けて記載している。</p> <p>「収益事業等から生じた収益」の収益が売上に相当する概念なのか、それとも利益なのか、または独自の概念なのか理解が困難である。</p>	<p>公益認定法令における用語としては、従前から、いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p> <p>御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益（利益）」と括弧書きを付すなどさせていただいております。</p>
第5章 19	<p>P144 特例費用額について</p> <p>特例費用額の算定方法に、「過去4年間の各事業年度に特例算定を行った結果残存して</p>	<p>御指摘で引用のとおり、通常の算定方法が、損</p>

	<p>いる赤字（過年度特例残存 欠損額）の合計額。なお、通常の算定方法による過去の赤字は、算定方法が異なっているため、加算することができない。」と記載されているが、算定方法が異なることを理由に過去の赤字を加算することができないというのは理論的ではないと考えます。</p> <p>また、過去の定期提出書類では、通常の算定方法により提出しているが、特例計算をした年度で過去の定期提出書類とは異なり、独自に特例計算を再度行い、過年度特例残存欠損額を算定することは可能であるか？</p> <p>上記に記載されているように「算定方法が異なる」が理由であるのであれば、遡及して算定方法を統一すれば、過去の赤字を関することは可能ということか明確にしてほしい。</p>	<p>益ベースでの比較を行っているのに対し、特例算定では、資金ベースでの比較を行っていること、また、新ガイドラインでも記載している特例算定の趣旨（通常の算定方法に代えて、法人において資金等を繰り入れなければ公益目的事業を実施するための財源が不足するとの判断に基づいて行うもの）であることから、このような制度設計としております。</p> <p>なお、中期的収支均衡については、毎事業年度毎に算定し、数値を確定していることから、遡って過去の数値を算定し直すことは制度上ありません。</p>
第5章 20	P148 の公益充実資金の箇所「公益充実資金は、公益目的事業に係る特定費用準備資	今回新設する公益充実

	<p>金（旧規則第 18 条）及び資産取得資金（旧規則第 22 条第 3 項第 3 号）を統合し、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、使途変更の柔軟性等を高めたものとして創設するものである。」と記載があります。この記載から特定費用準備資金と資産取得資金が廃止され、公益充実資金に 1 本化されるのかと思いましたが、ガイドライン、様式例や会計基準案を見ると特定費用準備資金と資産取得資金の記載が残っています。</p> <p>特定費用準備資金と資産取得資金が継続すると、公益充実資金とはどのような定義になるのでしょうか？</p> <p>定義が重複する積立を同列に扱うべきではないと考えます。</p>	<p>資金は、公益目的事業に係る特定費用準備資金と資産取得資金が統合されるものです。</p> <p>したがって、収益事業等又は法人運営に係る特定費用準備資金と資産取得資金はこれまでとおり残ることになります。</p>
<p>第 5 章 21</p>	<p>136 頁</p> <p>「当該規定の運用については、旧ガイドラインに基づき、単事業年度で公益目的事業の収支状況を判定し、黒字（収入が費用を超過する状態）が発生した場合はその後 2 年で同程度の赤字（費用が収入を超過する状態）とすること等によって収支を均衡させることを求めるものであった。」</p> <p>とあるが、旧ガイドラインのどこに 2 年という期間が定められていたのか？</p> <p>旧ガイドライン（5 頁）には</p> <p>「(4) 剰余金の扱いその他</p> <p>○ 1 ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。</p>	<p>御指摘の「2 年」を含め、従前の収支相償に係る運用については、旧ガイドラインの御指摘の箇所に加え、FAQ V-2-⑥などに基づいて行われてきたところですが、御指摘のとおり、その運用は、ガイドラインだけに基づくものではなかったことから「旧ガイドライン【や FAQ】に基づき…」と修文いたします。</p>

	<p>○2 事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件毎に判断する。また、この収支相償の判定により、著しく収入が超過し、その超過する収入の解消が図られていないと判断される時は報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討する。」</p> <p>となっており、「著しく収入が超過し、その超過する収入の解消が図られていないと判断される時」と量において収支相償が満たされないことを問題視していたのに対して、「2年」という時間で区切ることで、現場が大きく混乱した。</p> <p>なお、2年というのは、純粹に法令上の解釈を、公益法人の会計に関する研究会が収支相償についての「緩和策」として平成27年に突如として打ち出し、FAQによって表明したものである。</p> <p>今後こういうことが生じないように、この箇所は正確に記載願いたい。</p>	
<p>第5章 22</p>	<p>公益充実資金と特定費用準備資金や資産取得資金の利用方法の違いが理解できません。公益充実資金の内容、財務基準への影響を考えると公益充実資金のみで問題なく、特定費用準備資金や資産取得資金を利用するメリットがわからなかったのですが、どのような場合に特定費用準備資金や資産取得資金を利用するのでしょうか？公益充実資金のみで良いのであれば、その旨を明記すべきです。</p>	<p>今回新設する公益充実資金は、公益目的事業に係る特定費用準備資金と資産取得資金が統合されるものです。</p> <p>したがって、収益事業等又は法人運営に係る特定費用準備資金と資産取得資金はこれまでとおり残ることになります。</p>

<p>第5章 23</p>	<p>136頁から151頁</p> <p>改正法14条には旧法同様に、「当該公益目的事業に係わる収入」と「その実施に要する適正な費用」の用語があり、これらは会計用語の「収入」と「費用」と異なる概念である。旧ガイドラインはこの法令用語の解説であり、一応の配慮は見られたものの、多くの方が誤解した。</p> <p>今回はそれ以上にこの用語が混乱しているので、法令用語としては例えば「関連収入」、「適正費用」といった用語を、会計上の「収入」と「費用」とは別に設けて法令用語と会計用語を峻別して解説してほしい。</p> <p>また、14条があるにもかかわらず、旧ガイドラインの下記を削除した理由は何か？この部分は、第19回公益認定等委員会で深遠な運用方法まで含めて議論され、議事録・資料も公開されており、極めて重要な部分であり、削除すべきではないし、趣旨に添わない運用を行わないように注意すべき部分とも考える。</p> <p>○3 費用は「適正な」範囲である必要から、謝金、礼金、人件費等について不相当に高い支出を公益目的事業の費用として計上することは適当ではない。なお、公益目的事業に付随して収益事業等を行っている場合に、その収益事業等に係る費用、収益を収支相償の計算に含めることはできない。</p>	<p>公益認定法令における用語としては、従前から、いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p> <p>御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益（利益）」と括弧書きを付すなどさせていただいております。</p> <p>旧ガイドラインの御指摘の記載については、規律の趣旨を明確にするため、新ガイドラインにも追記いたしました。</p>
<p>第5章 24</p>	<p>161頁・164頁</p> <p>特定費用準備資金（資産取得資金も同様）</p>	<p>御指摘の意図するところが必ずしも明らかではありませんが、ここでの</p>

	<p>ローマ数字のっこ3 旧ガイドラインには 「資金について、止むことを得ざる理由に基づくことなく複数回、計画が変更され、実質的に同一の資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合」（同第4項第3号）に該当し、資金は取崩しとなる。」 となっていたところを今回</p> <p>「特定費用準備資金について、合理的理由なく事業の実施時期を何度も延期し、実質的に同一の特定費用準備資金が残存し続けるような場合は、「正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合」（認定規則第31条第4項第3号）に該当し、資金は取崩しとなる。」 と分かりやすくなっているのはいいが、「計画」を「実施時期」と大幅に範囲を狭くしている。これは他の箇所でも主張している原稿を変えていないという主張と矛盾し、従来通りと考えていた法人が間違える可能性が高い。 この部分について、「実施時期」だけに限定するのであれば、その理由とこの箇所は規制が強化されたことをどの法人にもわかるように記載してほしい。 もし変えないという方針なのであれば、「事業の計画を何度も変更し」とすべきであろう。</p>	<p>記載は、「正当な理由がない場合」に該当しうる典型的な事例として、実施時期の理由なき延長をあげているものです。</p>
<p>第5章 25</p>	<p>160頁 特定費用準備資金の要件 167頁 公益目的継続事業予備財産 ローマ数字1 「繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない。」とあるが、「予備費」の表記について、「公益目的継続事業予備財産」との関係を明確に</p>	<p>御指摘の意図するところが必ずしも明らかではありませんが、「公益目的継続事業予備財産」の定</p>

	<p>してほしい。</p> <p>また、公益目的継続事業予備財産は用途不特定財産額の算定における控除対象財産（言い換えればストック）として考察されているが、同財産を積む（フローとして）場合の中期的収支均衡との関係や積む場合の公益目的事業比率への影響、公益目的財産残額への影響（同財産の金融収益も含めて）があるのかないのかについても明確に記述してほしい。</p> <p>さらに、公益目的継続事業予備財産はいつ使うか分からない以上金融収益を常時生じさせる可能性があるが、その取扱いはどのようなものかについても明らかにしてほしい。</p>	<p>義は、法令で明確に定められており、御指摘の「予備費」の表記とは関係ありません。また、用途不特定財産規制における概念であり、中期的収支均衡や公益目的事業比率との関係はありません（新ガイドラインにおいて、何らかの関連付け記載をしていません。）。</p> <p>「さらに、…」以下の御指摘については、公益目的継続事業予備財産は、特定の資産を公益目的継続事業予備財産と指定するようなものではないため、御懸念はないものと考えます。</p>
<p>第5章 26</p>	<p>191頁脚注172</p> <p>「最低でも週3日以上出勤する者は「常勤」、それ未満の者は「非常勤」とすることを基本として判断する。」とあるが、政府の方針から言ってもリモート出勤について含まれるものと推察するが、明示してもらいたい。</p>	<p>「出勤（リモート・テレワーク等による勤務を含む。）」等記載します。</p>

<p>第5章 27</p>	<p>194頁 ローマ数字かっこ4 FATF に関して日本では、「NPO の悪用防止」について対策を打ち出すような勧告を受けている事実を明確すべきではないか。</p> <p>公益認定申請する一般法人が公益認定されれば政府の監督下に置かれるわけであるから、FATF の観点から積極的に認定していくことが日本の公益ばかりではなく、国際公益にも資する点などを踏まえる必要がある。全体として税制上の優遇といった強調が文面に出すぎることが、公益認定等委員会委員や合議制機関委員へのハードルの高さに対する心理的圧迫になっているものとする。</p> <p>公益認定は難しいから一般法人であることが不思議ではない。→一般法人として資金を調達し、全く情報公開されない中で資金が使われるという事態がどれほど、真のリスクを高め、国際的なリスク管理と乖離しているかについて明らかにすべきである。</p> <p>「公益を謳う法人が公益認定されるのが当たり前→公益認定を申請しない法人は何かあるのではないか」というような状況を作らない限り、FATF 問題は解決せず、今その存在する大きな危機に対応取れないと考えるがいかがか？</p>	<p>「公益法人がテロ資金の供与に利用されることがあってはならず…リスク低減策を取ることが求められる。」に FATF 第4次対日審査報告・財務省マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の決定等公益インフォメーションでお知らせしている内容を追記いたします。</p> <p>今般の改革を受け、より多くの一般法人が公益認定を受けることにつながることを期待しています。</p>
<p>第5章 28</p>	<p>92頁 205頁 会計監査人 92頁に会計監査人を設置する目的を以下のような記述がある。 「公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査を厳正に行うことは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で重</p>	<p>御意見の趣旨が明らかではありませんが、会計監査人は、計算書類及びその付属明細書を監査し、会計監査報告書を作</p>

	<p>要である。」</p> <p>しかしながら、現在の会計監査人は、横領などの公益目的事業財産の不適切な損失についてはガバナンスに属することとして会計監査人監査の範囲外としている。現実に1000万円以上の横領の事実及びそれが治癒されていない状態を把握しながら、会計監査人は「無条件適正意見」を出している。これは全く関係のない公開企業の監査の方法を踏襲しているからと思われるが、監査人設置の目的である「公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査」と大きく乖離するものであり、この点を日本公認会計士協会に早急に対策を講じさせるべきである。そうでなければ、多額の費用を負担する公益法人にとって全く無駄ともいえる。</p> <p>205頁</p> <p>「○ 会計監査人は、上記書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適正に作成・表示されているかを監査するものとする。」とあるが、92頁の設置目的と整合が取れていないために以下のように修正すべきである。</p> <p>【修正案】</p> <p>○ 会計監査人は、監査対象法人の公益目的事業のための財産の使用が適正に行われているか及び上記書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適正に作成・表示されているかを監査するものとする。</p> <p>会計監査人の責任及び義務</p> <p>205頁は会計監査人の権限が記載されているが、会計監査人は企業会計に関する試験</p>	<p>成しなければならないとされているところ（法人法第107条・第197条）、会計監査報告書においては、「計算関係書類が、当該…法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を述べることとされています（法人法施行規則第39条第2号・第64条）。</p> <p>また、会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならないとされています（法人法第108条・第197</p>
--	--	---

	<p>を通った者であるが、公益法人会計基準についてはどのくらいの知識があるか全く不透明である。日本公認会計士協会の継続的専門能力開発（「CPD」）において公益法人会計基準並びに監査に必要な最低限の公益認定法に関する知識の向上に努めることが、「その知識及び技能の修得に努め」（公認会計士法第一条の二）ることにもなるので、日本公認会計士協会は相当の努力をしておられると信じるが、公益法人に関するCPDの内容や受講人数などを公表することが望まれる。「知識及び技能の欠如」があるとは思わないが万一あった場合に伴う諸問題については、公益法人制度の信頼にもつながる重要問題であり、内閣府は公認会計士法上の罰則規定の適用等について、是非とも、金融庁と協議してほしい。</p> <p>公認会計士の中には、公益法人について平素大変勉強し、安い報酬でも意義を感じて頑張っている方が多数おられる。悪貨は良貨を駆逐することのないよう、勉強熱心な公認会計士の方々が報われるような監査制度となることに期待している。</p>	<p>条)。</p> <p>会計監査人が、これらの職務を適切に果たすことにより、計算書類が、当該法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて明確となり、また、法人のガバナンスの実効性が高まることは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で大きな意義を有すると考えられます。</p> <p>一方で、会計監査人に対し、計算書類の監査を超えて、「公益目的事業のための財産の使用が適正に行われているか」の監査を求めることは、法人法に定める会計監査人の権限等の範囲を超えるも</p>
--	---	---

		<p>のとなり、会計監査人に過度な負担を課すものとなる可能性があります。</p> <p>したがって、原案を維持いたします。</p>
第5章 29	<p>P150 に「公益充実資金はその積み立てた総額を管理するものであるから、公益充実活動等の実施時期や優先順位の変更により、当初想定していた公益充実活動等から他の公益充実活動等に資金を流用することは、公益充実資金の「公益充実活動等以外の支出に充てるため取崩し」には当たらない」とされていますが、公益充実資金は、「費用」を対象とするか、「資産」対象とするかにより財務基準への影響があると思いますが、「費用」目的の公益充実資金から「資産」目的の公益充実資金への資金流用やその逆の資金流用も取り崩しと扱わなくて良いという認識で良いのでしょうか？</p>	<p>御理解のとおりです。財務規律での効果については、積み立てが行われた際に設定されている目的等で調整を行うこととしており、取り崩しは不要です。</p>
第5章 30	<p>P152 に記載されているように公益充実資金は、費用目的と資産目的で財務規律への影響が異なりますが、例えば、当初は購入予定の資産が高額となる予定で資産目的として公益充実資金として処理していたが、実際の購入時には、購入資産の金額が想定より少額となり費用処理が可能となった場合、公益充実資金の取り崩し額は、どのように扱われるのでしょうか？</p> <p>様式集を見る限り、取崩額は収入額から除外されてしまうように思われますが、問題ないのでしょうか？</p>	<p>公益充実資金は、柔軟な用途変更が可能であり、目的ごとの積立額が管理されていないため、取り崩すまでの間に用途を変更することが可能です。</p> <p>お示しのように、資産取得から費用支出に目的を切り替えた場合ですが、必要な額を取り崩し、</p>

		<p>取り崩し後の公益充実資金の額が積立限度額を超えない限り、資金を取り崩す必要はありません。</p> <p>また、中期的収支均衡の判定における収入について、取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除するものです。</p>
<p>第5章 31</p>	<p>2. 財務諸表の注記における誤り</p> <p>定期提出書類の別表が財務諸表の注記等に組み込まれることで、これまでは定期提出書類に誤りがあった場合には、指摘事項として連絡が入り、定期提出書類を修正していましたが、今回の改正により、誤りがあった場合に財務諸表の修正、ということで簡単に修正できなくなる懸念があります。</p> <p>注記部分の誤り（定期提出書類に係る部分）については修正の必要はない、もしくは、機関決定を経ずに修正できる、等の見解を明確にさせていただきたく思います。</p>	<p>改正内閣府令第46条第3項では、財務諸表に財務規律に関する記載している場合、別途の作成は不要という建て付けにしております。説明責任やガバナンスの充実等の観点から、財務諸表での提出を基本と考えておりますが、修正等がある場合、「別表」の形式で提出いただくことを想定しております。</p>

<p>第5章 32</p>	<p>ガイドライン（素案）の197頁には、事業報告の記載事項として、「公益法人が自発的に行ったガバナンスに関する取組を記載する」とあります。これは経過措置の対象外でしょうか。経過措置の対象外であれば、令和7年3月までに策定（実務的には2月中旬には策定いたします）の、令和7年度事業計画書から具体的な自律的ガバナンス強化策を記載しなければならないでしょうか。そうであれば、記載例・具体例を早急にご提供いただきたいです。</p> <p>また、「ガバナンス『強化』策を講じることが重要」とありますが、「ガバナンス体制の点検を行う」というような記載でも認められますでしょうか。</p>	<p>御指摘の改正法第21条第4項に基づく事業報告の記載については、施行日以後に開始する公益法人の事業年度について適用されます（改正法附則第3条）ので、4月1日に事業年度が開始する法人にあっては、令和8年6月末日までに作成・提出する事業報告から、公益法人の運営体制の充実を図るための取組等を記載する必要があります。</p> <p>なお、事業報告に記載する内容について、事業計画に全てが記載されている必要はありませんが、新制度の初年度であることを踏まえ、法人の自主的な取組として、事業計画において「ガバナンス体制の点検を行う」</p>
---------------	--	--

		<p>旨を記載し、事業報告において、点検結果を踏まえた具体的な取組内容を示すことも考えられます。</p>
<p>第5章 33</p>	<p>(1) 中期的収支均衡について  これまで収支相償要件に関して、FAQ 問V-2-(3)などで  「単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、  中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。」  という回答が存在し、制度施行当初から「中長期」という説明が行われていました。一方で、FAQ 問V-2-(5)のように  「剰余金が生じた理由及び当該剰余金を短期的に解消する具体的な計画について説明していただくことが必要です。この場合の短期的とは原則として翌事業年度ですが、その次の事業年度までかけて解消せざるを得ない場合には、その計画を説明していただくことで収支相償の基準を充たすものとして取扱うこともあり得ます。」と単年または2年間で解消を求める回答も散見されます。  このように異なる見解が存在し、「中長期」ではなく「単年あるいは2年間」といった誤った運用が行われたケースが存在したと認識しています。  今回のガイドラインのパブリックコメント募集に先だって行われた「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見募集結果の回答において令和7年3月の決算で存在する剰余金については、現行制度が適用され（改正法附則第3条）、現行制度の下で適切に処理される（2年以内に解消）</p>	<p>御指摘の「中長期」については、2年間での事業拡大による剰余金の解消や資産取得資金への積み立てなどに剰余金を充てる場合等を指しており、旧制度下の剰余金については、事業拡大だけでなく、資産取得資金に相当する公益充実資金への積み立て（積立額が中期的収支均衡の算定上費用と見なされる）、公益目的保有財産の取得等に充てること等によって解消できる制度となっています。</p>

	<p>必要があります。という回答がありました。</p> <p>また、今回のガイドライン案 P147～148 において</p> <p>「中期的収支均衡への移行に際し、解消されないままの剰余金が残っている法人が存在することが想定されるが、当該剰余金は旧制度の取扱いに沿って解消される必要がある。したがって、施行日以後に開始する最初の事業年度（新制度が適用される初年度）において、従来の収支相償の下で解消されずに残っている剰余金がある場合には、年度欠損額があればまず年度欠損額と当該剰余金とを通算し（複数事業年度の剰余金がある場合には古い事業年度のものから通算する）、通算後の額を当該事業年度の年度欠損額とする。」</p> <p>とあります。</p> <p>この時、通算して剰余金が残る場合は、「旧制度の取扱いに沿って解消される必要がある。」というのは、「単年または2年間」と考えるのでしょうか。</p> <p>「単年または2年間」は、運用の誤りであり、正しくは「中長期」で考えるべき事項であるので、改正法施行にあたり、誤った運用は残す必要はなく、旧制度の本来の趣旨に沿った「中長期」で解消することとすべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>また、今後はないことを期待していますが、万が一、誤った運用が判明した場合、すみやかに適切な運用に修正していただくようお願いいたします。</p>	
<p>第5章 34</p>	<p>(2) 用途不特定財産の計算について</p> <p>P166 対応負債の額の計算に用いられる「流動資産に直接対応する負債」の額は、この計算の趣旨を鑑みると未払金、預り金など出金が予定される負債を指すのであって、翌期に収益に振り替えられる前受金などは含まれないと理解していますが、いかがでしょうか。</p> <p>全ての流動負債か一部の流動負債か運用の相違を生じやすい点でもないと</p>	<p>流動負債とは、1年以内に回収が見込まれる負債です。その類型については、新会計基準等の貸借対照表に係る科目及び取扱要領も参照いただけ</p>

	<p>考えます。計算に与える影響は僅少な額かもしれませんが、具体的に含む科目、含まない科目をお示しいただくことが、適切な計算を行うことにつながると考えます。</p>	<p>ればと存じます。</p> <p>なお、資産と負債の対応関係の特定が難しい場合も想定し、使途不特定財産（遊休財産）額の算定においては、従前から簡便方式（内閣府令第36条第8項）も設けられているところです。</p>
第5章 35	<p>【P156】</p> <p>○ 公益充実資金の要件として、認定規則第23条1項2号で、法人自らもインターネットの利用その他の適切な方法により当該情報を公表とありますが、その他の適切な方法とは、具体的にどのような方法でしょうか。閲覧対象の備え置きではいけないでしょうか。</p> <p>○ 使途不特定財産の予備財産の要件も、上記と同様に整理をお願いします。</p>	<p>公表の方法については、できるだけ多くの公衆が、自由に閲覧等できるようにすることが求められ、インターネットを利用し法人HPへ掲載することが原則と考えております。</p> <p>法人が利用できるHPがないなど、それが難しい場合には、公衆の見やすい場所に掲示することなどが想定されます。</p>
第5章 36	<p>【P215】</p>	<p>改正法第22条第2項の</p>

	<p>○ 令和7年4月1日以降、行政庁に提出される定期提出書類は、公表対象となりますが、例えば、事業開始が4月1日の法人が、本来令和7年3月31日までに提出すべき令和7年度事業計画を令和7年4月以降に遅延して提出された書類も、公表対象となりますでしょうか。</p>	<p>規定は、施行日以後に行政庁が提出を受ける財産目録等に適用することとされていることから、遅延して提出された書類も公表対象となります。</p>
第5章 37	<p>(170 頁下から 7 行目)「商品製品譲渡時の原価額」は P/L に計上されていない場合のみ記載の旨表示してはどうか。</p>	<p>御指摘の内容は、通常損益計算書で表れることはないことから、御指摘の表示は不要と認識しております。</p>
第5章 38	<p>公益充実資金について 当法人では、令和5年度末現在で公益目的事業の特定費用準備資金を保有しており、令和7年度以降においても取崩し等の計画を予定している。 令和7年4月に法改正され、公益充実資金となるので、現在ある特定費用準備資金から公益充実資金へ変更する際の注意点（公益充実資金取扱規程の必要事項、理事会承認時期、その他）をガイドラインまたはFAQなどでお示しいただきたい。 FAQへの記載の場合、早めにお示しいただきたい。</p>	<p>御指摘も踏まえ、特定費用準備資金から公益充実資金への移行についての記載を新ガイドラインに追記いたしました。</p>
第5章 39	<p>(該当箇所) pp. 139-140 : ウ剰余金の解消策（黒ポチ1）の最終段落 「剰余金の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されることを防ぐ必要があるため、過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、公益目的事業のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大と</p>	<p>御指摘の箇所で記載のとおり、取得した資産の果実を公益目的事業の拡大に充てること等が要件であり、公益目的事業に</p>

	<p>なることが見込まれる場合など、・・・以下略」  (コメント)  公益目的事業の基盤の安定化・成長のため、引き続き優秀な人材等を安定的に確保するための人件費等を確保できる合理的な財源づくり(果実で人件費等が支払える基盤づくり)は認められると考えるが確認したい。</p>	<p>係る費用(人件費)に充てることも果実の目的に含まれると考えます。</p>
第5章 40	<p>(該当箇所) p.165 : カ 指定寄附資金 一つ目の○の3行目後段  「収益事業等のための寄附であれば、具体的な事業への用途指定が必要」  (コメント)  収益事業等の場合に限り、なぜ収1、収2、等に会計区分する必要があるのでしょうか。法令上、会計上の根拠を確認したい。</p>	<p>御指摘の用途指定の粒度については、公益目的事業における財源の有効活用という観点から、収支の規律を公益目的事業全体で判定することとしたことと連動して緩和するものです。  今後、収益事業等への寄附に関するニーズ等も踏まえ、必要があれば検討を行いたいと考えます。</p>
第5章 41	<p>(該当箇所) p.166 上から一行目 : カ 指定寄附資金  「使用見込みを明らかにするため、令和6年会計基準の損益計算書の注記(指定純資産のうち指定寄附資金の発生年度別残高及び支出見込み)においては、指定寄附資金の発生年度別残高及び用途目的計画を開示することとされた。」  (コメント)</p>	<p>分かりやすい財務情報の開示は重要であり、寄附を受けた受託者としての説明責任の明確化、ガバナンスの充実の観点等</p>

	<p>損益計算書は社員総会あるいは評議員会にて承認される建付けになっている処、そのレベルまで承認を必要とするのかご検討いただきたい。</p>	<p>から、財務諸表で開示することが重要と考えます。</p>
第5章 42	<p>(該当箇所) pp. 191-192 : イ 運営組織等の概要と、ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類  「イ 運営組織等の概要」  「ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類」  (コメント)  単なる表記の問題であるが、上記と、認定法施行規則第46条第一項第2号、様式集案 p. 42、ガイドライン p. 201 の財産目録等が微妙に異なっており、わかりやすく統一をお願いしたい。  (理由)  認定法施行規則では「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」。  様式集案では「運営組織に関する重要な事項」「事業活動に関する重要な事項」。  ガイドライン p. 201 の財産目録等では「運営組織等概要」「事業活動等概要」となっているため</p>	<p>統一します。</p>
第5章 43	<p>(該当箇所) p. 197 上から一行目 : サ 指定寄附資金について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類  「指定寄附資金((第2節第3の2(1)マル6参照))については、広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の用途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容・・・中略・・・を、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要で</p>	<p>指定寄附資金についての備置き・閲覧対応等は6号財産に関する現行制度(現行認定規則第22条第6項)であり、制度改正では、作成、備置き及び閲</p>

	<p>ある。」  (コメント)  広く一般に募集している場合、年度別管理がたいへんで、管理台帳、注記作成は現実的に困難である。備置き、提出公表するならモデル台帳の提示をご検討いただきたい。</p>	<p>覧対応いただいているものを「提出」いただく点のみが新しく付け加わりました。</p>
<p>第5章 44</p>	<p>(該当箇所) p.198 上から4行目中ほど： マル5事業報告の記載事項  「・・・例えば、外部理事・監事の役割を全うするためにどの様に情報提供等を行っているか、評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設ける、・・・」  (コメント)  役割を全うするための必要な情報であれば、他の理事、監事と同様に情報提供することで良いのではないのでしょうか。また、外部理事監事に準じた準則」の「準則」とは何を指すのか確認したい。</p>	<p>御指摘は、運営体制の充実に係る取組について、どのようなものがあり得るかを例示したものであり、実際の取組は、法人の実情に応じて実施していただくことが重要であると考えています。  その上で、外部の理事に対し、経緯等を把握し事業内容に精通した内部役員と同じ情報を提供するだけでは、その役割を適切に発揮できない場合もあると思われます。また、評議員に、内輪ではない者を入れることで、ガバナンスの向上が図られることも想定されます。</p>

<p>第5章 45</p>	<p>(該当箇所) pp. 200-201 : (4) 行政庁への提出等 (運営組織等概要)  p. 201 の表のうち、下から5段目「運営組織等概要」  (コメント)  「法人から受ける財産上の利益の合計額が 2,000 万円を超える者が存する場合には、当該額及びその必要の理由」の情報は、「運営組織等概要」として、新たに追加作成し、行政庁に提出しなければならない書類となった旨理解している。  しかしながら、この情報・書類は、令和7年3月末に終了する事業年度に係るものであっても令和7年6月末までに提出しなければならない旨の記載が明確でない。実務上、混乱しかねない状況になっているため、ガイドライン、或いは様式集への説明、定期提出書類の手引き等で、明記することを検討頂きたい。  (理由)  改正政令等についての意見募集結果に対する回答(意見68に対する回答)では、令和6年度の事業報告について、「法人から報告いただく活動自体は、すでに現行制度の下で行われている」、「(新制度における新たな情報については) 該当する法人において追加的に書類の作成が発生する」とされている。</p>	<p>令和7年3月末に終了する事業年度に係るもので、令和7年6月末までに提出しなければならない書類について様式集38頁~44頁においてイメージを示しました。「法人から受ける財産上の利益の合計額が2000万円を超える者が存する場合には、当該額及びその必要の理由」を含む様式での提出となる予定です。様式関連の説明を充実していくようにします。</p>
<p>第5章 46</p>	<p>P149の公益充実資金の目的について、ガイドラインを読む限り繰越金、予備費等、将来の単なる備え以外の公益目的事業に係る費用や資産の取得等であれば、どのような内容でも問題ないと考えられます。この場合、例えば、財務規律を満たさない年度に次年度の公益事業の人件費に充当するとして公益充実資金の積立を行い、次年度に当該積立の取崩し、再度同額の積立を行う、更にその次の年に積立と取崩しを同額行うというような積立と取崩しを繰り返すことにより実際に赤字が生じるまで何年でも資産を繰り越すことが可能になってまい、財務規律を形骸化させることが可能となります。上記のような扱いが今後は可能となるという認識で良いのでしょうか？</p>	<p>公益充実資金を積み立てる際には、これまでの特定費用準備資金同様に、用途の具体性が求められ、合理的な根拠なく資金を設定することはできません。  その上で、御指摘のケ</p>

		<p>一スのような、資金収支の変動が過去の実例等から合理的に見込まれる事業において、それに備える積み立ては、これまでの特定費用準備資金でも認められてきたところです。</p>
<p>第5章 47</p>	<p>P149 以降全般</p> <p>2025年4月以降は、公益目的事業に対する積立は、公益充実資金、収益事業等、法人会計に対する積立は、特定費用準備資金や資産取得資金で対応することになると想定されるが、3月決算の場合、2025年5月や6月に承認される決算書から公益充実資金としての整理が必要となるのか？</p> <p>P149 以降全般</p> <p>公益目的事業にも法人会計にも使用するような積立がある場合、公益目的事業については公益充実資金、法人会計については特定費用準備資金や資産取得資金で積立を行うということになるのか？定義が異なるので積立方法に影響が出るのではないのか？</p>	<p>御指摘も踏まえ、特定費用準備資金から公益充実資金への移行についての記載を新ガイドラインに追記いたしました。</p> <p>後段の御指摘については、御理解のとおりです。それぞれの会計毎に適切な按分を行い、積み立てていただくようお願いいたします。</p>
<p>第5章 48</p>	<p>① P 1 3 7 1 2 行目 《(収入額&lt;費用額の場合) 年度欠損額=費用額-収入額(法人の判断で年度欠損額は0とすることができる119)》</p> <p>とあるが、そもそもマイナス部分は、他会計短期借入金等の借入以外は他会計振替にて振替で通常でマイナスはあり得ないのではないのでしょうか？</p>	<p>御指摘の計算は、その事業年度の収支の計算であり、活動の財源を過去の事業年度における剰余</p>

		金などから出した場合、マイナスもあり得ます。
第5章 49	<p>②P138 《下段注123 収益事業、その他の事業のうち、赤字となった区分がある場合は、当該区分を除いた収益の50%を計算する。》の収益の表現を「事業等から生じた収益（利益）」に統一して欲しいです。</p> <p>同様にP173 《エ 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益の2分の1（同条第4号） 公益法人は、公益目的事業を実施することを主たる目的とする法人であり、公益法人が行う収益事業等は、公益目的事業を行うための収入を確保する一つの方法として、付随的に行われるものであることから、収益事業等からの収益の半分は公益目的事業として使用することが求められる。》の収益の表現を「収益（利益）」に統一して欲しいです。</p>	<p>公益認定法令における用語としては、従前から、いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p> <p>御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益（利益）」と括弧書きを付すなどさせていただいております。</p>
第5章 50	<p>③P174 下から11行目</p> <p>《したがって、収益事業等会計又は法人会計の財産を公益目的事業会計に移動させた場合、当該財産は公益目的事業財産となる。》とありますが、この移動は基本、他会計振替となるのでしょうか？</p> <p>その場合、その年度の事業等から生じた収益（利益）を超えて繰り入れることは可能でしょうか？</p>	<p>1つ目の御質問については、他会計振替に該当します。</p> <p>2つ目及び3つ目の御質問については、そうした繰り入れは可能です。</p>

	<p>また、法人税法上の寄付金控除との関係はどうなるのでしょうか？</p>	<p>が、中期的収支均衡における収入・費用の範囲は法令で規定されていることに御留意ください。</p>
第5章 51	<p>(1) 規律の趣旨</p> <p>→ 今後もデフレが続くのであれば、収入を使い切っても問題ないかも知れない。しかし、2%の「物価安定の目標」が達成されるとすれば、中期的収支均衡を実現した場合、実質的に公益法人の資産は目減りすることとなる。(複利計算を行った場合、毎年2%の物価上昇が継続すると仮定すれば、財産の実質的価値は10年後には80%、20年後には70%を下回る。)</p> <p>適切な資産の増殖(運用益から元本への一定割合の組入れ)が認められなければ、公益目的事業に充当される資金についても実質的には減少する。引いては、民間の公益活動の発展を妨げることになりかねない。</p> <p>「公益充実資金」「予備財産」等により、一定の配慮はあると言えるが、「中期的収支均衡」「用途不特定資産」の算定方法や保有の要件は複雑過ぎる。</p> <p>将来的には、現在の財務規律に替えて、米国等を参考に、日本の制度に相応しいペイアウト・ルールを設置すべきである。例えば公益目的保有財産の〇%を公益目的事業に充てる支出義務を検討してはどうか。</p>	<p>御理解のとおり、我が国の公益法人制度は、縮小均衡だけでなく、拡大均衡が可能な制度となっています。</p> <p>御懸念の点についても、新ガイドラインにおいては公益目的保有財産に金融資産が含まれる旨を記載しているほか、剰余金の解消策として金融資産の取得が可能である旨を明らかにするなど資産の拡大を制度に組み込んでおり、適切な資産の増殖が認められていないとの御指摘は当たりません。</p>
第5章 52	<p>○ 本規定を利用する法人は、</p>	<p>御指摘のとおり修正し</p>

	→ 適用する法人は	ます。
第 5 章 53	<p>(2) 特例算定方法（様式集 46 頁）</p> <p>法令上、「収益」なので仕方がないが→ガイドライン上は、「利益」を使用すべきと考えられる。</p> <p>→ 特例算定方法は、利益額の 50%を超えて繰入れる場合を意味すると理解しているが、分かりやすさの観点から、括弧書きでその旨記載すべき。</p>	<p>公益認定法令における用語としては、従前から、いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p> <p>御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益（利益）」と括弧書きを付すなどさせていただいております。</p>
第 5 章 54	<p>○ 非吸収法人</p> <p>→ 正しくは「被吸収法人」か。</p>	修正します。
第 5 章 55	<p>(2) 財産の譲渡損等（認定規則第 26 条）</p> <p>財産の譲渡損失、財産の評価換えによる評価損、財産の運用損失については</p> <p>→ ここで財産の「譲渡損失」（「財産譲渡時の損失」）「運用損失」という用語が出てくるが、損益計算書における売却損と運用損と同一の内容を指すか否か不明確である。同一であれば、「売却損」「運用損」を使用すべき。（法令上は、「譲渡損失」等を使用して</p>	<p>例えば、建物の譲渡損失であれば、活動計算書における、その他費用（建物売却損）に計上されるものと考えますが、資産</p>

	いたとしても、ガイドラインでは会計基準の用語を使用すべき)	によって会計上の科目等も異なることから、当該記載以上に詳細に特定することはしていません。
第5章 56	(4) 融資に係る費用額（認定規則第28条） 事業規模が「外小さくなる」ことが想定される。 → 入力のみりか。	修正します。
第5章 57	ア 公益充実資金について 中期的収支均衡における剰余額・欠損額の算定においては、いずれを目的とする積立てであっても区別せずに費用額に算入される。これに対し、公益目的事業比率の算定においては、当該事業年度における公益充実資金の積立額のうち事業実施のために積み立てられた部分に係るものを費用額に算入し、取崩額のうち資産取得等に充てた部分以外に係るものを費用額から控除する。 → ここに記載されている内容は、【参考】中期的収支均衡の判定フロー（通常の算定方法）（1）括弧書きの説明と矛盾していないか。	御指摘のフロー図は、中期的収支均衡に係るものであり、御懸念は当たりません。
第5章 58	(2) 保有上限額の算定方法<特例>（認定規則第34条第2項） 保有上限額＝当該事業年度又は前事業年度の上記Aの合計額－当該事業年度又は前事業年度のBの合計額 → 算定式に「又は」が使用され対応関係が明確でない。 それぞれの式を別建て（i又はiiなど）で記載していただきたい。	御指摘の修正では、煩雑になるため原案を維持します。
第5章 59	エ 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益の2分の1（同条第4号）	公益認定法令における用語としては、従前から、

	<p>公益法人は、公益目的事業を実施することを主たる目的とする法人であり、公益法人が行う収益事業等は、公益目的事業を行うための収入を確保する一つの方法として、付随的に行われるものであることから、収益事業等からの収益の半分は公益目的事業として使用することが求められる。</p> <p>→ 「利益の2分の1」「利益の半分」とすべきではないか。(その他にも「利益」とすべき箇所多数)</p>	<p>いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p> <p>御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益(利益)」と括弧書きを付すなどさせていただいております。</p>
第5章 60	<p>○ 収益事業等を行わない法人が区分経理を行わないこととしていた場合において、収益事業を開始した時にはどのような取り扱いとなるのか明示されたい。</p>	<p>改正法第19条ただし書の適用を受けることができないため、収益事業等を開始した事業年度から区分経理の義務は発生します。</p>
第5章 61	<p>○ 例えば、複数の土地建物を保有する公益法人において、公益目的事業の用に供していた土地建物 A と収益事業等の用に供していた土地建物 B の用途を交換することがあり得る。(単一の土地建物の場合は使用部分の交換)</p> <p>この場合、認定法上(特に公益目的取得財産残額の算定)及び会計上はどのような様になるの</p>	<p>御質問の趣旨が明らかではありませんが、土地建物 A と土地建物 B の価額が同額である場合に、</p>

	か。	これを交換したとしても、公益目的事業財産の額に影響はないため、公益目的取得財産残額にも影響はございません。 仮にそれらの財産を控除対象財産としてしている場合には、貸借対照表の注記等で交換を反映した表示を行う必要があります。
第5章 62	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益目的事業の実施状況について事業報告の → 実施状況について</li> <li>○ あわせて、財政基盤の状況を明らかに会員等 → 「明らかに会員等」は入力誤りではないか。</li> <li>○ 186 一年度内求めるに二度の決算を求めることは、… → 入力誤りではか。</li> </ul>	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「実施状況について」 「明らかにするため、」 「一年度内に二度の」
第5章 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類（認定規則第46条第1項第3号）「金融資産の運用収入」 → 損益計算書の数値を転記することを前提とするなら、「運用収益」が適切ではないか。償却原価法を適用している場合、運用収入と運用収益の数値は異なる。</li> </ul>	現行のとおりであり、「運用収入」のままとさせていただきます。

<p>第5章 64</p>	<p>規則第 38 条及びガイドライン（案）p176-177「イ」により、公益目的事業財産について他会計への債務返済に使用することができる旨定められている。一方で他会計のための費用を一時的に公益目的事業財産から支出して良いかどうかは明らかでない。例えば公益目的事業会計と法人会計の共通経費について、一時的に全額公益目的事業会計から支出し「他会計貸借勘定」等で計上した上で、後日法人会計と費用精算することは問題無いか、ガイドラインで明記してほしい。</p>	<p>お示しの規定は、公益目的事業財産から他会計への債務の返済が認められる場合に制限を設けるものであり、その逆（公益目的事業会計から他会計への資金等の融通）については、公益目的事業財産に関する規律が遵守され、適切に公益目的事業財産が管理される限り、禁じられておりません。</p>
<p>第6章 1</p>	<p>3 ガイドライン P219 第4節立入検査の実施指針（認定法第 27 条）第3 点検調査（1）点検調査の実施方針について  点検調査のサイクルについて「概ね 10 年以内を目途に行うこととし、法人のガバナンス状況等に応じて柔軟に判断する。」とある。  3 年、5 年、10 年の立入検査サイクルとする場合の目安等をお示しいただきたい。  なお、前回の立入検査から約 10 年経過すると法人資料保管状況によっては適切に運営されていたかが検査できない可能性があると考えている。</p>	<p>「概ね 10 年以内」は、法人の運営実態やガバナンス状況等に応じて短いインターバルとすることを前提としています。例えば、立入検査や点検調査の結果を踏まえ、すぐに改善状況等を確認する必要があるような場合や体制が脆弱な法人の場合等には翌年や 2 年後に再</p>

		<p>調査を行うこととしたり、中長期的にフォローアップしていく必要があるような法人の場合には5年程度間を開けることとしたり、さらに、定期提出書類・各種届出・公表情報等を通じて特段問題が見受けられない法人の場合には10年程度のサイクルとするなどという対応が考えられます。</p> <p>都道府県においては、地域の実情も踏まえた対応がなされるものと考えます。</p>
第6章2	<p>監督</p> <p>公益認定法46条（委員会による勧告）の趣旨について立法時に戻ってその趣旨をガイドラインに記載願いたい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、第1章第3節第1（1）において明記しておりますので、対応済みと考えております。</p>
第6章3	P223 第6章第6節第2「監督処分等の適用方針」	<p>行政手続法の「処分基準」の設定及び公表につ</p>

	<p>「なお、行政庁は、不利益処分の基準を設定し、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない点にも留意する（行政手続法第12条）」</p> <p>とありますが、現行制度において、内閣府では不利益処分の基準を設定し公表しているのでしょうか？もし現在は設定していない場合、今後、内閣府において設定される予定でしょうか？</p>	<p>いては努力義務であり、これまで、不利益処分をした事例も殆どないことから、設定・公表はしておりません。一方、行政手続法の趣旨も踏まえ、従前から「監督の基本的考え方」（平成20年11月21日内閣府）を公表しております。今回、新ガイドライン第6章において、「監督の基本的考え方」を更新し、監督・処分に当たっての基本的考え方を示し、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することを明記しております。</p>
--	--	---

【第7章～第8章、様式集、告示】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
------	-----	----------------

<p>第7章 1</p>	<p>我々は都道府県 A 及び B 市での 6 年間にわたる議論から誕生した、全国で初めて地域レベルでの公益法人の中間支援を目的とした団体です。これまで都道府県 A の公益認定等委員会委員の属性に関する都道府県 A への提案、都道府県 A の公益認定等委員会事務局作成のホームページの周知、法改正に伴う連絡会、平成 30 年度税制改正における土地等の寄附に伴う売却の特例などについて、無料で情報提供を行ってまいりました。こうした観点から以下のようなコメントをさせていただきます。</p> <p>今回のガイドライン素案の 228 ページに</p> <p>第 3 節 国の支援（認定法第 3 条の 2 第 2 項）</p> <p>第 7 章 公益法人行政担当室の業務運営方針</p> <p>○ 認定法第 3 条の 2 第 1 項において、公益法人が、より国民からの信頼・協力を得られる存在として更なる発展を遂げるために、ガバナンスの充実や説明責任について公益法人が果たすべき責務を明記し、公益法人の自発的な取組を促進することの重要性を確認している。</p> <p>○ 同時に第 2 項において、公益行政を所管する国に対して、自主的・自律的な公益法人の取組を後押しすることを義務付け、民間公益の活性化に資する活動を行っていくことを求めている。</p> <p>例えば○ 1 インパクト測定・マネジメントに関する国内外における取組事例調査、事例集の作成・展開、○ 2 自律的ガバナンス充実や透明性確保の取組の好事例の収集・展開、○ 3 公益的活動を行う他の団体を広く支援している法人等中間支援団体等の支援等が考えられる。</p> <p>とあります。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
--------------	---	-----------------------

	<p>今回の改正については、これまでは抑制的で、萎縮しがちであった公益活動をチャレンジングにすること、同時に自律的ガバナンスを担保することの両面を各団体に要請していると理解しております。しかしいまだに巷間何が変わるのかよく分からないと言う声が聞こえます</p> <p>そこで、活動事例の中に「チャレンジングな運営事例の紹介」「法改正によって活性化事例の紹介」などを追加してはいかがでしょうか？</p> <p>また、中間支援団体等については、中央に任せるだけではなく、地域という面において、専門性を有して活動している中間支援団体等とも協力関係を築き上げる趣旨で、「各地の」という用語を入れてはいかがでしょうか。</p> <p>以上から該当箇所を以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>○3 チャレンジングな運営取組事例調査、事例集の作成・展開、法改正によって活性化した取組事例調査、事例集の作成・展開</p> <p>○4 公益的活動を行う他の団体を広く支援している各地の法人等中間支援団体等の支援等が考えられる。</p>	
第8章1	<p>○ なお、用途が実施事業に特定されている積立金（基金） → 純資産科目である積立金及び基金との混同を避けるため、積立資産（基金資産）とすべきではないか。FAQをはじめ、内閣府の資料でも○○資産の使用を推奨していたと記憶している。</p>	御指摘を踏まえ修正いたします。
様式集1	新様式C(2)（控除対象財産）（21頁）	最終的に行政庁から提

	<p>公益充実資金の増減内訳は、「取崩額」「積立額」だけではない。これ以外に有価証券の「評価損益等」がある。</p> <p>資産取得資金、特定費用準備資金も同様である。</p> <p>以下修正されたい。</p> <p>3. 公益充実資金（A（5）より） 帳簿価額欄は「前期末」「取崩額」「積立額」「期末（c）」の4欄のほかに、「評価損益等」を追加。</p> <p>4. 資産取得資金（公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良）（C（3）より） 帳簿価額欄は「前期末」「取崩額」「積立額」「期末」の4欄のほかに、「評価損益等」を追加。</p> <p>5. 特定費用準備資金（公益以外の特定の活動の実施）（C（4）より） 帳簿価額欄は「前期末」「取崩額」「積立額」「期末」の4欄のほかに、「評価損益等」を追加。</p>	<p>供する様式については、御指摘も踏まえ検討いたします。</p>
<p>様式集2</p>	<p>収益事業からの50%あるいは50%超繰入の条文で「収益事業から生じた「収益」の50%となっているが、「利益」の50%が正しい。</p> <p>様式集は正しい表現になっているが、例えば施行規則第19条第1号の二では「収益」の50%となっており、訂正すべきである。</p>	<p>公益認定法令における用語としては、従前から、いわゆる会計上の「利益」を「収益」と、会計上の「収益」を「収入」と呼んでおります。</p>

		御指摘の分かりにくさについては、今回、新ガイドラインの中期的収支均衡に関する記載において必要に応じ「当該事業年度の収益事業等から生じた収益（利益）」と括弧書きを付すなどさせていただいております。
様式集 3	<p>様式 事業報告編 運営組織に関する重要な事項 (2) 理事及び監事のその他の状況</p> <p>理事又は監事の数 は事業年度末時点のストックの情報で、「報酬等の総額」は年間を通じたフローの情報であり、両データは符合するものではありません。この点、誤解が生じないように、数と総額の表を別にすべき（横に並んでいても良いけど間にスペースを空ける）と考えます。</p> <p>運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】</p> <p>「会員等について」の表が2つありますが、どちらかが不要ではないでしょうか。なお、(注)、(注3) というのが書かれていますが、該当する注がありません。</p>	<p>当該事業年度終了時点の各役員総数・当該事業年度末に把握・計算された理事・監事・評議員ごとの報酬等の年間総額である旨記載検討します。</p> <p>公益財団法人用の2つの「会員等について」「注」「注3」は整理します。</p>
様式集 4	<p>【事業活動に関する重要な事項】</p> <p>(3) 資産、負債及び正味財産の額 と書かれており、表にも「正味財産額」とありますが、法令の規定に従えば、「正味財産」ではなく「期末純資産」が正しいのではない</p>	(3) について、正味財産額⇒期末純資産額と御指摘のとおり修正しま

	<p>でしょうか。</p> <p>(4) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細</p> <p>関連当事者については今回の会計基準変更により対象が拡大されますが、新会計基準への移行については3年間の猶予期間があります。法令改正の施行後であり新会計基準にまだ移行していない段階では、行政への提出書類のこの表に記載する「関連当事者」は拡大前のもので良いのでしょうか、それとも拡大後のものになるのでしょうか（仮に後者だとすると、行政提出書類には「あり」と書きながら財務諸表には記載がないという事態が生じます。）。この点につき明確に記載していただかないと現場が混乱しますので、ガイドライン本文又は書式のどちらでも良いので明記いただくようお願いします。</p> <p>なお、</p> <p>(4) 関連当事者との取引に関する事項およびその明細</p> <p>(5) 海外への送金に関する事項</p> <p>の通し番号は間違っています。</p>	<p>す。</p> <p>(4)について、新会計基準等（令和6年会計基準及び運用指針）に移行前は、平成20年会計基準において記載されている関連当事者（拡大前）で足りるものです。</p> <p>新会計基準等の選択時期にかかる変動ですので、各法人において、記載の範囲を確認してください。内閣府からも広報します。</p> <p>通し番号の御指摘ひな形の整理時に訂正いたします。</p>
<p>様式集5</p>	<p>12頁 新別表A(2)</p> <p>「2. 特例算定残存欠損額の算定」であるが、特例暫定欠損額の算定で終わっており、特例残存欠損額の算定結果が表示されていない。</p> <p>「特例暫定欠損額」から、過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（マイナスの場合零）が、当該事業年度に係る特例残存欠損額である（認定法施行規則第19条第2項）。</p>	<p>御指摘の点については、公益認定申請段階では、過去の特例残存欠損額を加味する必要がないため、御指摘の様式の2.の計算の「特例算定暫定</p>

	<p>よって次の算式になる。</p> <p>(特例収入額－特例費用額)－繰り入れた利益の50%を超える部分＝特例暫定欠損額</p> <p>特例暫定欠損額－過年度特例残存欠損額の合計額＝当該事業年度に係る特例残存欠損額（マイナスの場合零）</p>	<p>年度欠損額」を「特例算定残存欠損額」に修正いたします。</p>
様式集6	<p>147頁28行目と様式集との関係</p> <p>中期的収支均衡への移行に際して、旧制度において収支相償の計算上生じた剰余金が解消されないまま残っている法人が存在することが記載されている。</p> <p>旧制度の収支相償が解消されずに残っている剰余金は、（2年間で解消することになるが、）年度欠損額があればまず年度欠損額と当該剰余額を通算し、通算後の額を当該事業年度の年度欠損額にする旨が記載されている。</p> <p>そうすると、事業報告等に係る提出書の様式上も、「旧別表A（1）、A（2）、A（3）」を記載しなければならないのか、明らかにされたい。このような法人にあっては、新制度への移行後も、旧制度の様式と新制度の様式との両方を提出しなければならないのかどうか、実務上は極めて重要である。</p>	<p>様式に旧制度下における剰余金を管理する欄を設けました。</p>
様式集7	<p>様式集及び会計基準の注記情報、附属明細書の情報を見る限り、現行の事業報告等の定期提出書類の別表F1に相当する役員報酬の個人別内訳に対応する情報が無いようです。</p> <p>当該個人別の記載は、廃止され、役員報酬の会計別の内訳のみで良いということでしょうか？</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>併せて2000万円を超える財産的利益を受けている場合には、額とその必要の理由（個人名は不要）を個別に記載・開示いただきます。</p>
様式集8	<p>様式集P19に別表B(5)の改定案があるが、公益法人会計基準の運用指針の素案P50</p>	<p>御理解のとおり、御指</p>

	<p>に記載されている活動計算書の注記（５）事業費・管理費の形態別区分と内容が重複している。活動計算書の注記（５）事業費・管理費の形態別区分は、省略不可であるため、事業報告等の定期提出書類からは削除すべきと考えます。</p> <p>また、仮に記載するとしても配賦基準の列の記載内容を明確にしてください。様式集に記載があるよな「共通費用 60 を（公益 5 : 収益 3 : 法人 2）で配分」というような共通費用を集計する作業は、実務上困難です。</p>	<p>摘の内容は、新会計基準等では、注記が必須になるところですが、当該会計基準については、移行期間が設けられているため、当該会計基準等に移行するまでの間は、御指摘の様式を使用いただくこととなります。</p>
様式集 9	<p><b>【定期提出書類の様式】</b></p> <p>○ 令和 7 年度以降、原則、BS の区分経理が必要となりますが、小規模法人はこれまでの別表対応でも可能とする方向性について、先月の北海道・東北ブロック会議において内閣府より発言がありました。令和 7 年度以降の経過措置期間において、大規模法人、小規模法人ごとに、区分経理を開始した法人、開始しない法人、別表を継続する法人など、法人によって、様々な形式での提出が想定されます。まず、各法人が、移行期間中に、何を提出するのか、分かりやすい手引きと、行政庁が審査するに当たっての基準を、具体的に明記していただきますようお願いいたします。</p>	<p>貸借対照表の内訳表を別表で作成するといった取扱は従前もなく、新制度においてもございません。提出する書類については、随時お知らせし、わかりやすい手引きとなるよう進めてまいります。</p>
様式集 10	<p>（該当箇所）様式集 p. 36 : 事業報告編 （コメント）</p> <p>様式集案では、「事業報告編」とされているが、この事業報告について、計算書類等における貸借対照表・損益計算書・事業報告の「事業報告」と誤解される恐れがある。様式の変更である旨と、適用時期を個別に明示いただきたい。</p> <p>なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究会資料 3 では、「現行制度からの主な変更点</p>	<p>様式集各様式の適用時期についても随時お知らせします。また、毎事業年度経過後 3 月以内に提出する事業報告等の書類については、令和 7 年 4 月</p>

	<p>(様式)」「2. 定期提出書類(水色マーカーは様式を改めたもの)」において、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」と記載されており、この「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」が誤解を生みかねず、丁寧な解説をお願いしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>令和7年3月末に終了する事業年度に係る「貸借対照表・損益計算書・注記・附属明細書」の改正は、令和7年4月1日以降開始する事業年度から適用される。</p> <p>一方、「事業報告」の記載事項の改正は、ガバナンスに関する取組の事業報告への記載のみであり、同様に令和7年4月1日以降開始する事業年度から適用される。</p> <p>なお、第6回公益認定等ガイドライン研究会資料3は多くの公益法人が知りたい内容となっているが、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」とされており、計算書類等としての事業報告と誤解されかねず、また、令和7年6月30日までの提出分の段階適用の情報がないため、補足いただきたい。</p>	<p>1日の施行日以降提出する「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」及び「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」は、新様式で提出です。施行日前の事業年度に関する財務書類(別表A~別表C)などは、従前どおりの様式です。事業報告へのガバナンスの取組の記載は、令和8年6月末を期限とするものから記載が必要となります。各時期に提出する様式を整理してお示しします。</p>
<p>様式集 11</p>	<p>様式集を見て気になったので意見を行っておく。</p> <p>様式集中の、</p> <p>様式第五号(第五十七条関係)「事業報告等に係る提出書」</p> <p>について、その「記」部分について、インデントの設定(あるいは字下げ等かもしれな</p>	<p>様式集に掲載しております各様式につきましては、御指摘いただいたような形式面も整えた上で改めて公表いたします。</p>

	<p>いが。)が不適切ではなからうか？</p> <p>特に項番 10 及び 11 についておかしな感じがするし、厳しく見ると 1 と 2 も項番の後の記述部分の頭の位置が若干ずれているように思われる。(当方の閲覧環境に問題がある可能性もあるが。)</p> <p>今後とも使う様式なのであれば、今直しておいた方が良いのではないかと思われるので、確認(及び必要なら訂正)を行われたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	
様式集 12	<p>→ 収支予算書の様式について、ガイドラインの説明のみではイメージがつかみ難い。予算書のひな形について、様式集等で示していただきたい。</p>	<p>収支予算書は各法人において作成されるものであり、行政庁への提出を求めるひな形をお示しする予定はありません。</p>
様式集 13	<p>【新別表 B (5) (公益目的事業比率に係る計算表)】</p> <p>→ 合計欄は自動計算として欲しい。</p> <p>→ 会計基準に平仄を合わせて、以下のとおりとしてはどうか。</p> <p>寄付金収入→受取寄付金</p> <p>会費収入→受取会費</p>	<p>最終的に行政庁から提供する様式については、御指摘も踏まえ検討いたします。</p>
様式集 14	<p>【外部理事になれない者】</p> <p>その就任の前十年間当該法人又は…</p> <p>→ 「10 年間」とすべきではないか。</p>	<p>算用数字とするようにいたします。</p>
様式集 15	<p>【事業活動に関する重要な事項】(認定規則第 46 条第 1 項第 3 号)</p> <p>(2) 金融資産の運用収入の額</p>	<p>従前と同様であること継続性を重視し、運用収</p>

	→ 「運用収益」とすべきではないか。	入のままとします。
様式集 16	様式集で用途不特定財産に係る C-1、C-3、C-4、A(1)、A(2)は和暦だが、公益充実資金の明細 A(5)-1、A(5)-2 では西暦が使われている。 資産の再取得等で、長期の積立てになることが見込まれるものについて、当該資金の明細を作成する際に混乱するので、かがみ文書を除いて西暦で統一してほしい。	最終的に行政庁から提供する様式については、御指摘も踏まえ検討いたします。